



子ども農山漁村交流プロジェクト
安全管理マニュアル作成のポイント

Q&A
改訂版

2016年3月

一般社団法人 全国農協観光協会

改訂版発行に際して

平成24年3月に初版を発行して以来、毎年リスクマネジメント研修を開催させていただきました。幸いにも本書発刊後、大きな事故は起きておりませんが、油断はできませんので、初版発行以降の最新の情報を加えて改訂をすることとしました。

今回の改訂では、第4章・第6章の一部を改訂し、新たに第7章農林漁業体験プログラム開発のポイントを追加しました。

また、他の協議会のマニュアルを見たいとの多数のご要望がございましたので、一部の協議会からご協力をいただき、資料編に掲載することができました。ご協力いただきました協議会の皆様には、この場を借りて深く御礼申し上げます。

ただし、本書や他の協議会のマニュアルを読むだけでは、リスクマネジメントの基本を実感して理解することは難しいものです。

まだリスクマネジメント研修（基本編・上級編）に参加されていない方は、同研修を是非受講していただき、基本を理解した上で、本書をご活用いただければ、より本書の意義をご理解いただけるのではないかと思います。研修会では、本書に掲載しきれない事件事例を毎年ご紹介しながら安全管理のポイントを紐解いており、当研究会としましては、本書と研修会はセットでご活用いただくことを想定しています。

これからも子どもたちの笑顔のために安全・安心な受け入れを推進していただけるよう私どもも研鑽を続けて参る所存です。

平成28年3月

子ども農山漁村交流プロジェクト研究会
法務・安全部門対策会議 会長 弁護士 早川 修

目次

第1章	安全管理についての基本的な考え方	5
	Q1:協議会は、何故、安全管理について考えなければならないのでしょうか。	
第2章	日々の活動における安全管理の留意点について	
第1節	安全管理の一手法	7
	Q2:協議会が、日々の安全管理を実践していく上で、参考となる手法があれば、教えてください。	
第2節	リスク（危険要因）の洗い出し	9
	Q3:安全管理マニュアルを作成する際には、まず考え得るリスク（危険要因）をすべて洗い出す必要があります。宿泊体験活動を実施する際のリスクにはどのようなものがありますか。	
第3節	リスク（危険要因）の評価・分析と予防策	11
	Q4:洗い出したリスク（危険要因）はどのように評価・分析するのでしょうか。	
第4節	安全を実現する組織づくり	13
	Q5:協議会として、安全な宿泊体験活動を実現するためには、どのような点に留意して組織づくりをすればよいのでしょうか。	
第3章	受入れ準備段階における留意点について	
第1節	プログラムの企画立案	15
	Q6:安全なプログラムを企画立案するためには、どのような点に留意すべきでしょうか。	
第2節	学校に対する説明・確認事項	17
	Q7:学校に対して事前に説明及び確認すべき事項について教えてください。	
第3節	実地踏査及び施設の点検	19
	Q8:実地踏査及び施設の点検のポイントを教えてください。	
第4節	体験活動場所の点検	23
	Q9:体験活動場所の点検について教えてください。	
第5節	保険の確認	26
	Q10:協議会が知っておくべき保険の概要について教えてください。	
第6節	各種法令の規制緩和	31
	Q11:各種法令の規制緩和の概要について教えてください。	
第4章	活動段階における留意点について	
第1節	子どもに対する指導の基本的な留意点	34
	Q12:子どもに対する指導の基本的な留意点は何でしょうか。	
第2節	共通事項	
第1項	健康問題	39
	Q13:子どもの健康問題について留意すべきポイントを教えてください。	
第2項	食物アレルギー	41
	Q14:食物アレルギーの予防等で留意すべきポイントを教えてください。	

第3項 外傷	45
Q15:子どもの外傷を予防するポイントを教えてください。	
第4項 食中毒・ノロウイルス	47
Q16:食中毒及びノロウイルス予防等のポイントを教えてください。	
第5項 個人情報・写真等の問題	49
Q17:子どもの名前, 携帯電話番号及び電子メールアドレスなどの情報の取扱いで注意すべき点は何でしょうか。	
Q18:子どもをカメラ等で撮影する場合に注意すべき点は何でしょうか。	
第3節 受入れ時の留意点(交通事故を含む)	51
Q19:子どもを受入れるときの注意すべきポイントを教えてください。	
第4節 施設内における留意点	55
Q20:施設内の事故を予防するポイントを教えてください。	
第5節 体験活動における留意点	
第1項 体験活動における準備	59
Q21:体験活動における準備のポイントについて教えてください。	
第2項 体験活動における子どもの事故の特徴	62
Q22:体験活動における子どもの事故の特徴を教えてください。	
第3項 天候判断	66
Q23:天候判断において留意すべき点を教えてください。	
第4項 危険な動植物	70
Q24:危険な動植物について留意すべきポイントを教えてください。	
第5項 農作業中の道具による事故	74
Q25:農作業中の道具による事故を防ぐためにどのような点に留意すべきでしょうか。	
第6項 海での活動	76
Q26:海での活動の留意点を教えてください。	
第7項 川での活動	78
Q27:川での活動の留意点を教えてください。	
第8項 山での活動	81
Q28:山での活動の留意点を教えてください。	
第5章 地震・津波等防災に関する留意点について	84
Q29:地震・津波等防災に関する留意点について教えてください。	
第6章 事故が起きた場合の対応方法の留意点について	
第1節 救助体制, ファーストエイド・キット	88
Q30:救助体制の確立の仕方及びファーストエイド・キットについて教えてください。	
第2節 連絡手順の確立等	89
Q31:緊急連絡シート作成の留意点を教えてください。	
第3節 被害者及び学校等への対応について	91
Q32:事故が起きた場合に、被害者や学校等に対して、どのような対応をすれば良いのでしょうか。	

第7章 農林漁業体験プログラム開発のポイント…………… 92

Q33: 農林漁業体験プログラム開発のポイントを教えてください。

参考資料 …………… 100～148

※協議会が作成する際の検討のたたき台としてご参照ください。

第1章 安全管理についての基本的な考え方



1 協議会は、何故、安全管理について考えなければならないのでしょうか。



1 主催者としての責任

農林漁家及び指導者の過失により事故が起きた場合、農林漁家及び指導者が法的な責任を負うだけでなく、協議会も主催者として法的な責任を負う可能性があります。

もちろん、実際に子どもと直接接するのは農林漁家であり、また体験活動の指導者です。基本的には、協議会の事務所で事故が起きるのではなく、農林漁家及び指導者という「現場」で事故は起きます。

したがって、協議会は、現場の農林漁家及び指導者と一緒に安全管理を実践していく必要があります。

2 安全管理についての基本的な考え方

では、協議会は、農林漁家及び指導者に対し、安全な宿泊体験活動を実現するために、具体的にどのような指導をすれば良いのでしょうか。

最も重要なことは、「類似の事故事例」を把握した上で、定期的に、農林漁家及び指導者とともに宿泊体験活動に潜む「リスクの洗い出し」を行い、一緒に安全管理について考えることです。

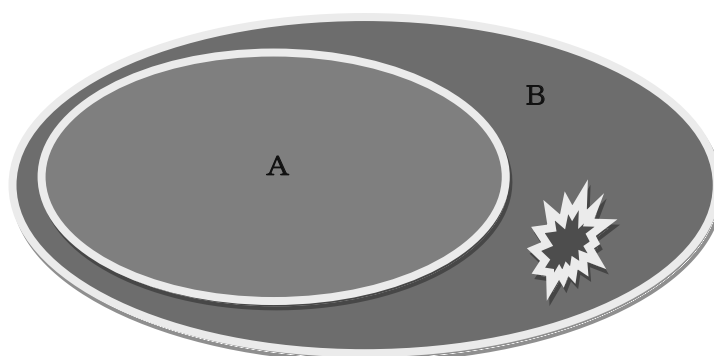
事故は、繰り返し同じような原因で起きています。したがって、協議会は、類似の事故から目を背けることなく、その事故の教訓を自分たちの活動において活かしていくことが大切です。また事故に至らないヒヤリ・ハット^(注1)を通じて、多くの事故等の原因を知ることが事故を予防するために重要なことなのです。

事故は意識しているところではなく、意識が十分でなかったり、無意識のところで生じています。つまり、事故を起こした人にとって、事故は“まさか”で起きているのです。

事故を予防する安全管理は、この“まさか”を減らす作業です。活動に潜んでいるリスクを洗い出し、そのリスクの内容を正しく把握することにより、“まさか”を減らしていく作業が安全管理なのです。このリスクの洗い出し能力を高めるために、類似の事故事例を知り、ヒヤリ・ハットを集積していくのです。

第2章では、具体的な安全管理の手法についてご紹介します。

【事故が起きるときのリスクと意識の位置付け】



Aさんにとっては、“まさか”



想定外なので、回避措置ができなかった。

Bさんにとっては、意識の範疇



想定内なので、回避措置を講じることができた

こういう形で事故は起きている。

【リスクと意識との関係】

基本テーゼ（基本的な方向・形態を定めた方針）

- ・「意識」があるところでの事故は防ぐことができる。
- ・重大な事故は「意識」がないところで生じている。



従って、当該活動に潜むリスクを洗い出す能力を高めて、“まさか”となる確率をできる限り減らしていく。

(注1) ここで表記する「ヒヤリ・ハット」とは、事故には至らないが、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした事故になりかねない事例のことをいいます。事故にならなかったから良かったとして忘れ去るのではなく、ヒヤリ・ハットを大切に集積することが事故予防に役立ちます。

[目次に戻る](#)

第2章 日々の活動における安全管理の留意点について

第1節 安全管理の一手法

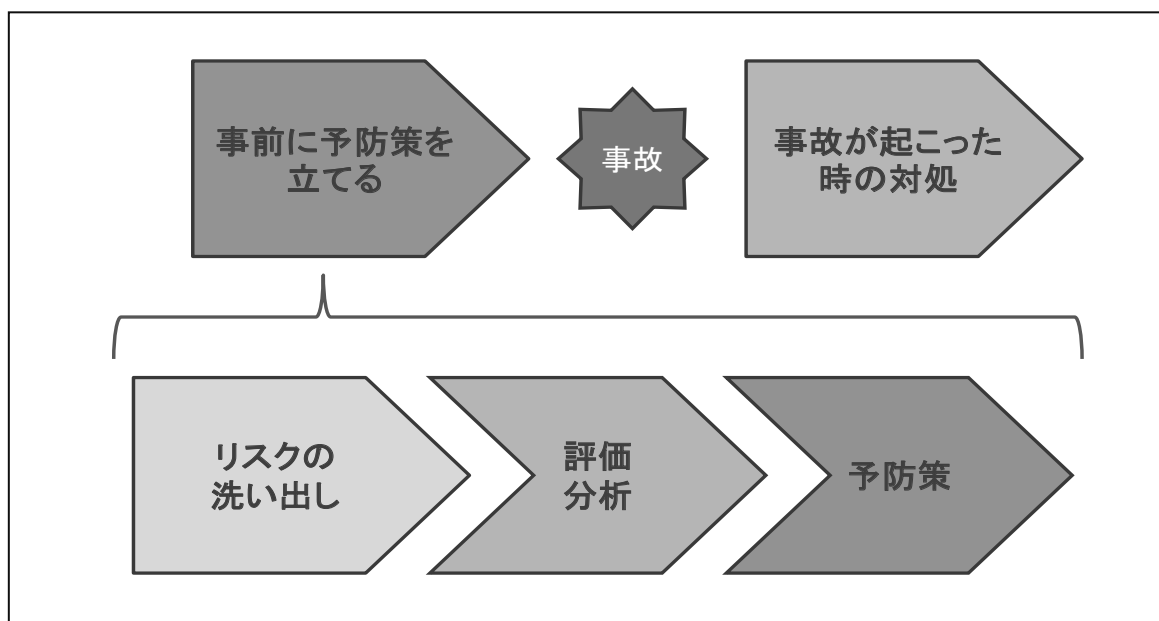
Q 2 協議会が、日々の安全管理を実践していく上で、参考となる手法があれば、教えてください。

A

1 安全管理の全体像

安全管理を考える場合、次のとおり大きく2つに分けて考えると整理しやすくなります。一つ目は事故が起きないように事前の予防策を立てること、二つ目は事故が起きた後の対処です。協議会が日々の安全管理を考える場合には、この順番に、それぞれ次に挙げる手順を参考に整理してみてください。

【安全管理の全体像】



(1) 事前の予防策を立てる

- ・リスク（危険要因）を洗い出す。

宿泊体験活動を進める際には様々なリスクが潜んでいます。既に皆が危険だと認識しているものから、認識されにくいものまで、危険だと思われる要素をすべて洗い出します。

- ・洗い出したリスクを評価分析する。

洗い出したリスクを見てみると、致命傷にいたるものから、小さなケガにいたるものまで、様々なものが挙げられているはずです。これらのリスクを一つ目から順に予防策を考えていく前に、まずそれぞれのリスクの危険度に応じて分類してみましょう。分類することで、自分たちの宿泊体験活動には重大な危険が多いのか・少ないのか、発生する可能性が高いリスクは何なのか

などの危険要因の全体像を把握することができるようになります。

- **予防策を立てる。**

整理されたリスクに対して、それぞれの危険度に応じて予防策を考えます。

- **安全管理マニュアルを作成（点検）する。**

各リスクに対する予防策を立てた後には、安全管理マニュアルとしてそれらをすべて文章化します。作成した安全管理マニュアルは誰でもいつでも読めるように保管しておきましょう。

- **スタッフトレーニングを実施する。**

安全管理マニュアルは作成したらおしまい、というものではありません。安全管理マニュアルに記載されているとおりに、事前対策や事故発生時にスタッフ全員が行動できるように、作成した安全管理マニュアルを使ったスタッフトレーニングを定期的に行う必要があります。

- **ヒヤリ・ハットを収集・分析する。**

日々の宿泊体験活動を実施している際に、事故にはいたらなかったものの「これは危ないところだった」とか、「ヒヤリとした」「ハットした」場面に遭遇する場合があります。ヒヤリ・ハットはそのままにせず必ず記録を残すようにしましょう。協議会の中でヒヤリ・ハットを収集し分析していくと、地域特有もしくは組織特有の危険要因を見出すことができますし、安全管理マニュアルやスタッフトレーニングの内容を見直すきっかけにもなります。

(2) 事故が起きたときの対処

- **事故後の対応をする。**

万が一、事故が起きてしまった場合には、「初動」が被害者を救助できるか否かを左右します。救助する者として以下の3点を留意しましょう。

- ① 冷静になる。

適正な対応をするためには冷静になることが大切です。冷静さを失うと場合によっては被害を大きくしてしまう恐れがあります。

- ② 自分自身の安全を確保する。

二次災害を防ぐためにも、自分が置かれている状況、周りの環境などに注意して自分自身の安全を確保しましょう。

- ③ 被害者以外の人たちの安全を確保する。

どうしても被害者に意識が奪われがちですが、被害者以外の人たちの安全管理を十分に徹底した上で救助に向かう必要があります。

- **応急措置トレーニングをする。**

事故に遭遇した場合に速やかに救助し、正しい応急手当ができるように日ごろから全スタッフは応急措置トレーニングを受けておくようにしましょう。

- **原因分析、再発防止をする。**

起きてしまった事故に対しては、教訓を今後活かすために事故の原因を徹底的に調査分析し、再発防止に向けた対策を必ず検討するようにしましょう。

[目次に戻る](#)



3 安全管理マニュアルを作成する際には、まず考え得るリスク（危険要因）をすべて洗い出す必要があります。宿泊体験活動を実施する際のリスクにはどのようなものがありますか。



1 リスク（危険要因）の分類方法

自分たちの活動にはどのような危険が潜んでいるのか、考えうるリスク（危険要因）をすべて洗い出してみる必要があります。リスクは、次のように分類することができます。この分類を一つの参考とした上で、各地域の実情を踏まえて協議会の安全管理マニュアルを作成してみましょう。

リスク（危険要因）：（外的要因，人的要因）×（顕在危険，潜在危険）

(1) 外的要因と人的要因

- ・ **外的要因**：外部からもたらされる影響，人を取り巻く環境に起因するもの。
天候の急変，突風，豪雨，落雷，気温・水温の変化，地震，津波，火山，雪崩，活動場所の地形，崖崩れ，土砂崩れ，落石，急斜面，岩場，危険な動植物（熊，毒蛇，ハチ，毛虫，ウルシ，毒キノコ），アレルギーを引き起こす食物等，道具の使い方・管理方法など
- ・ **人的要因**：人が関わることで発生し，参加者や指導者など人が関わるもの。
危険に対する認識や知識，技術・技能，体力・筋力，疲労，健康状態，集団・感情，人間関係，集中力・意欲，心理・意識など
人的要因は見た目だけでは発見しにくい危険であるため，事前アンケートなどで情報を収集する，活動中にも注意深く観察するなどの対応が必要になってきます。

(2) 顕在危険と潜在危険

- ・ **顕在危険**：見ただけで危険があることがわかる認識されやすい危険
燃える炎，むき出しの刃物，ガラス片，高波，増水する川，川の深み，岩場，崖，狭い山道など
- ・ **潜在危険**：一見安全に見える場所や物などに潜む認識されにくい危険
使い続けている道具，老朽化した建物，車の荷台，個人情報，人間関係など

実際にリスクを洗い出す際には、地域の特性や想定される具体的な場面などに
 応じて、リスクを挙げていくと漏れが少なく十分なリスクの洗い出しができます。
 例えば、次のようなそれぞれの場面ごとにリスクを洗い出すことも有効です。

時系列：実地踏査・受付時、体験活動中、休憩時間、移動時、解散時など。

場 所：活動フィールド、宿泊施設内外、移動の際の車中など。

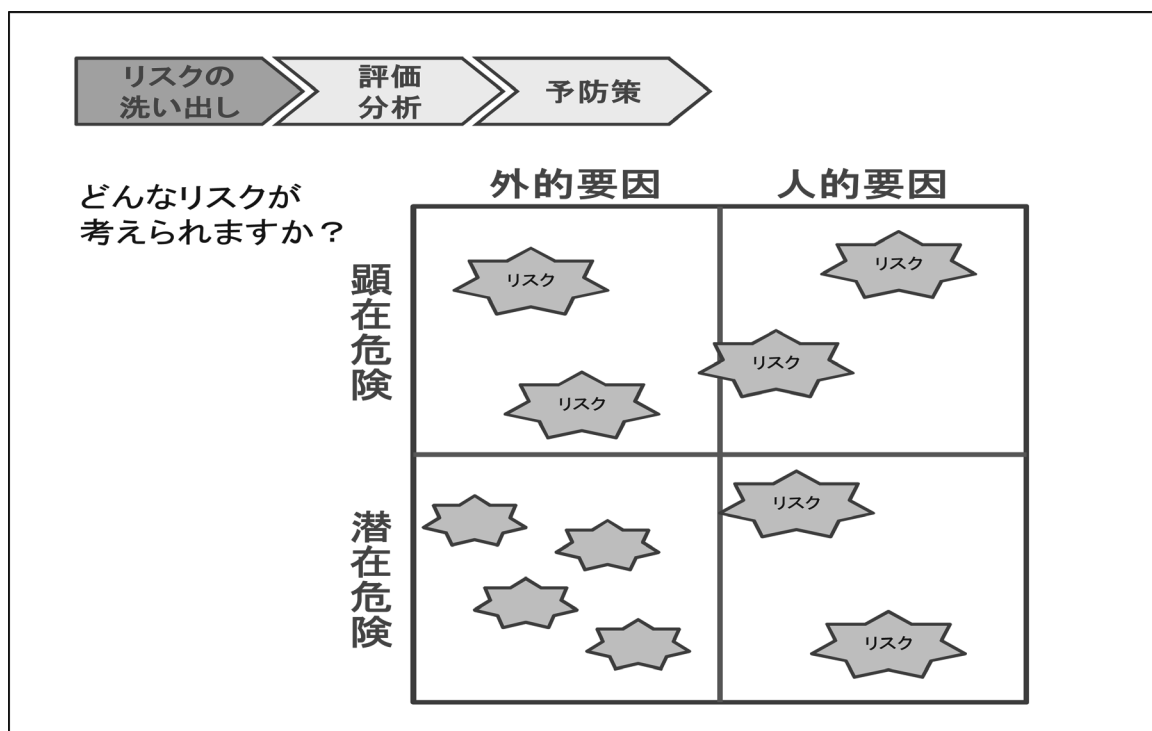
2 リスクを洗い出す手順（例）

用意するもの：付箋紙、水性マーカー、
 模造紙（ポスターの裏面でも代用できます）

最適人数：1 グループ6人程度まで

- (1) 外部要因・人的要因、顕在危険・潜在危険の各項目を参考にしながら、各個人
 で考えうるリスクを付箋紙に書き出します。1枚の付箋紙には1事例ずつ書く
 ようにします（皆で見やすいように大きな字で書きましょう。）。
- (2) 模造紙を下図（リスク（危険要因）の洗い出しマップ）の4事象に分けて、
 書きこんだ付箋紙を適所に貼り付けます。この時、同じような事例があった
 場合には、そのまま重ねるか、その近くに貼り付けていきます。
- (3) すべて貼り終わったら、同じような事例を集めて、貼り直して話し合い、そ
 の事例群にタイトルをつけてみましょう。
- (4) 貼り付け終わった洗い出しマップを見ながら、洗い出せていないリスクはな
 いか、全員で話し合ってください。
- (5) 考えうるすべてのリスクを貼り付け終わったら、その洗い出しマップを見な
 がら、全員でリスクの傾向について話し合みましょう。

【リスク（危険要因）の洗い出しマップ】





4 洗い出したリスク（危険要因）はどのように評価・分析するのでしょうか。



1 リスク（危険要因）の評価・分析方法

洗い出したリスクに対する予防策を考えるために、まずそのリスクがどの程度危険なのかを評価します。つまり「この事故は発生すると衝撃が大きく、頻繁に起こる可能性も高いので、この活動を避けよう」「この事故は発生した際の衝撃は小さいが、多発する可能性が高いので、今回は発生頻度が少なくなるように〇〇の対応をすることとして、万が一発生した場合には〇〇するようにしよう」などを考えることとなります。

洗い出したリスクには結果が重傷を負うような大きな事故に至るものから、かすり傷のような軽微なものまで様々なものが挙げられているはずです。このようなリスクに対する対応は危険度に応じて変わってきますので、まず洗い出した全てのリスクの危険度を評価する必要があります。各リスクの危険度を評価する際には、「危険衝撃度」と「発生頻度」の2つの基準を用いると便利です。

・危険衝撃度：

あるリスクが事故を引き起こしてしまった場合の損害の重大性（危険衝撃度）を考慮することはとても重要です。危険衝撃度の最も大きい死亡事故となるような最悪の場合は何としても避けるべきで、危険衝撃度の小さいケガなどについても解消できるように対策を立てたいものです。

・発生頻度：

あるリスクが引き起こす事故が頻繁に起こるのか、希に起こるものかについても評価の際に考慮する必要があります。たとえ軽微な事故であっても、それが頻繁に起こるようであれば、やはりしっかりとした対策を立てておく必要があります。

2 予防策の考え方

リスクの評価に基づいてそれぞれのリスクに対する予防策を考えます。予防策の一般的な考え方として次の4つがありますので、これらも参考にしながら対策を考えてみましょう。

① 軽減

事故時の損害を小さくする、発生頻度を減らすなど積極的に危険度を小さくしようとする方策で、協議会としてまず優先して考えるべきことです。

② 回避

危険箇所を避ける、活動を中止するなど事故に繋がると思われる機会そのものを回避する方策です。

③ 転嫁

リスクの危険度自体を小さくするのではなく、予想される損害の大部分または一部分を他で負担させる方策です。リスクを転嫁する最も一般的なものは保険を活用するものです。保険を活用することで、事故後の経済的な負担を減らします。転嫁のもう一つの方策として、危険な作業は自分たちでは行わずに専門家に発注する、また、活動そのものを業務委託契約等により他団体に依頼することも挙げられます。

④ 保有

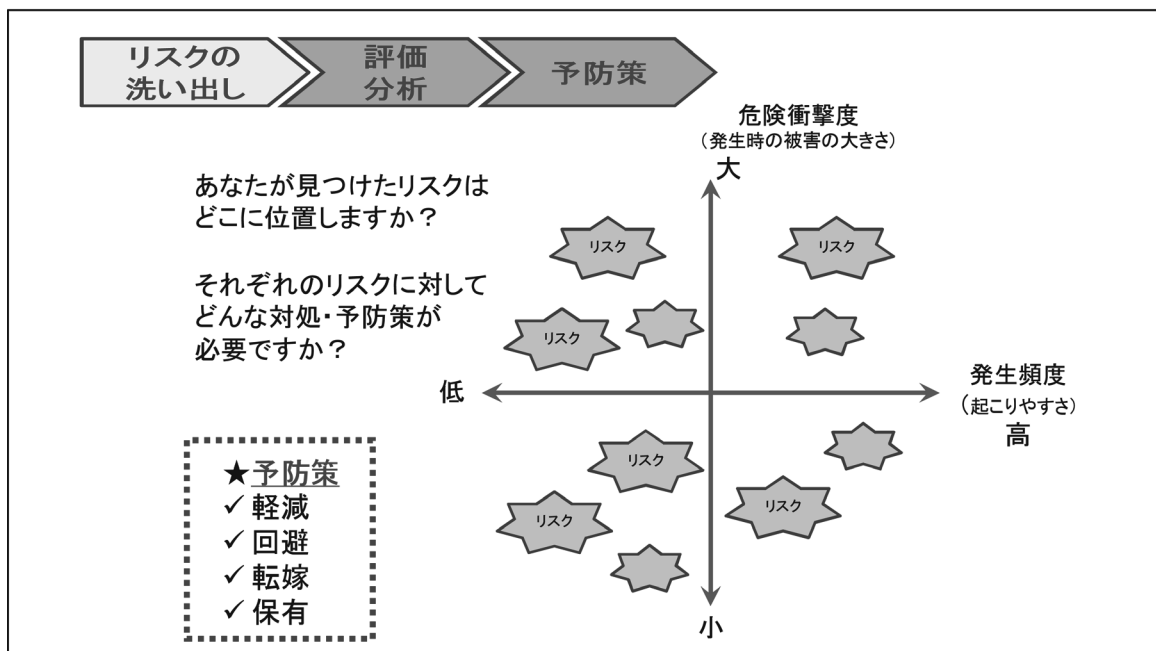
リスクの軽減も回避も転嫁もしない、つまり何の対策も講じないことです。主に危険衝撃度も小さく、発生頻度も低いリスクに対してとられる方策です。

3 リスク（危険要因）を評価・分析する手順（例）

用意するもの：「リスク（危険要因）の洗い出しマップ」と貼り付けた付箋紙、
模造紙（ポスターの裏面でも代用できます）、水性マーカー

- (1) 模造紙を下図【リスク（危険要因）の評価マップ】の4事象に分けます。
- (2) 前述した「リスク（危険要因）の洗い出しマップ」で書きこんだ付箋紙をグループ全員で話し合いながら適所に貼り替えます（必要であれば、貼り替える前に「リスク（危険要因）の洗い出しマップ」全容を記録しておきましょう。）。
- (3) 貼り替え終わったら、全体を俯瞰しましょう。例えば、地域やプログラム特有の傾向がないか、危険衝撃度が大きく発生頻度が高いリスクが多くないか、それはなぜ多いのか等について気づいた点を全員で出し合います。
- (4) 具体的な予防策を検討する前に、各リスクへの対策として「軽減」「回避」「転嫁」「保有」のどれにあたるか、全員で話し合いながら当てはめます。
- (5) 続いて各リスクへの具体的な予防策について検討します。
- (6) 検討後、必ず安全管理マニュアルや関係者トレーニングなどを見直す機会を設けましょう。

【リスク（危険要因）の評価マップ】





5 協議会として、安全な宿泊体験活動を実現するためには、どのような点に留意して組織づくりをすればよいのでしょうか。



1 安全な活動を行うための組織への5つの問い

安全な活動を行うために協議会として、次の5点を確認してください。

- ① 安全管理マニュアルはありますか？
安全管理マニュアルを作成しましょう。
作成した安全管理マニュアルは保管したままにしておくのではなく、必ず関係者全員で共有し、定期的に内容を見直し、必要であれば適時修正しましょう。
- ② 関係者全員のトレーニングをしていますか？
安全管理マニュアルに記載されている内容や手順はいざという時には速やかに実行できるように日ごろから関係者全員のトレーニングを実施しておきましょう。
- ③ 保険に加入していますか？
傷害保険と賠償責任保険の両方に必ず加入しましょう。
事故が起きた際に保険で対応できると思っていたはずが対応できなかったということがないように、必ず加入している保険の補償範囲を把握しておくことが大切です。前述の「リスクの洗い出し」の結果をここでも活用します。また、いざという時にすぐに対応ができるように保険内容については関係者全員が把握しておくようにしましょう。
- ④ 組織内で安全に関わる情報を共有できていますか？
組織内で常日頃から安全に対する意識を高めおくためにも、ヒヤリ・ハットや業務日誌を必ず記録しておきましょう。
そして、こういった情報は一部の人だけで保有しておくのではなく、組織内全員で共有するために定期的に関係者全員で会議を開催しましょう。
- ⑤ リスクマネジャー（安全管理担当者）を設置していますか？
組織内で安全管理を徹底していくために、次のリスクマネジャーを設置しましょう。

2 リスクマネージャー（安全管理担当者）^{（注1）}

リスクマネージャーとは、活動におけるリスクを予測し、事故を起さないための対策、安全の推進及び提案を行う組織の安全に関する担当者です。

また、活動の安全に関する情報の収集や発信、安全管理を普及する担当者です。

ただし、安全に関する全ての責任を負うものではありません。

リスクマネージャーの役割は以下のとおりです。

- ① 安全管理マニュアルの見直しを毎年行います。
- ② 関係者全員のトレーニングの計画、実行の管理をします。
- ③ 必要かつ適切な保険加入（人、施設、車両等）の確認をします。
- ④ 協議会において実施した「ヒヤリ・ハットアンケート」及び「事故報告」を分析して適切な対策を施します。
- ⑤ 最新の事故事例やリスクマネジメントに関する情報を協議会内に提供し、共有します。

（注1）特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会（CONE）では、このリスクマネージャーの設置を野外活動等の各団体に推奨し、養成研修会などを実施しています。当研究会法務・安全対策部門会議は、この考えに賛同しています。

[目次に戻る](#)

第3章 受入れ準備段階における留意点について

第1節 プログラムの企画立案



6 安全なプログラムを企画立案するためには、どのような点に留意すべきでしょうか。



1 目的の明確化

宿泊体験活動を成功させるポイントは、企画の目的を明確にすることです。

体験することの理由は何なのか、何を成果として欲しいのか、しっかりとした基本コンセプトが決まっていることが大切です。そして、目的が明確でないプログラムは、子ども及び指導者側双方の注意力を散漫にし、事故を引き起こしやすくなるともいえます。

2 プランニング・シート（実施企画書）の作成

プログラムをスムーズに進めていくために必要な「運営関係者の動き方」を時系列で明確に記述した進行表＝「プランニング・シート（実施企画書）」を作成しましょう。

プランニング・シートは、プログラムを時間の流れに沿って、実施内容及び学校・子ども側の動きを踏まえて、安全対策、注意事項等を記載しながら、詳細な受入れ側の行動プランを作成するものです。

プランニング・シートの作成においては、必ず、リスクの洗い出し（第2章第2節）及び実地踏査（第3章第3節）を含めたシミュレーション（模擬訓練）を行い、時間配分に無理がないか、危険箇所はチェックできているか、指導の隙間は生じないか（子どもを見失う危険はないか）など現場での不具合を洗い出し、修正していきます。余裕のないスケジュールは交通事故等を招きますので、時間には必ず十分な余裕を持たせ、フィードバック作業を繰り返し行い、改善していきます。

また、フィードバック作業に当たっては、実施後にヒヤリ・ハットシートを作成することも有効です。

ここでは、プランニング・シートの作成に日々反映されるべきヒヤリ・ハットシート（事故寸前回避事例報告書）のポイントを掲載します。

【ヒヤリ・ハットシートのチェックポイント】

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ○作成者氏名 | ○発生日時（月日，時間，天候，気温など） |
| ○ヒヤリ，ハットした出来事を具体的に | |
| ・誰が（何が） | ・どこで（どのような環境で） |
| ・何をしていた（具体的に） | ・どんな状況になったか |
| ・考えられる原因は何か | |
| ○今回，事故には至らなかった理由は | ・考えられる理由をあげて |
| ○もし事故になっていた場合，適切に対応できていたか，問題点はないか | |

- 今回の状況は、以前にも起こったことがあるか
 - ・初めてなのか、経験済みなのか
 - ・常に起こりえることなのか
- もし実際に事故になった場合、考えられる処置
 - ・応急手当で済むのか、医療機関での処置か
 - ・重症であるのか、死亡事故も推定できるか
- 同じような事故を防ぐための対策は
- その対策をいつどうやって共有するか
- 安全管理マニュアルに反映したか

3 無理のないプログラムであること

プログラムが子どもの体力や興味に合っているか、再確認してください。

長時間のプログラムであれば、適度な休憩時間をとるなどして、気持ちの入れ替えをさせるようにしましょう。疲れがピークにくる終盤は特に注意してください。プログラムは、一番体力のない子どもにあわせた時間配分で作成してください。

4 中止の基準と雨天時プログラム

事前にしっかりとした中止のガイドラインを決めておきましょう。具体的な基準が設けてあれば、躊躇なく中止を決定することができます。「せっかく参加してくれたのだから…」、「ほんの少しくらいなら多分大丈夫だろう…」という甘い考え方は捨てましょう。ケガや事故は、こんなときにこそ起こるものです。

また、雨天時の代替プログラムを用意しましょう。代替プログラムは、安全管理が不十分になりやすいので特に注意してください。

5 車両の手配で注意すべきこと

料金だけで判断せずに、万が一のときの事故補償内容も確認してください。

必要なポイントをチェックし、バス会社とは事前打ち合わせを行い、最も安全性が高いと思われる業者にしましょう。

【車両手配時のチェックポイント】

- ・ 正規の自動車運送業者ですか

「緑ナンバー」であること。白ナンバーでの貸切バス行為は道路運送法違反です。他と比べて料金が驚くほど安い場合は注意が必要です。
- ・ 契約は十分に納得してから

定員数や日時、集合場所、休憩場所、乗務員の食事や宿泊、有料道路料金や駐車料金の負担等、綿密に打ち合わせをすることが大事です。
- ・ 余裕のあるプランで

曜日、時間帯、事故渋滞や工事渋滞などで大幅に時間が狂うことを考慮してタイトなスケジュールを組まず、余裕のあるスケジュールにしましょう。

また、トイレ休憩の時にストレッチを行い気分をリフレッシュさせましょう。
- ・ 緊急対応は万全か

万が一の事故、故障等が発生した場合、速やかに対応できる体制があるのかを確認しておきましょう。
- ・ 保険内容の確認

保険契約の内容を確認しておく必要があります。

[目次に戻る](#)



7 学校に対して事前に説明及び確認すべき事項について教えてください。



1 学校に説明しておくべき事項

学校に対する説明内容は、次の事項を参考にしてまとめてください。

【学校に対する説明事項の参考例】

・目的・狙い及び活動内容

プログラムの目的に理解が得られるように活動内容を伝えます。

体験活動の内容は、子どもの健康状態（例えば、アレルギー、心臓が弱い等）により、予定されている農林漁業等の体験活動が可能かどうかを判断する上でも重要ですから、その点の意図も伝えた上で詳細に説明しましょう。

また、全体を通じて、説明の行き違い、先生の役割の認識の違い、協議会との認識や連絡の行き違いがないように留意してください。

・交通機関や所要時間

移動交通手段や時間を説明します。

・宿泊施設など

施設の種類、部屋や風呂場の広さ、収容可能人数等詳しく情報を伝えます。映像を使うとより理解が得られます。

・スケジュール詳細（雨天プログラムも）

日程やプログラムスケジュール、雨天時の代替プログラムも説明します。

また、安全を最優先するため、時間がおしてその後のプログラムに支障があるときでも、車の移動などは急がずに行うこと、時間との関係で中止もあり得ることを予め伝えておきます。

・持ち物や準備するもの

開催する季節に対応した服装や持ち物（健康保険証、薬を含む）などを伝えます。体験活動で使用する道具も説明します。受入れ側で準備するもの、学校側で準備するものを分けて説明します。

・リスク告知と安全対策

不慮の災害、転倒や切り傷などのケガが起こる可能性もあることを伝えておきます（リスク告知）。活動中及び宿泊先での安全対応方法、保険補償内容を伝えます。

・緊急時連絡網のすり合わせ

緊急時の連絡が錯綜しないように、学校側の緊急時連絡網と受入れ側の緊急時連絡網を予めすり合わせておきます。

・指導体制について

指導者の人数、一人で何人の子どもを担当するのか、指導者の監視体制を伝えます。

・当日の子ども健康

健康チェックシート提出後に生じた健康状況の悪化、例えば当日熱を出しているなどの情報は必ず判明次第報告するよう、予めお願いしておいてください。

2 学校に確認しておくべき事項

宿泊体験活動においては、健康状況の把握が重要です。必ず学校から健康チェックシートを提出してもらってください。確認する事項は、次の事項を参考にし、1～2枚にまとめてみてください。なお、回答は個人の情報になりますから、その取り扱いには厳重に注意してください。

【参加する子どもの情報の事前収集例】

<input type="checkbox"/> 氏名（ふりがな）	<input type="checkbox"/> 生年月日、年齢（学年）	<input type="checkbox"/> 血液型	<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 連絡先（住所・電話番号・FAX番号・携帯電話番号）			
<input type="checkbox"/> 身長・体重	<input type="checkbox"/> 平常体温	<input type="checkbox"/> 日常起床時間・就寝時間	<input type="checkbox"/> 乗り物酔いの有無
<input type="checkbox"/> 最近一年間の身体状況（かかった病気など）			
心臓病 胃腸病 下痢気味 肝臓病 高血圧 中耳炎 結膜炎 アトピー性皮膚炎 湿疹			
小児喘息 感冒 貧血症 捻挫（部位は ） 骨折（部位は ） 痙攣発作 食物アレルギー			
薬品アレルギー 副作用をおこす薬 ペットアレルギー			
<input type="checkbox"/> アレルギーの有無、ある場合は下記の（※1）【アレルギーチェックポイント】を参照			
<input type="checkbox"/> 持病の有無、ある場合は詳細			
<input type="checkbox"/> 持参の薬（薬名・服用方法・発熱体温）			
<input type="checkbox"/> 生活面・健康面で心配なこと			
<input type="checkbox"/> 協議会に伝えておきたいこと、心配なこと（学校として・親として）			
<input type="checkbox"/> 本人の趣味・特技など			

※1 【アレルギーチェックのポイント】

事前に次の事項を確認し、①事前の予防に最大限努め、②万が一のときの適切な対応を考えます。 <u>チェックだけではなく、具体的に記述する欄を設けてください。</u>	
<input type="checkbox"/>	アレルギーの原因（例：食物、ハチ毒、ダニ、ハウスダスト、ペットのフケ・毛、花粉、カビ、ラテックス=天然ゴム液、金属、薬物、そのほか） 具体的に（アレルギーで食べられない食物名等） _____
<input type="checkbox"/>	アレルギーの具体的な症状（どうなるか？） <ul style="list-style-type: none">・ 最近起きたアレルギー症状のこと・ 運動したときに発症するか（運動との関係の有無）・ アナフィラキシーショックの経験の有無、原因・ 過去にハチに刺されたことの有無、エピネフリン自己注射器携行の有無
<input type="checkbox"/>	治療薬の種類
<input type="checkbox"/>	治療薬の携帯の有無、携帯している治療薬の種類
<input type="checkbox"/>	主治医・かかりつけ病院の連絡先、緊急時の連絡先
<input type="checkbox"/>	対応の手順 <input type="checkbox"/> 医師の指示書があるときはその写し
<input type="checkbox"/>	そのほか、要望事項全般

（参考「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」[小・中学校編](#)）財団法人日本学校保健会）

[目次に戻る](#)



8 実地踏査及び施設の点検のポイントを教えてください。



1 実地踏査のポイント

実地踏査にあたっては、特に、次の事項に留意してください。

- ①実地踏査は必ず行うこと
- ②危険箇所の把握
- ③地域特有の自然現象の把握
- ④周辺の下見

【実地踏査に関する一例】

- ・開催時間と同時刻に行いましょう。
- ・開催日の前日に実施するのがベストです。
- ・指導者及び関係者全員で行います。
- ・参加できない関係者がいるときは写真やビデオを撮り説明しましょう。実地踏査の情報は必ず全員で共有してください。
- ・雨天開催のプログラムであれば、雨天時にも実施してください。
- ・危険箇所を地元の役場や専門家に確認してください。
- ・子どもの身長を考えて、問題ないのかをチェックします。
- ・携帯電話の電波チェックをしておきましょう。(キャリア毎の通話可能エリアも確認)
- ・季節の見所を確認しておきます。
- ・休日診療、夜間診療、救急車
体験活動フィールドから、医療機関までの距離と到達時間を確認しておきましょう。
休日診療や夜間診療施設、救急車要請の進入経路も説明できるようにしておくことが必要です。

2 利用施設のチェックポイント

グラウンドや公園などの屋外施設、体育館やホールなどの室内施設、あるいは雨天プログラム用のプレイルーム、宿泊施設（農林漁家民宿は後述）など、各種の構造物の安全面や、備品の大きさや高さ等を子どもの視線に立って点検しましょう。不備や不具合があれば、施設責任者に対処してもらいます。また、施設の周辺に危険箇所がないかも点検してください。

【利用施設のチェックポイント】

- ・AEDの設置場所
- ・ガラス窓や扉の破損確認

- ・ 避雷針の有無
- ・ 危険個所や立ち入り禁止区域の表示確認
- ・ 有害植物の有無（ウルシ、マダニ、ハゼなど）
- ・ 有害生物の駆除
- ・ 配電盤の位置や取り扱い方法
- ・ 放送設備（非常放送設備も含みます）
- ・ トイレの種類（和洋式）、数や場所
- ・ 階段の手すりや、部屋の窓枠の落下防止対策
- ・ 門や扉の開閉及び施錠の状態
- ・ 老朽化部分の確認（外壁の割れによる落下、床の木片など）
- ・ 側溝やマンホールの確認、その他 施設の周辺に危険箇所はないか
- ・ 水道施設
- ・ 避難経路や非常時誘導灯の点灯、避難場所の確認
- ・ 火災報知機や消火器
- ・ 部屋の清潔度と居住性（清掃、ベッド、シーツ類）
- ・ 手洗い液や消毒液
- ・ 食事施設の献立内容と利用方法
- ・ 入浴施設の内容と利用方法
- ・ 夜間照明の有無
- ・ 夜間当直室など施設担当者への連絡方法
- ・ 農作業の道具、装備の点検

3 農林漁家民宿のチェックポイント

ホテル、旅館等と異なり、農林漁家民宿での宿泊の場合、協議会で適切な指導をすることが必要です。

たとえば、そばアレルギーの子にそば殻の枕を使用することはできないこと、また、ペット臭・動物アレルギーもありますので、室内の掃除及び換気は日々丁寧に行う必要があること（空気清浄機の利用も推奨します。）、ケガをしやすい物は予め移動し、割れ物などは予め処分しておくことなど、協議会が農林漁家と一緒に点検すると良いでしょう。

【農林漁家民宿のチェックポイント】

- ・ 風呂場・廊下・玄関は、すべりやすすくないか。
- ・ 階段に手すりは必要ないか。
- ・ 使用するお部屋の清掃・押入れの清掃はできているか。ハウスダスト対策は？
- ・ 寝具の乾燥、シーツ・枕カバーの洗濯
- ・ 風呂、トイレ、洗面所、廊下などの共用箇所の清掃、ごみ箱、トイレットペーパー、石鹸の補充
- ・ お部屋の網戸の清掃、カーテンの洗濯、タバコ臭の除去
- ・ 室内、庭及び花壇など子どもの行動を予測した視点で危険個所を探し、危険個所は除去

- する。そのほか、危険物の除去・管理。
- ・ ペットの管理（子どものアレルギーや衛生管理の視点で対処する）
 - ・ 手洗い、手指の消毒
 - ・ 食品の管理，調理の際の温度管理
 - ・ 肉類・魚類等の生ものと野菜類のまな板・包丁の交換（同じ物を使用する場合は消毒を必ず行う）
 - ・ 食卓，布巾類の衛生管理
 - ・ 停電時の対策
 - ・ 災害時の避難経路，避難先の確認
 - ・ 消火器の設置（目に付くところにあるか，使用期限に問題はないか）
 - ・ マッチ・ライターの管理
 - ・ ヌード・水着等が載っている週刊誌等は子どもの目に入らないようにしてください。
 - ・ 財布・貴重品は子どもの目に入らないようにして保管してください。
 - ・ 他校の子どもの写真は見せないでください。
 - ・ 防犯対策

4 事故・トラブルのケース

ここでは、実地踏査に関する2つの裁判例を紹介します。

(1) 「地域特有の自然現象の把握」

【事案】

市が設置する高等学校の生徒2名が、修学旅行中に海で死亡した事故（リーフカレントが発生しやすい危険な海で遊んでいたところリーフカレントによって沖に流された可能性が高いと認定されている。）につき、生徒らの両親が引率教諭らには過失があったとして、市を提訴した事件につき、引率教諭らの過失が認められ、市の国家賠償責任が認められた事件（ただし、過失相殺により、市の賠償額は4割減としました。）（横浜地裁平成23年5月13日）（判例時報2120号65頁）

【判旨】

引率教諭らには、本件行程において海に入ることが予定されていた浜辺及びその周辺に関し、役場、海上保安部等の関係官公署に問い合わせるなどして、危険箇所の有無及び海に入る場合の注意点等の情報を収集した上、これを基に十分な実地踏査を行う義務があったというべきである。

この調査を行えば、本件浜の一角に、地形的にリーフカレントが発生しやすい危険な場所である本件事故現場が存在することを把握することができたのであって、両教諭には、危険な場所が存在することを生徒に対し適切に注意喚起すべき義務があったと解すべきである。

【ポイント】

実地踏査をしなかったため、地域特有の自然現象（ここでは当該海のリーフカレントの危険性）の把握ができていなかったケースです。

実地踏査は、単に場所を見ることではありません。実地踏査は、主として活動場所の危険性について把握をするために行うものであり、地元の業者、役場、専門家等から危険箇所の情報を得るなどして、活動場所の危険性の有無及び内容を正しく把握することが重要です。

※リーフカレントとは離岸流の一種で、サンゴ礁海域という特徴的な海域で発生する流れを意味します。

(2) 「周辺の下見」

【事案】

県立自然公園で実施された小学校4年生の遠足において、同公園内で昼食を食べた後に付近を走り回って遊んでいた女兒（当時、9歳）が高さ約3.5ないし4メートルの崖から転落して外傷性くも膜下出血の傷害を負い、その25日後に死亡した事故につき、教諭の過失が認められ、学校の設置管理者である市の国家賠償責任、更に公園の設置管理者である県の国家賠償責任が認められた事案（ただし、過失相殺により、市の賠償額は5割減、県の賠償額は2割減としました。）（浦和地裁平3.10.25判決）（判例タイムズ780号236頁）

【判旨】

昼食をとり終えた児童が集合時間まで遊ぶこと、とりわけ同所が芝生広場であれば児童が走るなどして行動範囲を広げ、児童が走った勢いで斜面の下方まで行ってしまうことは容易に予測することができる。

このような地形の状況を踏まえて考えれば、児童を遠足に引率する教諭としては、斜面の下方がどのようなになっているかを見分しておくべきであり、またこの部分を見分しておけば、本件崖の存在を容易に現認することができたことは明らかである。

そしてこれを現認していれば、児童に対し、単に走ることが危険であることを注意するにとどまらず、本件崖に近づかないように指示するなど、これに対処する方法を講ずることができたものと考えられる。

しかるに、教諭は、本件斜面の下方部分を十分に下見しなかったため、本件崖の存在に気が付かなかったのであるから、同教諭には下見に関し過失があったと言わざるを得ない。

【ポイント】

「子どもの指導における基本的な留意点」（第4章第1節）で述べましたとおり、「子どもは大人の予測しない行動を取る。だから、大人は子どもが予測しない行動を取ることを前提に安全管理を実践しなければなりません」。

実地踏査の際にも、このことを念頭において、活動場所そのものだけでなく、その周辺の危険箇所をも把握した上で、監視体制を整え、子どもに対する指導を行ってください。

[目次に戻る](#)

第3章 第4節 体験活動場所の点検

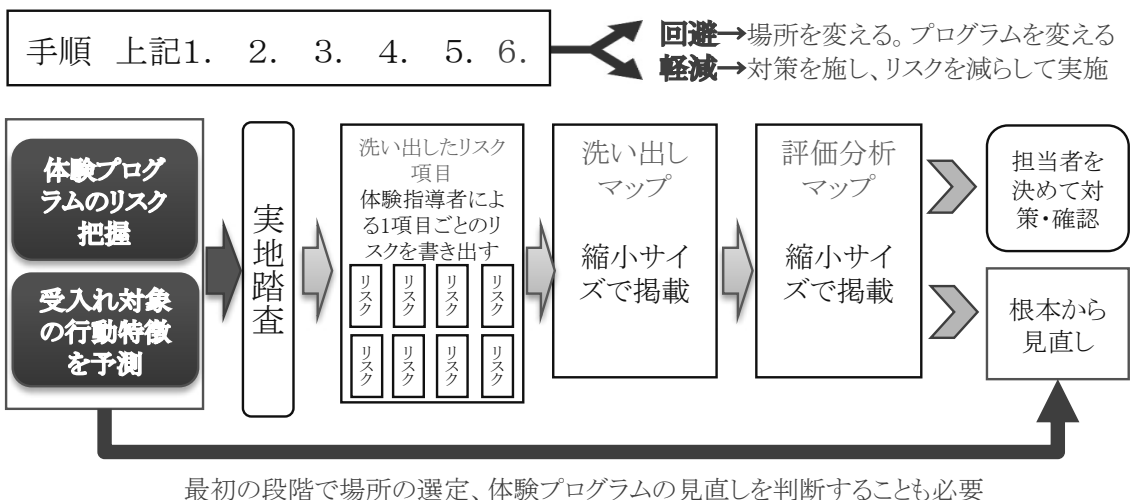


9 体験活動場所の点検について教えてください。



体験活動場所の点検は、体験プログラムの内容、参加者の年齢・性別、体験時期、天候条件、体験指導者の安全管理の意識・スキル、体験指導者の人数、体験時間などに応じて、子どもの行動特徴を理解したうえで行ってください。

1. 体験活動を提供する場所を関係者で実地踏査する。(受入れる年齢・性別を踏まえ、行動を予測し、点検を実施。その上で使用場所、体験プログラム選定の判断から見直すことが必要)
2. その場所のリスクの洗い出しをして、危険予測をする。※第2章2節、3節の危険要因の洗い出し、評価、分析と予防策を参考にする。
3. 危険予測の危険要因を整理する。
4. 危険要因の洗い出し段階で、体験プログラムの内容、参加者の年齢・性別、体験時期、天候条件、体験指導者の安全管理の意識・スキル、体験指導者の人数、体験時間などを考慮して整理する。
5. 洗い出し整理したリスクを、「リスク要因の洗い出し・評価マップ」を基に評価する。
→分析→対策
6. 対策は、リスクの（人命への衝撃度）を予測し回避、軽減から選択する。
 - ①体験プログラムを見直す。
 - ②場所選定から見直す。
 - ③リスクを把握した上で、具体的な安全対策を施し、確認して実施する。



体験活動の点検 「農業体験 田植え事例」

リスクの想定と实地踏査による予測	实地踏査での確認項目例	安全対策確認方法
体験指導者のスキル	講習会参加の確認	受け入れ前の模擬訓練への参加で目的や作業内容を理解させる
体験指導者の体制	人員、役割、担当、健康状態	事前勉強会を開き必要な人員の確保 役割り分担取り決め 健康状態確認
体験時間	スケジュール、休憩や移動などの時間配分	余裕のあるプログラム内容 受け入れ人員を想定した時間配分を再検討
体験場所	地形による危険予測、側溝、	場所変更 地盤強化 危険箇所の保全
体験場所への経路	棚田、石垣、土砂崩れ 道路、交通安全、素足での移動 獣害、爬虫類、蜂、クモ、マダニなど	移動経路を歩いて状況確認 用水路 側溝などの深さや流れも確認
体験場所の周辺		周辺を歩いて確認危険因子を駆除 当日朝にも現場で点検する
天候急変、落雷時の避難場所	天気予報、避難場所までの経路	雷・雲ライブなどで詳細な天気予報を確認 落雷時の避難場所としての広さ・距離 安全性確認 代替プログラムの準備
熱中症の懸念	熱中症のメカニズムや種類、過去事例を知り、体験場所のリスクを再検討	体験場所側での休憩所の設置 給水時間のタイミング、広さ 安全性を確保 保健師の配置 麦藁帽子 タオル 給水機の設置 経口補水液 詳しくは厚労省の熱中症ガイドラインで確認(下段アドレス※1)
健康管理	参加者の健康情報、体験指導者は健康状態確認	参加者の持病の確認 アレルギー対策 エピペンの用意 救命講習の受講(※2.)
見張り	安全管理者の立ち位置・配置場所	見張り一人に5人(最大7名)の体制を整える 田んぼで目立つユニフォームの調達
当日手伝い者の安全管理意識	当日の役割と責任、集合時間厳守	手伝い者を集めて役割を明確にした簡易マニュアルを準備
体験に使う道具や苗の点検	数量、手入れ状態、紛失疑惑(受け入れ側の勘違いや思い込みなど)	手植え用の目盛りつきワイヤー 苗の数量確認 分配ルールを決めておく 一目でわかるように整理整頓しておく
体験に使う機械類の点検	危険回避のための対策	田植え機の周辺には近づけないように安全ロープを張る 手植えは安全を確保した別の場所でさせる
手足洗う場所	距離、数量、タオル類	事前準備の呼びかけでタオルを持参させる 場所の確保と周辺の安全確認
休憩前後の点呼	点呼担当者、役割分担	集合・解散時には必ず点呼をする
トイレ	男女別の確保、トイレトーパー確認	年齢や性別による生理現象の把握 女性スタッフによる相談要員の確保 ・清掃確認

※1.参考:厚生労働省の熱中症ガイドライン:<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf>

※2.応急処置方法については、消防署や日本赤十字社の救命講習を受講

救命講習の予習・復習できる日本赤十字社サイト:<http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/>

体験活動の点検 「川遊び体験プログラムの事例イメージ」

リスクの想定と実地踏査による予測	実地踏査での確認項目例	安全対策、確認方法
ダムの放水、汚染物質、流木	上流域の状態	事前に上流域1km程度を遡り歩いて確認 川の状態を国土交通省河川事務所に確認
感電	獣害対策の電柵	電源の取り方 配線 スイッチの確認
低体温	水温の確認	前日に水温計で確認
おぼれる	水深確認、増水、水流	実際に10分ほど川に浸かる 低体温は子どもの唇の色を見る こまめに体験時間を切り体調を確認
ケガ ねんざ	川底の状態、川への経路、足元確認、岩場、川ゴケ	身長の把握(受入児童の視線(80cm~120cm程度で再確認))
へび 蜂 害虫 昆虫 植物などによる事故	岸辺、周辺探索	体験させる経路を通り川の中まで入って確認する 川の中から見て全体を見渡せる位置を決め安全管理者の立ち位置を確認する
汚染水による中毒、感染	水質検査	岩の配置 揺らぎ確認 川石の滑り 石は濡らした状態でも確認する
天候急変 落雷 ゲリラ豪雨 上流の放流	天気予報	地域別天気情報で確認(天候、気温、潮位など) 中止後の避難経路、代替プログラムの確保
熱中症	気温 日影 休憩所	岩や石の温度を確認する テントなどを張り日除けができる休憩場所の確保 厚労省熱中症ガイドラインで確認(田植え体験ページ参照) 川から上がって体温調節をする場所を確保しておく
持病による体調不良 心臓まひ	参加者の健康状態確認	健康情報を事前に入手する 当日準備体操をする際にさりげなく動きを観察する 川に入る際は手足から徐々に水に慣れさせていく
管理者能力を超えた事故	安全管理者の立ち位置 配置場所 人数	安全管理者1人が子ども2~3名を把握する体制が理想
トイレ	場所 男女別数 経路	田植え体験ページ参照
当日手伝い者の安全管理意識	当日の役割と責任 集合時間厳守	人命を預かっている意識を持たせる 受入前に訓練をしておく
救命浮輪ロープの長さ不足、使用方法	救命具の使い方	救命浮輪のロープの長さ もつれ 痛み具合 実際に投げてみて確認する
人工呼吸 AEDの使用方法 ファーストエイド	救命方法の実地練習	消防署や日本赤十字社の救命講習 人口呼吸の講習を受け全員で実習しておく AEDの使用講習を受講し中味を確認しておく(バッテリーの確認)
ライフジャケット着用ミスによる事故	ライフジャケットの着用と確認方法	ライフジャケットの種類特性サイズを実際に着用させ救命具を引き上げて確認
事故発生後の対応	外科、内科、救急病院の場所	携帯電波の確認 付近の民家電話番号 医療機関の場所・電話・医師の携帯など緊急連絡先の事前把握
安全管理者の遅刻、見張り要員不足	役割分担表の作成	行政・観光協会・事務局の名簿を事前に作成し事前打合せを確実にしておく

[目次に戻る](#)



10 協議会が知っておくべき保険の概要について教えてください。



1 はじめに

協議会は、宿泊体験活動における事故に備えて、保険に加入しなければなりません。協議会は、保険について、次の確認作業を行ってください。

① 保険が適用されないリスクはあるか

協議会は、宿泊体験活動における「リスクの洗い出し」を行った上で、そのリスクに対して自分たちの保険が本当に適用されるかを専門家である保険代理店等と一緒に確認してください。

② 学校側の保険の確認

学校側がどのような保険に入っているか、学校側に確認をして、学校側の保険がどのような場合に適用されるか、及び協議会の保険と学校の保険との間に隙間が生じていないかを念のため確認してください。

以下では、保険について日頃疑問に思う点を中心にして、基本的な知識をQ&A方式にしてまとめました。ただし、協議会が契約している保険は全て同じではないと思われるので、下記はあくまでも参考にとどめて、協議会で下記を参考にしつつ上記確認作業を行ってください。

2 傷害保険・賠償保険・労災保険

Q. 「参加者に掛ける保険」には、どのようなものがあるのでしょうか？

A. 活動中にケガをして治療で病院へ通った場合及び骨折などをして入院をした場合、「見舞金」として使える「傷害保険」があります。これは、治療費用を支払うのではなく、何日間通院したか？何日間入院したか？によって、契約した際の保険金額を実際に入院・通院した日数分お支払いします。

Q. 「受入れ側を守る保険」には、どのようなものがあるのでしょうか？

A. 子どもたちが体験活動中にケガをして、その原因が受入れ側にあると判断され、父兄からその責任を問われ、法律上の損害賠償を請求された際に対応するのが「賠償責任保険」です。

Q.「従業員，スタッフ，ボランティアを守る保険」には，どのようなものがあるのでしょうか？

A.常勤スタッフであれば「労災保険」の加入が義務付けられています。アルバイト，ボランティアの人たちには「傷害保険」への加入がベストです。

(1) 傷害保険

Q.農業体験をしているときに子どもがハチに刺されてしまいました。これは傷害保険の適用になるのでしょうか？

A.傷害保険の範囲として適用になります。

Q.農業体験時に鎌で草刈りをしていたときに子どもが手にまめを作ってしまった。これは傷害保険の適用でしょうか？

A.傷害保険の適用対象になりません。傷害保険の適用範囲の中に「急激」であることと明言されています。「マメ」を作ってしまったことは，予測可能なため，この「急激」に該当しません。

Q.野外で長時間活動をしていたため「熱中症」に罹ってしまい倒れてしまいました。傷害保険として適用になるのでしょうか？

A.傷害保険では「熱中症」は対象にならないと規定されています。しかし，加入する傷害保険の中には「熱中症」に対応する傷害保険もあります。ただし，これについては，活動する目的，参加する人たちによっては加入できない場合もありますので，傷害保険の加入の際には十分気を付ける必要があります。

Q.受入れ側の施設から失火してしまい，宿泊体験中の子どもにやけどを負わせてしまいました。この場合は適用になるのでしょうか？

A.はい，傷害保険の適用になります。

Q.民泊中に子どもが急に熱を出してしまい，病院へ連れて行きました。この場合は適用になるのでしょうか？

A.熱を出した原因が何かによって変わってきます。子どもは環境が変わったりすると急に発熱してしまうケースが多いようです，また，風邪をひいたりする場合もあると思いますが，これらは「疾病」と判断されるようです。この場合は傷害保険の範囲には該当しませんので注意が必要です。

Q.地曳網の体験のとき，網の中にクラゲが入っており，そのクラゲに刺されてしまいました。この場合は適用になるのでしょうか？

A.傷害保険の適用になります。

Q.1泊2日の農家民泊中，受入れ側から出された食事によって食中毒にかかってしまいました。この場合に何か対応する保険はあるのでしょうか？

A.宿泊を伴う場合は「国内旅行傷害保険」に加入すると，宿泊先で食中毒にかかった場合は補償されます。同じように「ノロウイルス」に罹った場合も補償されます。

(2) 賠償保険

Q.体験活動中、指導者が荷物を運んでいるときに、子どもに誤ってぶつけて、大ケガをさせてしまい、治療費の請求を受けました。このような場合に適用される保険は何でしょうか？

A.受入れ側の指導者がその責任を問われ、法律上の損害賠償を受けたときに対応するのが、「施設（所有）賠償責任保険」保険です。この事故の場合に対応できます。

Q.受入れ側の施設内において、子どもが階段から落ちてしまい骨折してしまいました。その原因が滑りやすく危険な階段なのに滑り止めが無く対策を怠っていました。このような場合に適用される保険は何でしょうか？

A.受入れ側としては、常に施設の安全管理を怠ってはいけません。受入れ側に管理ミスなどとして責任が出てくる可能性があります。このような場合「施設（所有）賠償責任保険」に加入していれば対応できます。
また、「グリーン・ツーリズム総合保障制度」、「JA体験農業保険」にも同じような補償がありますので加入の際に確認してください。

Q.民泊体験活動中に受入れ側施設から出された飲食物によって参加者が食中毒になってしまい、治療費の請求を受けました。この場合は対象になるのでしょうか？

A.「グリーン・ツーリズム総合補償制度」、「JA体験農業保険」や「生産物賠償責任保険」に加入していれば、このような場合にも対応できます。

Q.民泊体験中の受入れ側施設で子どもから預かったカメラを壊してしまいました。また、施設において盗難に遭ってしまい子どもの現金が盗まれてしまいました。このような場合を補償する保険は、あるのでしょうか？

A.「グリーン・ツーリズム総合補償制度」、「JA体験農業保険」、「受託物賠償責任保険」に加入していれば、これらの事故にも対応できます。

※チェーンソー、草刈り機を使う作業の場合、通常の傷害保険、賠償保険では対応できない場合がありますので、保険加入の際には充分注意して手続きしてください。

(3) 労災保険

活動中に不幸にして、ケガや病気にかかった場合、その治療費や休業損害を補償してくれるのが労災保険です。これはスタッフを守る大切な保険の一つですので必ず加入すべきです。

労災保険は、事業所で働く労働者が業務上の事由（または通勤途上）により受けた疾病、負傷やそれによる障害、死亡等に対し、補償を行うことにより労働者やその家族を保護することを主な目的としています。

労災保険への加入には、ある一定以上の要件がありますので注意してください。

Q.どのような人達が対象でしょうか？

A.従業員、アルバイト、パート、すべての労働者が対象になります。

Q.事業主、一人親方、家族従事者は加入できますか？

A.労災保険には加入できません。しかし「特別加入制度」というものがあります。こちらを利用することによって労災保険へ加入できます。

Q.労災保険の加入は強制ですか？

A.労災保険は原則としてすべての事業所に加入が義務づけられていますが（強制適用事業）、下記の任意適用事業については事業主又は労働者の意思により加入することもできます。また、任意適用事業であっても労働者の過半数が加入を希望する場合は、加入が必要になります。

<任意適用事業とは>

- ・農業関係で労働者が5人未満の個人経営のうち、危険・有害な作業を行わない事業
- ・林業関係で労働者を常用せず、使用する労働者が年間延べ300人未満の個人経営事務所
- ・水産関係で災害発生が少ない特定の水面などにおいて、総トン数5トン未満の漁船により操業する労働者5人未満の個人経営事務所

Q.労災保険と同じように補償するものが他にありますか？

A.まったく同じ補償内容ではありませんが、民間（保険会社、共済）で扱っている傷害保険などがあります。

3 自動車保険

受入れ側として、車で子どもを駅まで送迎するときもあるでしょう。また、農家から現場までの移動の際にも子どもを乗せることがあるかもしれません。このような場合、安全運転で走るのはもちろんですが、万が一のときのことも考え十分な補償を考える必要があります。

Q.自動車保険へ加入する際に気を付けることはありますか？

A.車を所有していると自賠責保険へは必ず加入しています（法律で決まっています）。

この自賠責保険は万が一の場合、対人賠償しか補償されません。また、補償金額も死亡の場合3,000万円、治療費用120万円までしか補償されません。

そうすると、子どもを車へ搭乗させた場合、万が一のときに、自賠責保険だけでは補償金額としては十分だといえません。そこで、皆さんもご存知かと思いますが任意保険（民間の保険会社・共済）に加入しているはずですが。この際に気を付けておきたいことは、十分な補償金額、すなわち「対人賠償：無制限」、「対物賠償：無制限」という補償金額を必ず付けておくことと安心でしょう。また、人身傷害保険という特約があります。これは、過失を問われることなく支払われますので、この特約を付けておくことさらに安心です。

Q.そのほかに気を付けることはありますか？

A.自動車保険には年齢条件というものがあります。26歳以上補償、というように25歳以下の人がその車を運転した場合、任意保険で対応ができませんので、充分注意する必要があります（車種によっては年齢条件なしの場合もあり）。

Q.自動車事故を未然に防ぐ有効な方法はありますか？

A.一般的に自動車事故を起こす年齢は25歳以下、75歳以上が多いといわれます。従って、子どもを搭乗させる場合は、このような人たちの運転は避けるべきでしょう。また、受入れ側としては、運転できる年齢制限を設けながら、運転経験5年以上とか、そのようなルールを決めておくことも必要です。また、自動車保険の中でも説明したように万が一のことを考え、十分な補償金額を付けておくことも大切です。その際に、保険証券の写しを提出してもらい、補償金額を確認し、一定の金額以上に満たない場合はその車での運転はやめることも必要です。

なお、業者の車を手配する場合の留意点については、16ページの第3章第1節「5 車両の手配で注意すべきこと」を参照してください。

Q.借用自動車（レンタカー）を利用する際に気を付けることはありますか？

A.レンタカーを借りる場合は、必ず保険への加入を勧められます。当然ながら保険への加入、十分な補償金額の自動車保険へ加入しましょう。また、知り合いの自動車を借りる場合については、極力やめるべきです。どうしても、借りなければならぬ場合は、必ず、運転者限定特約が付いていないこと（運転者限定特約を付帯すると保険料が安くなるが、限定者以外の者が運転中に事故を起こした場合は補償の対象外になる。）、年齢条件及び十分な補償金額を確認したうえで借用しましょう。



11 各種法令の規制緩和の概要について教えてください。



本稿では、各種法令との関係におけるいくつかの重要な規制緩和を紹介します。

1 全国における規制緩和

(1) 道路運送法との関係：

- ① ホテル、旅館、農林漁家民宿等の宿泊施設が、自ら保有する自家用自動車を用いて、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送（送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合を含む。以下同じ。）については、当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。
- ② 「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設への到着のため又は当該宿泊施設からの出発のために、当該宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所（以下「最寄駅等」という。）と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。
「これに準ずる場所」とは、宿泊者の出発地から最寄駅までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合における最寄りの特急停車駅、空港等の主要な交通結節点等をいう。
「最寄駅までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合」としては、「乗り継ぎの接続が悪く著しく時間を要する場合」等である。
「最寄駅等」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上「最寄駅等」に該当するか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。
- ③ 「送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合」とは、周遊案内を伴わない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる輸送をいう。
- ④ 「当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスの提供と輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意

味するものである。

(平成 23 年 3 月 31 日付け自動車交通局長「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」(これに伴い、平成 15 年 3 月 28 日「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」は廃止された。)

(2) その他の法令との関係

① 旅館業法との関係：

- ・農林漁家民宿を行う場合、33 m²に満たない客室面積でも簡易宿所営業の許可を得ることが可能である。

(平成 15 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局長『「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について」)

- ・従来、名称の如何を問わず、客観的にみて宿泊料にあたるものを徴収しない場合は旅館業法の適用対象とはならないとされてきましたが、改めて厚生労働省により次の見解が示されています。「有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合は民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。」

(平成 23 年…)

- ・なお、旅館業法の規制対象である旅館業は反復継続的な営業を前提としますが、厚生労働省より、イベント開催時の旅館業法上の取り扱いにつき、年 1 回 (2～3 日程度) のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、旅館「業」に当たらないとの見解が示されています。

(平成 27 年 7 月 1 日付厚生労働省事務連絡)

② 建築基準法との関係：

住宅の一部を農林漁家民宿として利用するもののうち、客室の床面積の合計が 33 m²未満であって、各客室から直接外部に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとして扱う。

(平成 17 年 1 月 17 日付け国土交通省住宅局建築指導課長「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて (技術的助言)」)

③ 旅行業法との関係：

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス (これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。) を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

(平成 15 年 3 月 20 日付け国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について」)

④消防法との関係：

農家民宿では、地元の消防長又は消防署長が迅速かつ安全に避難・通報ができるなど一定の条件を満たしたと判断した場合には、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことが可能である。

(平成 16 年 12 月 10 日付け消防庁予防課長「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」)

⑤食品衛生法との関係：

農林漁業体験時に提供される食事が全て子どもたちの自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、従来、食品衛生法に基づく営業許可は不要として取り扱ってきたが、改めてその旨確認する。

(平成 22 年 11 月 15 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長「農林漁業体験時の収穫野菜等の調理における食品衛生法の規制緩和について」)

⑥農地法との関係：

農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置及び運営並びに民宿経営を追加した。

(農地法施行規則 2 条 4 号，平成 17 年 9 月 1 日より)

2 都道府県レベルでの弾力的な扱い

農林漁家民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

しかし、農林漁家民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど適切に対応することを厚生労働省は各都道府県等に要請しています。

農林漁業者が既存の家屋で農林漁家民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意を要請しています。

(平成 17 年 7 月 21 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」)

[目次に戻る](#)

第4章 活動段階における留意点について

第1節 子どもに対する指導の基本的な留意点



12 子どもに対する指導の基本的な留意点は何でしょうか。



1 子どもの指導における基本的な留意点

(1) 大人の予測しない行動を取ることを前提にして指導する

自然体験活動の事故の裁判例には「子どもの行動特徴」という言葉が出てきます（特に小学校低学年）。

これは、「子どもは大人の予測しない行動を取る。だから、大人は子どもが大人の予測しない行動を取ることを予測して安全管理を実践しなければならない。」という意味で用いられています。

安全管理は、この「子どもの行動特徴」に基づき実践していくことが大切です。例えば、活動場所の実地踏査は、その活動場所だけではなく、その「周辺」の危険箇所も把握してください。子どもは、活動場所を越えて遊んでしまうことがあるからです。

すなわち、活動場所だけではなく、その周辺も下見し、かつ周辺の自然現象および危険箇所等の情報をも得た上で、子どもが危険な箇所に近付かないように安全管理をすることが大切です（第3章第3節）。

(2) 行為のつど指導する

また、自然体験活動の事故の裁判例を見ると、指導者が事前に注意を与えていたにもかかわらず、事故が起きてしまっていることが多くみられます。これは、子どもは遊びに夢中になり、最初に与えられた注意を忘れてしまうことにも関係しています。

そこで、子どもに対する指導は、事前に与えるだけでは足りず、「行為のつど」与えることが大切です。

(3) なぜ危ないのかを指導する

さらに、子どもの危険認知能力に関係することですが、子どもは「危ない」と言われただけでは、その危険を十分に理解できないことがあります。したがって、子どもに対する指導は、なぜ危ないのかを説明してあげることが有益です。

（参考：村越真「野外活動場面における児童の危険認知の特徴」体育学研究51:275-285, 2006）。

これらの「子どもの行動特徴」を理解した上で、指導に当たっていただきたいと思います。

(4) その他

子どもの性、プライバシー等に対する慎重な配慮も忘れずに行ってください。

2 事故・トラブルのケース

事故の判例は、指導者が何も注意を与えていなかったのではなく、事前に注意を与えていたが、その行為の時点で注意を与えるなどの安全管理を行わなかった場合に争いになるケースが多くみられます。

【事案1】～事前に注意を与えていただけでは足りない～

市立小学校4年生の児童が、教室の清掃の際に、ガスストーブのゴムホースに足をとられて転倒し、ストーブの上にあった金ダライの熱湯をあびて受傷した事故につき、担当教諭に過失があるとされ、市が敗訴した事案（京都地裁平成6年4月18日）（判例タイムズ891号・112頁）

【事故態様】

教室の清掃のため児童らが一斉にそれぞれの机と椅子を後ろに下げていたところ、本件児童は、椅子を机の間に入れたまま、体を後ろ向きにして机の両端を持って引きずって後ろに引いて行ったところ、ストーブのホースに乗り上げて体がストーブの方向に倒れ、ストーブ上にあった金ダライが落ちて熱湯を右背中に浴びた。

【判旨】

（確かに）

- ①同小学校では、毎月1回、安全指導の時間があり、12月には「冬の安全」として、ストーブを使うときの注意事項についての指導が行われていたこと。
- ②またストーブの使い方については、ガスストーブが各教室に配られる際に学校側からB4くらいの色画用紙に、気をつける事項として、「教室で暴れない。ガスの元コックとかスイッチをさわらない。燃えるような物を近づけない。」などの注意書が配られ、これは教室に貼られていたこと。
- ③日常の生活でもA教諭が危険と認識したときはその都度児童に声をかけていたこと。
- ④本件ストーブの周りには、児童が近付かないように、チョークで一定範囲の四角を書いたり、ナイロンテープでくくったりしており、チョークが消えたりしたときは、書き足していたこと。
- ⑤これまで、同小学校では同種の事故が発生したことはないこと、を認めることができる。

↓

しかしながら、…多数の児童が往来する教室の中央部に、熱傷を生じる程の湯が入った金ダライが置かれたストーブが置いてあり、しかも、ガスホースが教室

内を横切っているという状況のもとで、教室の清掃活動のため児童らが机・椅子を移動する際には、児童が無意識にこれに足を引っ掛け、金ダライの熱湯をかぶる事故が生じることは十分予見可能であると認められ、右事故の発生を未然に防止するため、学校として安全柵を設けるか、又は担任の教諭がストーブの本体、ホース若しくは金ダライを予め移動しておく等の安全配慮義務を被告側に課したとしても特段不合理な義務を被告側に課したものと考えすることはできない。

↓

本件ストーブの周囲に安全柵が設けられていない本件状況のもとでは、担任の教諭としては、児童らに掃除作業を命じるに際し、本件ストーブ、ストーブのゴムホース又は熱湯の入った金ダライをまず別の場所に移した上で、児童に対し、机や椅子の移動作業をさせるべき安全配慮上の注意義務があったところ、同教諭は右義務に違反し、漫然とストーブ上に熱湯の入った金ダライを置いたまま、掃除のための机及び椅子の移動作業を児童らに行わせた過失がある。

ただし、児童に2割の過失あり。

【コメント】

上記のような子どもの行動を予測できるかは争いがあるでしょうが、裁判所は上述のように予見すべきと捉えています。

また、事前に注意を与えていただけでは足りず、行為の時点で安全管理を実践すべきことを求めています。

ストーブやゴムホースを別の場所に移動することは現実的であるかは疑問ですが、少なくとも、熱湯の入った金ダライを別の場所に移動させておくべきであったと考えられた事案です。

研修会などでは、この事案を読んで、アンケートをとると、当然に予測すべきと考える方々と酷だと考える方々とに分かれます。それ故、裁判でも最後まで争われています。

上述の裁判所の考え方を知っておくことはとても大切です。

また、安全管理マニュアルにおいて、「危険な物は予め排除・移動しておくこと」などと書かれていることもあると思いますが、その具体的な意味をこの裁判例を通じて噛み締めていただければと思います。

【事案2】～過失（予見義務違反）のボーダーライン～

平成14年5月2日、公立小学校3年の男子児童が、朝実習の時間中に、教室後方にあるロッカーから落ちていた自分のベストを拾うために離席し、ほこりを払おうとして、ベストを上下に振ったが、ほこりが取れなかったため、移動して、女子児童から約1メートル離れた位置で、ほこりを取るため、ベストの襟首部分を持って頭上で弧を描くように何周か振り回したところ、ベストのファスナー部分が、ちょうど席を立って後ろを振り向いた当該女子児童の右眼に当たり受傷した事故につき、女子児童の親権者から市が提訴されたが、市が勝訴した事案（最高裁平成20年4月18日第二小法廷判決）（判例タイムズ1269号・117頁）

(原審では市が敗訴)

教室内で発生した事故であること、担当教諭が教室全体を注視することは不可能ではないこと、学級の約束として「用もないのに自分の席を離れないこと」と定めていたことなどから、担当教諭として、本件事故のようなこともあり得ると予測すべきであったにもかかわらず、自席の周りの生徒に気を取られ、加害児童の問題行動に全く気付かず、阻止できなかったことは児童の安全を確保すべき義務に違反している。

(市は最高裁で逆転勝訴)

【判旨】

- ・本件事故は、朝自習の時間帯に、教室入口付近の自席に座っていた担任教諭の下に4、5名の生徒が忘れ物の申告をするなどの話をしに来ており、加害児童もランドセルをロッカーにしまうために席を立っていたという状況で発生したが、いずれも児童にとっては必要な行動であり、「用もないのに自分の席を離れないこと」という学級の約束は、このような児童にとって必要な行動まで禁じるものではないし、それは合理的な扱いである。
- ・加害児童には、日常的に乱暴な行動を取っていたなど、日頃から特に当該児童の動静に注意を向けるべきであったという事情はなかったから、加害児童が離席したこと自体をもって、担当教諭においてその動静を注視すべきであったとはいえない。
- ・ベストを頭上で振り回す直前までの加害児童の行動は自然なものであり、危険ではなかったから、他の児童らに対応していた担任教諭において、加害児童の動静を注視し、その行動を制止すべきであったとはいえない。
- ・したがって、担任教諭が、その後起きたベストを頭上で振り回すという突発的な加害児童の行動に気付かず、本件事故の発生を未然に防止することができなかったとしても、担任教諭に児童の安全確保または児童に対する指導監督についての過失があったということはできない。

【コメント】

児童の行動を「突発的」と捉えている点がポイントです。「さすがに、このような事故は普通では予測することはできないであろう」という考えです。

「子どもは大人の予測しない行動を取る。だから、大人は子どもが大人の予測しない行動を取ることを前提として安全管理を実践しなければならない」とのテーゼ^{*}はあくまでも原則であり、裁判所は、結果責任を押し付けるものではなく、他の指導者を基準としても予測不可能な場合には過失なしとの認定をします。

※テーゼとは、基本的な方向・形態などを定めた方針を意味します。

【事案3】

少年団のボランティア活動として行われたキャンプに参加した小学5年生の男子団員が、団長の指導の下、竹とんぼ作りをしていたところ、右隣に座っていた他の小学5年生の男子が飛ばした竹とんぼが上に飛ばずに左横に飛んでしまったため、右眼に当たり受傷した事故（福岡地裁小倉支部 S59.2.23 判決）（判例タイムズ 519号・261頁，判例時報 1120号・87頁）

【判旨】

団長は、竹細工遊びをするにあたり、「小刀の使い方，竹とんぼの飛ばし方，飛ばす前に指導者の点検を経ること，人の前及び近くで飛ばしてはならないこと」等の指導上の注意を「事前に」与えていました。

しかし、団長は工作中に他の男子が製作した竹とんぼをA君に手渡し、試験飛行するよう命じたため、A君は、渡された竹とんぼを、人のいない場所に移動することなくそのまま座して飛ばしてしまいました。その竹とんぼが上に飛ばずに左横に飛んでしまったため、左横に座して竹細工をしていたB君の右眼に当たりました。

判決は、団長がキャンプの引率者として、竹細工にあたって、団員に対し、人前や人の近くで竹とんぼを飛ばさないように一般的に注意をしたが、A君に対しては同人が他の団員の隣に座しているのに、その場から離れて竹とんぼを飛ばすなどの指示をしないまま竹とんぼを飛ばすことを命じたため、A君はその位置で座したまま竹とんぼを飛ばしてしまっただけでなく、本件事故が生じたものであり、団長にはA君の行動を注視して事故の起きないように監督することを怠った過失がある旨を判示しました。

【コメント】

このように、子どもに対する指導は事前に与えるだけでは足りず、行為の都度、注意をすることが重要であることが分かります。

なお、道具による事故を予防するためにも、第2章第2節で述べた「リスクの洗い出し」の練習が有益です。ワークショップで各種教材^(注1)などを使って練習してください。

（注1）特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会（CONE）の「自然体験活動指導者安全管理ハンドブック」（2010年7月発行）は、リスクの洗い出しを練習するのに最適な教材のひとつです。同書では、例えば「薪割り」の絵からリスクを考えながら、薪割りの指導ポイントを学んでいくことができます。

第4章 第2節 共通事項

第1項 健康問題

Q 13 子どもの健康問題について留意すべきポイントを教えてください。

A

1 子どもの健康問題

子どもの健康問題については、便秘、腹痛、風邪、熱、熱中症、インフルエンザ、ノロウイルス、アレルギー（ペット含む）、黄砂・光化学スモッグ障害、持病の悪化、精神疾患、トイレの問題（和式が使えない等）、生理痛などが考えられます。これらの健康問題に対しては、きめ細やかな配慮が必要です。

2 留意すべきポイント

(1) 事前の確認

①健康チェックシート

協議会は、学校から提出された健康チェックシートで持病やアレルギー等がある子どもを把握し、農林漁家にその情報を伝え、対策を講じます。

②健康保険証

子どもが病気をして医療機関で診察を受ける際には、健康保険証が必要です。学校にお願いする持ち物の中に健康保険証のコピーが抜けていないか確認をしてください。健康保険証のコピーの管理も厳重に行ってください。

(2) 当日の確認

健康と考えられていた子どもでも宿泊体験活動という環境の変化によって体調を壊す場合があります。子どもの表情、動きに注意をして、トイレや休憩に気を配ってあげてください。子どもが不調を言い出しやすい雰囲気作りが大切です。そして、体力に応じた体験活動の時間配分及び内容を柔軟に検討してください。

夏場の活動では熱中症にも気を付けてください。

【予測される事故と危険性チェックポイント】

体験種類	予測される事故・危険項目			
水辺体験	熱中症	低体温	手足のケガ	転倒
里山体験	熱中症	危険動植物	滑落・転倒	手足のケガ
収穫体験	熱中症	危険動植物	目や指先のケガ	転倒
宿泊体験	食中毒, 腹痛	寝冷え, 風邪	便秘	睡眠不足

3 インフルエンザ^(注1)

インフルエンザ予防のポイントは、①手洗い、②咳エチケット（マスク着用）、③ワクチンといわれています。また、空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能

が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、乾燥を防ぐために加湿器などを使用することも効果的です^(注2)。身体の抵抗力を高めるため、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取も大切です。

家庭内での感染拡大を防ぐために、患者が手を触れる場所（ドアノブ、便座など）を消毒液（市販の消毒用アルコール、ハイターの薄め液など）で拭き取ることも有効といわれています。

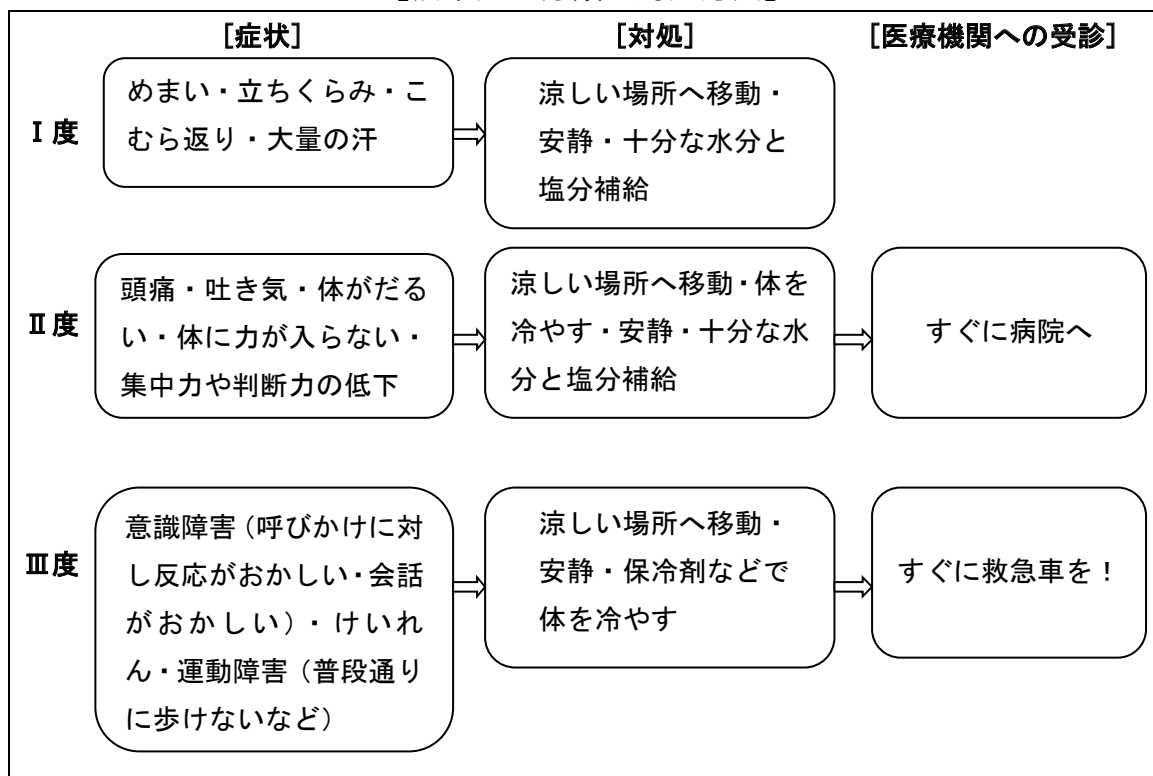
4 熱中症^(注3)

熱中症の予防は、必ず①帽子を着用し、②水分^(注4)をこまめに摂取することです。

体験作業は短時間で終わることができるよう調整し、交代で日陰に入るなどの工夫をしてください。活動前に水分を補給しておきましょう。

熱中症には早期の応急処置が不可欠です。

【熱中症の分類と対処方法】



（消防庁「熱中症を予防して元気な夏を！」を基本として、環境省「熱中症 環境保健マニュアル」等を参考に修正を施した図）

（注1）東京都感染症情報センター「[基本情報]インフルエンザ」

（注2）厚生労働省ウェブサイト「インフルエンザQ&A」

（注3）熱中症について詳細に学びたい方は、安岡正蔵「熱中症をめぐる旧常識と新常識-医療事故防止のために-」（日本医事新報 No. 4297）等の医学論文が有益です。

（注4）汗とともに塩分も失われるため、食塩水（0.1～0.2%）や経口補水液が望ましい（日本救急医学会「熱中症ガイドライン2015」）



14 食物アレルギーの予防等で留意すべきポイントを教えてください。



1 予防策のポイント

(1) 原因となる食物を食べさせないこと

食物アレルギーの予防は、アレルギーの原因となる食物を食べさせないことです。食物アレルギーは、その原因となる食物（に含まれるタンパク質）を身体が異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を引き起こすものだからです。

厚生労働省は、食物アレルギーの原因となる食物を調査し、平成13年より、発症件数が多いものや、発症した際の症状が重いものについて、食品に使用した場合の表示を食品衛生法上義務付けました。

現在、次の表にあるとおり、「必ず食品のパッケージに表示が必要な特定原材料7品目」、「できるだけ食品のパッケージに表示するよう努めることとされている特定原材料に準ずるもの20品目」があります（合計27品目）。

【食品のアレルギー表示】^(注1)

規定	アレルギーの原因となる食品の名称	表示をさせる理由
特定原材料 7品目	卵, 乳, 小麦, えび, かに	発症件数が多いため
	そば, 落花生	症状が重くなることが多く, 生命に関わるため
特定原材料 に準ずる 20品目	あわび, いか, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, くるみ, さけ, さば, 大豆, 鶏肉, バナナ, 豚肉, まつたけ, もも, やまいも, りんご, ゼラチン, ごま, カシューナッツ	過去に一定の頻度で発症が報告されたもの

(2) 代替食の準備

食物アレルギーで食べられない子どものために必ず代替食を準備し、あるいはご家庭で準備してもらいます。そうしなければ、子どもはお腹がすいて、「今日は大丈夫かも知れない。」と考えて、食べられない食品であっても、食べてしまう危険があります。

上述(1)の食べさせないを貫徹するための手段です。すなわち、「食べさせない」ためには、①提供しない、というだけではなく、②子どもが見ていないうちに食べないよう監視することをも意味し、この②を補強するのが代替食の提供です。

2 アナフィラキシー

アナフィラキシーは、食物や蜂毒等で生じる急性アレルギー症状の一種で血圧低下、呼吸困難などの重篤な全身症状を呈します。

このアナフィラキシー症状を緩和するエピペン（アドレナリン自己注射薬）が平成23年9月より保険適用となっています。

エピペンは、アナフィラキシーショックを10分～20分ほど緩和しますが、あくまでも補助治療剤であるため、エピペン注射後は必ず医師による診察を受ける必要があります。

受入れには、エピペンを携行している子どもも想定されますので、知識として知っておくことがまず大切です（注2、注3）。

なお、子ども以外の者が緊急時にエピペンを注射する行為は、反復継続する行為ではなく、医師法には抵触しないと考えます（注4、注5）。

したがって、エピペンについては、協議会で専門家を呼んで研鑽を積んでいただきたいと思います。それが子どもの命をいつか救うことになるかも知れないからです。

3 事故・トラブルのケース

ここでは、そばアレルギーの事故を紹介します。

【事案】

市立小学校6年生の男子が学校給食に出たそばを食してアレルギー症状が発生し、強度の喘息発作のため異物を誤飲して窒息死した事故につき、担当教諭及び市教育委員会の過失が認められ、市の国家賠償責任が認められた事案（札幌地裁平成4年3月30日判決）（そばアレルギー給食訴訟第一審判決、判例タイムズ783号280頁）

【事実の経緯（一部）】

- ・当該男子は、学校から自宅へ向かう道路端で意識不明の状態で見倒れているところを通行人に見られ、病院に収容されたが死亡した。
- ・直接の死因は、異物誤飲による窒息死であり、そばを食べたことによるそばアレルギーによる強度の喘息発作のため、異物誤飲となったものと推認される。
- ・当該男子は、幼少のころから気管支喘息の持病があり、7歳のときにそばアレルギーに罹患した。
- ・本件小学校では、おおむね月に1度は給食にそばを出してきた。
- ・本件男子は、小学5年以降本件事故当日まで学校給食においてそばを食べたことはなかった。
- ・当該男子の両親は、担当教諭を介して学校に対し、学校生活を送る上で担任に知って欲しいこととして「給食で注意すること」に「そば汁」と記載し、さらに欄外に「小児ぜんそくがありますのでご迷惑をおかけする時もあるかと思えます」と記載した児童調査票を提出した。

- ・担当教諭は、当該男子からもそばが食べられないことを聞いていた。
- ・担当教諭は、当該男子の母親に対し、給食にそばが予定されているときは、おにぎりやパンを持参させるよう要請した。
- ・事故当日、母親は給食でそばが出されることを知っていたが、代替食を持たせなかった。
- ・当日の給食は午後0時45分から食べ始めた。
- ・男子は給食時に担当教諭にそばを食べて良いかと尋ねたが、担当教諭は「うちで食べていいと連絡が来ていないから食べないように」と指示し、男子はうなずいた。
- ・午後1時10分ころ、当該男子は、口の回りが少し赤くなっていると担当教諭に申し出た。担当教諭がそばを食べたかを問うたところ、肯定したので、調べたところ、そばの3分の1程度を食べたことがわかった。担当教諭の見たところでは、口の周辺に変化は見当たらなかった。
- ・担当教諭がそばを食べたらどうなるかを尋ねたところ、当該男子は、顔中にブツブツができてきて2、3日は治らない、病院に行って注射しなければならないと答えた。当該男子は泣いていた。
- ・教諭は、午後1時20分ころ、母親に電話し、当該男子がそばを食べたこと、口の回りが赤くなっていると言っていること、病院に連れて行くのは少しでも早いほうがいいと思うのでこれから帰りたいと述べたところ、母親から帰して欲しいとの返事を受けたので、単独で帰宅させても大丈夫と判断し、男子を保健室に連れて行くことも養護教諭に診せることもせず、一人で帰宅させた。当該男子は、午後1時25分ころ学校を出た。
- ・男子は帰宅途中で吐き、異物が喉に詰まり、窒息死した。通行人に発見されたのは午後2時過ぎであり、死亡時刻は午後2時20分である。

【判旨】

学校給食の実施者である被告の学校に関する機関として諸機能を行使する市教育委員会は、学校給食の提供に当たり、その児童に給食の材料等に起因するそばアレルギー症の発生に関する情報を現場の学校の学校長を始め、教諭並びに給食を担当する職員に周知徹底させ、そばアレルギー症による事故の発生を未然に防止すべき注意義務が存在し、担当教諭にも給食時に当該男子がそばを取らないよう注意し、当該男子からそばを食べてそばアレルギー症状との訴えを受けたのであるから、当該男子を保健室に連れて行き養護教諭に診せるとか、当該男子の下校時に自らないし学校職員等同伴させる等の措置を取るべき注意義務が存在したと解するのが相当である。

本件事故は、担当教諭の過失と市教育委員会の過失が競合して、生じたものと認めるのが相当である。

もっとも、担当教諭が本件事故まで市教育委員会等から、そばアレルギーについての具体的情報を提供されていなかったこと、同人が学校の日常教育等に追われる個人の立場にあったこと等を斟酌するとき、そばアレルギーの重篤さと、そ

ばを給食に提供する際の注意と対策を指示ないし、個々の教諭等の給食に実際に
関与する者への研修等によりそのことの周知徹底をしなかった市教育委員会の責
任に重いものがあったといわなければならない。

ただし、母親の過失も認定し、その過失を5割とした。

【コメント】

喘息＋食物アレルギーは最大限の注意が必要なケースです。

食物アレルギーは、「食べさせない」ことが大切であり、「食べさせない」は、
①提供しない、②大人の見ていないところで食べないように監視する、の2つの
意味があります。②を防ぐために、代替食の提供をします。

そして、子どもが、アレルギーの原因となる食品をもし食べてしまったときは、
子どもの症状が軽症のように感じて、必ず、子どもを一人にせず、医師の診察
を受けさせましょう。

(注1) 厚生労働省ウェブサイト「食品のアレルギー表示について」

(注2) 詳しくは「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編
財団法人日本学校保健会」などを参照してください。

(注3) エピペン[®]は、アドレナリン（エピネフリン）の注射剤を意味し、ハチ毒、食物及び
薬物等によるアレルギーを治す薬剤ではなく、アナフィラキシーの症状を緩和する
ために、自己注射する補助治療剤です。エピペンには、アナフィラキシー発現時の
治療に用いられるアドレナリン（エピネフリン）の薬液と注射針が内蔵されています。
オレンジ色の先端を太ももの前外側に強く押し付けるだけで、バネの力により一定
量（約0.3mL）の薬液が筋肉内に注射されるしくみになっています（自分で量を計る
必要はありません）。

エピペンの使い方は、子ども（既往症）が医師から指導を受けていますが、マイラン
製薬の「エピペンの使い方マニュアル」<http://www.epipen.jp/download/manual.pdf>
を読むと詳細がわかります。

(注4) 厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A」も同様の理解です。

(注5) 日本経済新聞（夕刊）2011年（平成23年）11月7日（月曜日）15面には子どもを
受入れる団体がエピペンの使い方の講習会を受けている様子が書かれています。

※エピネフリンとは英名：アドレナリン、米名：エピネフリンと呼ばれ、日本では医薬品の
正式名称を定める日本薬局方が改正され2006年4月より一般名がエピネフリンからアドレ
ナリンに変更されました。また2008年5月より、エピペンはメルク製薬からマイラン製薬
の製品になっています。

[目次に戻る](#)



15 子どもの外傷を予防するポイントを教えてください。



1 外傷の原因・種類等

宿泊体験活動における子どもの外傷は、発生場所を基準として、大きく、「屋内」での外傷と「屋外」での外傷に分けて考えることができます。

屋内での外傷の原因・種類は、例えば、皿洗い中・調理中・食事中・物作り中の創傷、出会い頭でぶつかったり窓ガラスにぶつかったの創傷、その他釣り針・喧嘩・家具等の倒壊による創傷、お風呂場などで転倒しての捻挫・骨折、やけど等が考えられます。

屋外では、例えば、体験活動中の捻挫、滑落・転落による創傷および骨折、道具（農機具等を含む）や危険な物での創傷などが考えられます。

宿泊体験活動においては、受入れ側は安易に「大丈夫だろう。」などと考えることなく、常に外傷（ケガ、やけど等）が起きることを想定して、日頃からその予防と対処方法（応急処置）について学んでおくことが大切です。

2 予防策

外傷の予防は、何をすると外傷を生じるのかを説明することです。子どもは「痛い」「ケガをする」と分かれば、外傷を負う危険のある行為を行わないのが基本です。

活動に潜むリスクを正しく伝えることができるよう、指導方法につき、協議会は、農林漁家及び指導者と研鑽を続けてください。

その際、①どうするとケガが起きるのかから考え（技術だけではなく、意識や行為時の状況を含めて考える。）、②そのような危険な行為を子どもが取らないようにするためには、何を指導すれば良いのかを考えてください。

例えば、「ぼーっとしていると用具の操作を誤りケガをする」というリスクを考えた場合、子どもに用具の説明をする場合には、必ず集合させて、意識を集中させる手法が考えられます。質問を織り交ぜ、理解しているかを確認してから、活動を開始することや、説明をしているときに、聞いていない子どもに対しては、必ず質問をして、意識を集中させる手法などを考えることができます。

また、説明の際も何故危ないのかを説明してください。そのために、例えば、「こうすると手にケガをする。だから、こうする。」など説明の仕方を協議会が中心になって指導者側と絶えず検討していくことが大切です。

3 事故・トラブルのケース

外傷のうち、やけど（熱的要因）につき、幼稚園の事案ですが、参考になる事案をご紹介します。

【事案】

幼稚園児（5歳8ヶ月，男児）が保育室内の床上に置いてあった熱湯入りのやかんにつまずいて転倒し，熱湯によりやけどを負った事故につき，保育士に重大な過失があったとして，幼稚園の経営者及び保育士に対し，不法行為責任を肯定した事案（東京地裁昭45.5.7判決）（判例時報612号・66頁）

【事故状況】

保育士は，保育室中央で保育用のポスターカラーをとくための熱湯を入れたやかんを自己の右側背部の床上に置いていたところ，被害児童が走ってきてこれにつまずいて転倒し熱湯を浴びた。

【ポイント】

本取り組みにおいて5歳児は参加しませんが，小学5年生程度であっても，同じようなことが起きる可能性はあります。34ページ第4章第1節「子どもに対する指導の基本的な留意点」で述べたとおり，「子どもは大人の予測しない行動を取る。したがって，大人は，子どもが予測しない行動を取ることを前提として安全管理を講じなければならない。」という「子どもの行動特徴に基づく安全管理」を常に意識する必要があります。

【やけどの対処法】

なお，本事例では，保育士があわてて児童のズボン，ズボン下，パンツを脱がせたため，途中から水で冷やしたことも効果はなく，結局両脚の皮膚がはぎとられてしまったことも受傷（ケロイド）を重くしてしまったとの指摘があります。

服の上からやけどをした場合は，服を脱がせてはいけません。このような基本の積み重ねが大切であり，決して難しいことを覚える必要はありません。

【服の上からやけどを負った場合の対処法ポイント】

①冷やす＋②119番・病院に行く

※子どもが服の上からやけどを負ったときは，服を脱がさないで，お風呂，洗面台等の水場に移動できれば移動し，服の上から流水（あるいは清潔な洗面器などに入れた水）により，ゆっくり患部のまわりから冷やしましょう。

[目次に戻る](#)



16 食中毒及びノロウイルス予防等のポイントを教えてください。



1 食中毒予防のポイント

食中毒は、暑い季節でも寒い季節でも発生しているのです。1年中注意が必要です。

(1) 手洗いに始まり、手洗いに終わる

調理「前」、調理「中」、調理「後」のすべての段階で手洗いをしてください。

手洗いは、流水及び石鹸による手洗いです^(注1)。

なお、手にケガをしているときは食中毒の原因となる黄色ブドウ球菌が存在する可能性が高いので、エンボス手袋等を利用してください。

(2) 食材について

①古くなったもの、迷ったものは、絶対に出さない。

「せっかくだから地元名産のコレを食べさせたいけど、少し古くなったかな。でも、ここでないと食べられないから、食べて貰おうかな。」という判断は絶対に禁物です。

②口に入れておかしいと感じた物は必ず吐き出し、口の中をよく洗います。

③購入時の注意（お店の選別）

お店で買った物がそもそも古くなった食材、傷んでいる食材であることもあります。「家から近いお店だから」「すいているお店で混まないからすぐ買える」などという理由で妥協せずに、労を惜しまず新鮮な食材を求めてください。

(3) 調理について

①しっかり加熱する。

中心部の温度が85度℃で1分間以上加熱してください^(注2)。

②すぐに調理し、すぐに食べる。

たとえば、O157（腸管出血性大腸菌O157）は室温でも15～20分で大腸菌が2倍に増えます。

③前日の残りの食材の場合

味噌汁など前日の残りの食材を出すときは、沸騰するまで十分に加熱してください。

④包丁及びまな板

肉、魚類等生ものと野菜類等とで使い分けてください。

使い分けのないときは、必ず、よく消毒してから使ってください。

(4) 3原則・6つのポイント

より詳しいポイントについては、厚生労働省ウェブサイト「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」、政府広報オンライン「食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント」等をご参照ください。

国は、食中毒予防の三原則として、食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」としており、①食品の購入、②家庭での保存、③下準備、④調理、⑤食事、⑥残った食材に分けて、より詳細にポイントを説明しています。

2 ノロウイルス予防と処理のポイント

ノロウイルスは、①汚染された食品を食べて感染するルート、②感染した人の便や嘔吐物を介して他の人に感染するルートがあるといわれています。

予防策は、手洗いが最も重要であり、流水及び石鹸による「手洗いに始まり、手洗いに終わる」といえます。食中毒に関して前述したところを実践してください。

ノロウイルス感染症の場合、嘔吐物・下痢便にはノロウイルスが大量に含まれています。嘔吐物等の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系消毒液）により行ってください（使用上の注意を必ず読むこと。）^(注3)。

3 事故・トラブルのケース

厚生労働省ウェブサイト「平成22年（2010年）食中毒発生状況」によれば、食中毒の発生件数、そのうちノロウイルスが原因物質の数は、次のとおりです。なお、判明している限り、旅館では78件発生しています。

総 数	
事件	患者
1,254	25,972
そのうち、ノロウイルス	
399	13,904

(注1) 手洗いの仕方について、農林水産省ウェブサイト「食中毒から身を守るには」（「ちゃんと手を洗っていますか？」）等を参照ください。

(注2) 加熱につき、食品安全委員会「食中毒を防ぐ加熱」が詳しい。

肉・卵は75℃以上1分間の加熱、レバーは念のため85℃以上1分間の加熱、牡蠣は85℃以上1分間の加熱が良い。

(注3) 国立感染症研究所感染症情報センター「ノロウイルス感染症とその対応・予防」、東京都福祉保健局「防ごう！ ノロウイルス感染」



- 17 子どもの名前、携帯電話番号及び電子メールアドレスなどの情報の取扱いで注意すべき点は何でしょうか。
- 18 子どもをカメラ等で撮影する場合に注意すべき点は何でしょうか。



17

1 教えない・見せない・置き忘れない

- (1)子どもの名前、住所、学校名、家族構成、携帯電話番号、電子メールアドレス、アレルギーの有無・種類、既往症の有無・種類などの情報は、厳重に管理してください。
- (2)他の子どもに教えたり、写真を見せないでください。
- (3)子どもの情報が書かれた用紙などを電車やバスその他飲食店・公民館等の施設等に置き忘れないように注意をしてください。
- (4)特に、子どもが他の子どもや学校に話したことがないことを話してくれることもありますので、お友達も知っているだろうと容易に思い込んで他の子ども等に話してしまうことは危険です。

2 事故・トラブルのケース

キャンプなどでは、ある男子が同じ参加者である女子の情報を指導者に聞いてくることがあります。もし指導者がその男子に女子の携帯電話番号や電子メールアドレスを気楽に教えてしまったとしたら、その後どうなるでしょうか。

宿泊体験活動においては、同じ学校の子どもが来ますが、子どもたちは過去の宿泊者の情報に興味を持つことがあります。情報を伝えないことはもちろん、写真も見せないでください。個人に関する情報は大切な宝物と考えて、厳重に管理し、他の子ども等に伝えないように留意してください。



18

1 みだりに撮影されない人格的利益

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないこと及びみだりにその写真等を公表されないことについて法律上保護されるべき人格的利益を有します^(注1)。

しかし、人の同意なくその容ぼう等を撮影する行為が直ちに違法になるわけで

はなく、最高裁はその判断基準を示しています^(注2)。

もつとも、子どもの写真およびビデオ（以下「写真等」という。）を撮影する際には、事前に学校を通じるなどして、子どもおよび保護者から次の同意を得ておくことが望ましいといえます。

【子どもを撮影する際に事前に同意を得ておくべき事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①写真等の撮影をすることがあること②撮影者の範囲③写真等を保有できる者の範囲④写真等を利用する目的。特に協議会のパンフレットやホームページ、フェイスブック等で使用する場合にはその旨。 |
|--|

2 事故・トラブルのケース

最近ではあまり聞かなくなってきましたが、過去には野外活動の団体が子ども及び保護者の同意を得ることなく、無断で子どもの写真をホームページ等に掲載して、注意を受けるということがありました。

自分の子どもの写真を載せて欲しくないと思う保護者、自分の写真を載せて欲しくないと思う子どももいますので、写真等の取扱いには十分に注意をしてください。

(注1) 最高裁昭44・12・24 大法廷判決・刑集23巻12号1625頁

(注2) 「ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」(最高裁平17・11・10 第一小法廷判決)(判例タイムズNo.1203(2006.5.1)74-80頁)

この最高裁判決は、続けて次のとおり判示しています。「また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。」

[目次に戻る](#)

Q 19 子どもを受入れるときの注意すべきポイントを教えてください。

A

1 受入れ時に注意すべきポイント

(1) 事前準備が完了しているかの再確認

いよいよ数日後に子どもを受入れるとき、これまで準備してきた事前準備事項に漏れがないか総点検を行ってください。

健康チェックシートを受け取っていない農林漁家はいないか、体調を崩している農林漁家はいないか確認をしてください。

(2) 時間の厳守

時間を厳守してください。時間に怠慢な態度は、子どもの信頼を失いますし、慌てて事故を起こす原因にもなります。

「余裕を持った、早め早めの行動を！」心がけてください。

(3) 開始時・終了時の点呼（人数確認）

入村式の開始前は学校が子どもを点呼するはずですが、学校が点呼を忘れていたら、点呼をとるよう伝えてください。入村式の開始後移動する前は、協議会側が責任をもって点呼を行ってください。

なお、解散式・離村式前も同様です。

宿泊体験活動は、点呼に始まり、点呼に終わります。

(4) 健康状態の確認

体調を崩している子はいないか（車酔いを含む。）、子どもの健康状態を確認してください。車酔い、トイレなど常に子どもの体調を気遣ってください。

(5) 車で移動する際の注意点

子どもを車に同乗させる場合は、細心の注意を払ってください。道路上だけではなく、走行中の車内や車に乗り降りする際など様々なリスク要因があります。見過ごすと、それが引き金となって大事故につながる可能性もあります。

【車で移動する際のチェックポイント】

- ・ドアや窓の開閉は大人が行いましょう。
- ・念のためチャイルドロックをかけておきましょう。
- ・シートベルトは後部座席も含め、全員着用させましょう。
- ・窓やサンルーフから顔や手は絶対に出させないようにしましょう。
- ・高速道路のサービスエリアなどでの休憩では他の車に注意しましょう。
※降りた直後の飛び出し、ドアを開ける際に隣の車にぶつけないことなど、必ず声掛けをしてください。
- ・荷物が崩れるような積み方はしていませんか。
- ・長距離を移動する際は、ドライバーは交代しながら運転してください（ただし、自動車保険の運転者限定特約が付いていないことを確認すること）。
- ・軽トラックの荷台へ子どもを乗せて道路を走行することは道路交通法違反です。（事故の場合に保険も出ません。）。同法の道路（農道や私道・庭など）に該当しなくても危険性の高い行為ですから絶対に禁止してください。
- ・休憩後の出発の際にも必ず点呼を行いましょう。
- ・トイレなどに忘れ物がないか、出発前に確認しましょう。
- ・車両に不具合がないこと、車検更新・保険契約切れでないことを確認しましょう。
- ・雪の日（雪が予測される日を含む）のスタッドレスタイヤも要確認です。

(6) 問題点の早期把握

子どもを受入れてから何か気になること、不安になることがあれば、どんな些細なことでも良いので、必ず、協議会に「早期に」伝えるよう、農林漁家に指導してください。

(7) 伝達漏れの確認

受入れから早い段階で、何か重要事項の伝達に漏れがないか、常に気にしておき、都度確認できるようにしてください。

(8) その他

活動時の天候判断については第4章第6節第2項「天候判断」を参照してください。

点呼（人数確認）は、大人が見ていないところでの事故、迷子、誘拐などを防止する上でとても重要ですから、繰り返し行ってください。

【迷子や誘拐を防止するチェックポイント】

- ・トイレ休憩後のバス乗車時、プログラムが変わるとき、移動時等のタイミングごとに、必ず点呼を行いましょう。
- ・誘拐に遭わないよう大人がしっかりと監視しましょう。

- ・子どもに対しては、決められた場所以外には行かないこと、知らない人に声を掛けられても付いていかないこと、知らない人の車には絶対乗らないことを指導してください。警察や補導員などと名乗る人物に遭遇したり、「お母さん・先生が呼んでいる」と言われても、一人で付いていかないように指導してください。
- 何かあったら、子どもに何か落ち度があることでも、恥ずかしいことでも必ず伝えるように指導してください（学校・家庭が指導しているはずですが、念のため協議会及び農林漁家でも意識して指導しましょう）。
- ・大人だけではなく、子ども同士での確認も必要です。グループリーダーをつくっておくことやバディシステム（2人一組になり、お互いを確認しあいながら行動すること）を組むことで、子ども同士の人数確認をすることができ、防止対策に有効です。

※宿泊体験活動において車で地域を離れることはあまり考えられませんが、ここでは広く事案を想定しています。

2 事故・トラブルのケース

(1) 交通事故

一般に発生している交通事故のうち、運転において事故に至る注意すべきポイントを2つの事例で紹介します。

【事故に至る注意すべき2つのチェックポイント】

① 予定が迫っている

→スピードを出し過ぎる

→ハンドル操作を誤る, 信号無視, 一時停止違反, 徐行義務違反, 無理な運転

→事故

② 当初運転を予定していた人に別の用事ができた

→運転の未熟な者が代わりに運転することになる

→不必要に急ぐ, 自分の運転の遅れに焦って急ぐ, 注意力散漫, 極度の緊張, 疲れ, 慣れた頃に居眠り, 無理な運転

→事故

①の事例：予定が迫っている。

余裕を持ったプランニング・シートを作成することが大切です（第3章第1節2を参照）。予定が過ぎても「当初予定されているスケジュールよりも、安全を最優先すること」を日頃から協議会・農林漁家における共通認識にしておくことが大切です。そのことは予め学校にも伝えておきます（第3章第2節を参照）。

②の事例：当初予定していた人に別の用事ができた。

プランニング・シート（第3章第1節2を参照）では、当初予定していた運転担当者や指導者が不足し、役割が変わることも想定して、準備しておくことが必要です。事故の特徴の一つは、「計画が予定通り進まないときに起きる」ということがあります。「当初のプログラムの変更を余儀なくされたとき」に、安全管理の「隙間」が生じて、事故が起きやすくなるということを意識しておいてください。

(2) 軽トラックの荷台に子どもを絶対に乗せないこと

軽トラックの荷台に子どもを乗せて道路を走行する行為は、道路交通法違反（設備外乗車）です。

仮に、その場所が道路交通法で定める道路でなかったとしても、危険性の高い行為ですから、絶対に止めさせてください。

実際に、2011年1月にある町内の県道を軽自動車が走行中に横転し、荷台に乗っていた7歳から15歳の子ども11人のうち、9人が車外投げ出されて負傷した事故が発生したこと、警察では道路交通法違反（設備外乗車）等の容疑で捜査していることが事故当時報道されています。

なお、工事用車両道路兼農道をトラクターを運転して走行していた者が、道路から転落し、用水路の側溝とトラクターとの間に挟まれて死亡した事故（仙台高裁平20・5・29）もあります。

「そうは言うけど、絶対、大丈夫。庭先を走るだけだから」は、禁物です。

[目次に戻る](#)



20 施設内の事故を予防するポイントを教えてください。



1 はじめに

施設内の事故の予防についても、第2章第2節「リスクの洗い出し」→第2章第3節「リスクの評価・分析」から始めてください。

以下にあげる5項目は特に注意が必要な項目です。

(1) 火事

食事づくり体験における油を使う天ぷら、唐揚げなどの際の高温加熱、いろり、蒔ストーブの火の不始末、寝タバコや花火、お仏壇からの出火、火遊びなどの人に起因する火事と漏電、落雷、震災などの火事が想定されます。

なお、一酸化炭素中毒にも気を付けてください。

【火事対策チェックポイント】

- ①火や油を使う食事づくり体験の際には手が届く範囲に消化器の準備をして開始し、指導者は傍について火や熱の管理をしてください。
- ②いろり、まきストーブの点検は就寝前に手をかざし、灰をトングや火箸で探って温度と火種の始末をしてください。
- ③花火を縁側やお庭でする場合、体験指導者（民宿経営者や民宿のおかあさんなど）が傍について火の管理をしてください。バケツに水を入れて近くに置いてください。
- ④漏電・電気による火災対策は、定期的に電力会社・電気保安会社に検査を依頼してください。また個別にはコンセントとコンセント周辺の埃の掃除・点検、タコ足配線の整理をしてください。
- ⑤お仏壇の回りには物を置かないようにしてください。
- ⑥落雷は、万が一を想定して避雷針の設置をしてください。

(2) ケガ

第4章第2節第3項「外傷」でも触れていますが、施設内においても子どものケガは多く発生していますので、注意をしてください。

- ①子どもは大人が予測しない行動をとることを前提にして指導してください。
- ②施設周辺を含めて、子どもの視点で危険個所を点検し、安全管理をしてください。
- ③なぜ危ないのかを具体的に伝えて、教えてください。
- ④指導・注意は事前にするだけでなく、その都度伝えてください。
- ⑤時には叱ることも必要です。語気を強めて怒るのではなく、コトの善悪を冷静に教えてあげてください。

⑥雨天プログラムを施設内で行う場合、刃物や道具を用いての体験では「使用している刃物にばかり気を取られているうちに、工作する竹や木々などの部材でケガをする例」もあります。

⑦子どもたちは興奮して、はしゃいだり、走ったりして指導者の注意を聞いていないことがあります。子どもに対する注意は、まず集合させて、子どもを集中させてから、質問等を織り交ぜながら、行ってください。

※施設内のケガは、特に、子ども同士の衝突、窓ガラスへの衝突、調理中のケガ（不安定なところで調理していることが多い。）、テーブル等の転倒によるケガにも注意をしてください。

(3) 防犯

田舎を狙った新手の窃盗団による被害が起きていますので、自分の民宿だけは大丈夫という過信や油断は禁物です。

学校の授業の一環としての受入れであること、子どもを預かっていることを認識してこまめに施錠をするようにしてください。

痴漢、覗き、変質者にも注意です。協議会で事前に警察署地域課や交番に報告をして、巡回依頼をお願いしてください。

(4) 物の紛失・破損

室内でサッカーをしたり、廊下を走ったり、まくら投げをしたり…など、この時期の子どもはいたずら盛りです。

受入れ前に、貴重品類や高価な調度品・壊されて困るもの、無くなって困るものは子どもたちの目にふれない場所へ移し施錠して管理してください。

子どもは大人が予測しない行動をとることを前提にして予防策を講じてください。

※子ども達から受ける被害を補てんすることが可能な保険は「宿泊客個人賠償責任保険」があります。詳しくは保険会社へご確認ください。

(5) 常備薬について

薬の外箱ないし箱に同封されている説明書に使用期限が書かれていますので、必ず薬の使用期限を確認してください。

ドラッグストア（薬店）で購入できる大衆薬と呼ばれる薬は未開封状態で製造後最長3年、開封されたもので瓶入り錠剤・シロップ類は6ヶ月、開封した粉末類は口を折り返して2日間以内が目安とされています。

使用期限を過ぎた医薬品は絶対に使用しないでください。副作用や医療事故の原因となる可能性があります。また保管も高温、直射日光、高湿度は避けるように案内されています。

不明な場合は各メーカー・販売先又は下記^(注1)までお問い合わせください。

(注1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <http://search.pmda.go.jp/search.cgi>

2 事故・トラブルのケース

(1) 一酸化炭素中毒事故事例

一酸化炭素中毒の事故が繰り返し起きています。

○平成 24 年 2 月 21 日、ある県の「農業体験施設」で高校生と教員ら 42 名が「そば打ち体験」をしていたところ、生徒や教員ら 17 名が頭痛を訴え病院に搬送されたとの事故が発生し、室内ではガスを使ってお湯を沸かしており、警察は一酸化炭素中毒の可能性があるとみて調べている旨の報道がなされています^(注1)。

その他、次のような事例もあります。^(注2)

- 絵画教室において、練炭で暖をとっていた参加者が一酸化炭素中毒を起こした事案（平成 23 年 1 月 事故情報データバンク）
- 計画停電に伴い、ダイニングにおいて七輪に炭をおこし暖をとっていた人が一酸化炭素中毒を起こした事案（平成 23 年 3 月 東京都生活文化局消費生活部生活安全課^(注3)）

【一酸化炭素中毒防止対策】

- ・ こまめに換気をしてください。
- ・ 換気口を塞いでいないか確認をしてください。

(2) 子ども同士の衝突事故事例

子ども同士の衝突事故も多く発生していますので、裁判例を紹介します。

【事案】

町立小学校 3 年生の女兒が、学校の休み時間中に体育館で男子児童と衝突し、頭部を打って負傷した事故につき、学校長及び教諭らに過失があったとして、国家賠償責任が認められた事案（甲府地裁平成 15 年 11 月 4 日、判例タイムズ 1162 号 238 頁）

【事故態様】

女兒が自己の後方へ転がっていったソフトバレーボールを拾うために腰を曲げて前屈みになったところへ、バスケットボールで遊んでいた 6 年生の男子児童が勢いよく後退してきて同人の臀部が女兒の左側後頭部に当たり、約 50 から 60 センチメートル飛ばされて、転倒し、床面で右側頭部を強打し、てんかんと頭痛の後遺障害が残った。

【判旨】

校長は、児童らが休み時間に体育館内において遊戯・運動中に、本件事故のような偶発的な衝突事故が発生することを十分に予見することができたのであるから、児童らの衝突事故等を回避するため、天候を問わず、児童のみで体育館を使用することを禁止するか、あるいは時間帯又は曜日によって使用してよい学年を定めたり、行ってよい遊戯・運動の種類あるいは体育館内で同時に使用してよい

ボールの個数を制限するなどの厳しい使用基準を定めた上、児童に対し、その趣旨の指導を徹底する義務があったというべきである。

【コメント】

体育館で多数の児童がボールを使って、運動をしたり、遊んでいるときは、衝突の危険が高い状態ですから、ルールを定めて指導するべきであったといえます。

(3) 山火事

施設内の事故ではありませんが、山火事にも注意してください。

消防白書を見ると、①たばこ、②火遊びは山火事の主要な原因の中に入っています。

中高生を受入れたときに、仮にタバコを隠れて吸う子どもがいたときは、タバコを吸わせないことはもちろんですが、「子どもが隠れて山の中でタバコを吸い、吸い殻を慌てて捨てる」などして山火事を起すことなどがないように注意してください。

「タバコを吸う子どもを発見したときは教諭に通報し、学校側が責任をもって地域から強制退去させる」などのルールを予め学校と話し合っておくべきでしょう。

(4) カセットこんろ事故事例

カセットこんろの誤使用等による事故も少なくありません。

たとえば、

- ① 大きな鍋でおでんを煮ていたときにボンベが爆発した事例。
- ② ボンベ装着ミスによるガス漏れによる爆発の事例。
- ③ カセットこんろを2台並べて鍋料理をしていたときに、横に並べてあった使用していないカセットコンロ内のボンベが加熱して爆発した事例。

などがあります。^(注4)

①の事例については、鉄板や鍋がボンベの上の容器カバーに少しでもかぶさるような使い方をすると、ボンベを加熱させて爆発する危険があります。^(注4)

③の事例については、そのほか炭を乗せての使用等が異常加熱を招きます。

施設外のバーベキューも含め、カセットこんろの正しい使用方法を学んでおくことがとても大切です。

(注1) 平成24年2月21日 YOMIURI ONLINE

(注2) 平成23年12月16日消費者庁「冬の身近な危険について その2 『燃焼』を伴う暖房器具を使う際は、一酸化炭素中毒にご注意を！」

(注3) 「発電機・木炭等による一酸化炭素中毒の危険性」

(注4) 平成11年12月27日付け東京都生活文化局『「カセットこんろ」の誤使用等による事故にご注意！』

第4章 第5節 体験活動における留意点

第1項 体験活動における準備



21 体験活動における準備のポイントについて教えてください。



体験活動におけるポイントは、①事前・準備段階、②受入れ1週間前、③受入れ当日段階の3つがあり、その中には、参加者と受け入れ側双方への留意点があります。詳しくは以下をご参照ください。

1. 事前・準備段階(予約を受けた段階)

プランニングシートを作成し、全体把握をする。



ポイント

- ・実際に体験し、参加者視点で考える！
- ・事前・準備段階でヴァーチャルのプランニングシートを作成する。
体験プログラム別に全体を構成する要素を事前に調べ、体系立て、ヴァーチャルでリスクマネジメントを考慮した初期の受け入れの手引きを作成してみます。
つまり予約を受け付ける段階では、季節も異なり、模擬訓練の実施が困難であるため、先ずは頭で想像してプランニングシートを埋めていくということです。

事前段階 では、体験プログラム別プランニングシートの作成を行う。

前述のように紹介した実地踏査、体験プログラムの模擬訓練によるリスクの洗い出し、評価、分析、対策の手順でプランニングシート（受け入れの手引き）を作っておきます。

- ・参加者に対し、先ず参加者側の人数、年齢、性別、目的、持病の有無を把握することが前提です。
その上でお客様に向けた留意点として、用意してもらおう持参品、服装・帽子、履き物など明文化して告知する。
現地の状況・情報を提供し、でき得るならば事前学習してもらうことで、リスクの軽減、転嫁につなげていくことが可能となります。
- ・受け入れ側においては、プランニングシートに基づいて、時期、受け入れ人数、体験プログラムに応じた体制、明確な役割分担、道具類の段取りを準備し、不足部分や不備、天気予報を把握しておくことで、リスクの事前把握による軽減、回避、保有、転嫁が可能となります。

手順：リスクの洗い出し→評価マップ→予防対策（リスクの軽減、回避、転嫁、保有）→対策の担当と手配段取り→復唱・確認

2. 実施7日前の段階：

受け入れ7日前までに関係者全員が参加した模擬訓練の実施



●模擬訓練の際には参加者の年齢に応じた視点で点検することが前提

●準備段階のプランニングシートを使って、模擬訓練を実施する。

※準備段階のプランニングシートはヴァーチャルでリスクマネジメントを考慮したものです。

（頭で考えた初期プランニングシート）

実際に使うためには、関係者の合意形成と意識統一が重要です。

そのためには最低1週間前までに、受け入れの模擬訓練を実施し、現場でリスクマネジメントをして、当日使える受け入れマニュアルにする必要があります。

●模擬訓練では、その場で課題解決をしていく事が重要。

どうにかなるだろう?! たぶん大丈夫?!

まさか、そんなことはありえない?

誰か気がつく、又はするだろう。

言っただけで復唱確認をしていない。・・・これらの考えがもっとも危険。

手順→初期プランニングシート→模擬訓練→リスクマネジメント→今回の受入れに限ってのマニュアル完成

※受入れマニュアルは、参加者（プログラム、年齢、時期・時間帯、性別、場所）に応じて毎回検証し、確認すること

実施の7日前までに 受け入れ関係者全員が参加した模擬訓練を実施して、受け入れ内容の把握をしてもらいます。

その際には、週間天気予報、受け入れ人員、体験に使う道具類、班長、作業の流れ、役割分担などすべての業務を確定させます。

模擬訓練は必ず現場で実施し、リスクの洗い出し、分析・評価をした上で、予防策（軽減、回避、転嫁、保有）を確定させていくことが重要です。

それらをまとめ、受け入れのマニュアルを完成させ、関係者全員に3日前までに配布して、復唱確認をすることが重要です。

3. 実施当日段階：

朝の見回り、点呼に始まり、点呼に終わる。終始笑顔で接し、一緒に楽しむ。

受入れ当日 朝の体験現場と周辺の実地踏査、受け入れ側スタッフの点呼、道具の点検、役割分担の確認を済ませておきます。→ 荒天時の代替プログラムの準備

- 会場の交通整理・駐車場への安全誘導。→ 交通安全
- 入村式又は参加者へのオリエンテーション(ルールや注意事項説明など)を実施。
→ 共通ルールと安全最優先を共有
- 班分け・グループごとの点呼。→ グループの人数把握
- 事前呼びかけによる持参品、服装や帽子、靴などの確認。→ 不備対応
- 体験会場へ移動しての体験プログラムの実施。→ 体験指導と見張り対応
- 健康管理、トイレ、休憩、振りかえり、水分補給、点呼 → 細やかな配慮によるリスク管理
- 体験再開 → 点呼・安全確認
- ※昼食やおやつタイムが入る場合 → アレルギー、食中毒、衛生対策
- 体験終了、道具類確認、後片付け、振りかえり → 点呼

[目次に戻る](#)



22 体験活動における子どもの事故の特徴を教えてください。



1 はじめに

体験活動における子どもの事故のうち、ここでは死亡事故を扱い、それらの事故の特徴から指導者が留意すべき点を導きます。

2 川の事故

【事案】

子ども会のハイキング（参加児童は、小学1年生から6年生まで30名、OB中学生6名の合計36名、引率者ら11名）に参加して川遊びをしていた男児（当時、9歳）が、川遊びの範囲として指定された水域を超えた下流約15メートルの深みにはまり溺死した事故につき、引率者等の責任が問われた事案（津地裁昭和58.4.21判決、判例タイムズ494号156頁） ※刑事事件では無罪

【判旨】

裁判所は、概要、次のように判示しました。

i) 引率者Aは川底や岩が苔で滑りやすいことやその上流と下流に深みがあることを認識していたことからすれば、そのような場所を川遊びの場所として選定するについては、児童に対し実施区域を明確に指示するとともに、児童の年齢構成・行動特徴などからみて、上・下流の深みに入り込むことのないよう監視体制を整えて事故を未然に防止すべき義務がある。

しかるに、引率者Aが川遊びの許可をした時には、既に班ごとの行動は失われる無秩序な状況にあったにも拘わらず、班ごとに整列させて川遊びの実施区域の設定等の注意事項を十分に伝達することをせず、また引率者らに対しても、児童が実施区域からはみ出して危険区域に立入ることのないようにするために各人の監視区域を定めて監視を分担してもらうことをしなかったことは注意義務を怠ったものとみるのが相当である。

ii) 引率者B（会長）、C（役員）は、責任者としてAとともにハイキングの実施場所の下見に行き、場所の選定をした者であるから、川遊びの場所の安全性について配慮して適切な措置をすべき注意義務がある。

しかるに、引率者B、Cは、引率者Aに任せきりにして監視体制を取るなどの対応をしなかった点で注意義務違反がある。

iii) もっとも、児童にも不注意があり、また本件はボランティア活動であること

も斟酌して、過失相殺により、生じた損害のうち引率者らが負担すべき部分は 2 割とするのが相当である。

【まとめ】

過失の内容	<ul style="list-style-type: none">・子どもに川遊びの実施場所を明確に伝えていない。・引率者間において、監視の役割分担を定めていない。
裁判例から導き出される指導法	<ul style="list-style-type: none">・遊び回っている子どもを集めて静かにさせてから、実施場所を明確に説明し、実施場所を越えると何故危ないのかを丁寧に説明すること・引率者間で役割分担を定め、子どもが実施場所を越えないように見守ること

3 海の事故

【事案】

珠算塾の教師 1 名が生徒 10 名を引率して海水浴に行ったところ、その内当時 10 歳の男児と当時 11 歳の男児が、貝採りに夢中になっている間に、満ちてきた海水のために溺死した事故につき、塾教師の過失が問われた事案（名古屋地裁昭 38.6.28 判決，判例時報 342 号 7 頁）

【判旨】

①塾教師の過失

年少者殊に水泳未熟の者が、海水浴又は海水中で貝採りをするときには常に水死の危険を伴うものであるから、かかる年少者を引率する者は、常に年少者の周辺にいてこれを監視し、入水離水に際しては人員を確認するなどして、危険防止のための万全の措置を講じ、もし危険が発生したならば直ちにその救助措置を講ずべき注意義務を負うべきものである。

殊に本件においては、塾教師は児童兩名が殆ど全く泳ぎができないことを知っており、離水時には海水が満ちてきて腰周辺まで及んでおり、児童兩名は貝採りに夢中になっているものと推測されるので離水時における人員確認の要は大なるものと考えられる。

しかるに、塾教師は、離水するに際し何ら人員の確認をすることもなく、児童兩名は既に離水したものと軽信して兩名を放置したまま休憩所に引き上げてしまったため、児童兩名は満ちてきた海水のために溺死するに至ったものであって、塾教師に過失の存することは明らかである。

②過失相殺

もともと、児童の 1 名は当時小学 5 年生で、もう 1 名は当時小学 6 年生であり、共に健康明朗なうえ、小学校における集団教育を受けていたことなどを勘案すれば、塾教師の指示・命令（塾教師は、入水するに際し、塾生達に「深い所に行っ

けない」と注意を与えており、昼食後の入水前にも同様の注意を与えた)に従うべき注意義務を期待し得るものというべきであり、児童兩名がその注意義務を怠り、被告の統率から離脱し、本件事故を招来したことについては児童兩名にも過失があるというべきであると判示して、賠償額を減額しました。

【まとめ】

過失の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・海水が満ちてくることを想定して、泳ぎが出来ない子どもが溺死しないよう周辺に居て監視しなかった。 ・離水時に人員確認をしなかった。
裁判例から導き出される指導法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが溺れないように周辺で見守り、離水時には必ず人員確認をすること

4 山の事故

【事案】

県立自然公園で実施された小学校4年生の遠足において、同公園内で昼食を食べた後に付近を走り回って遊んでいた女兒（当時、9歳）が高さ約3.5ないし4メートルの崖から転落して外傷性くも膜下出血の傷害を負い、その25日後に死亡した事故につき、学校の設置管理者である市と公園の設置管理者である県の責任が問われた事案（浦和地裁平3.10.25判決、判例タイムズ780号236頁）

【判要】

①教諭の過失

裁判所は、概要、次のように判示して、教諭の過失を認め、市の責任を認めました。

すなわち、昼食をとり終えた児童が集合時間まで遊ぶこと、とりわけ同所が芝生広場であれば児童が走るなどして行動範囲を広げ、児童が走った勢いで斜面の下方まで行ってしまうことは容易に予測することができる。

このような地形の状況を踏まえて考えれば、児童を遠足に引率する教諭としては、斜面の下方がどのようなになっているかを見分しておくべきであり、またこの部分を見分しておけば、本件崖の存在を容易に現認することができたことは明らかである。

そしてこれを現認していれば、児童に対し、単に走ることが危険であることを注意するにとどまらず、本件崖に近づかないように指示するなど、これに対処する方法を講ずることができたものと考えられる。

しかるに、教諭は、本件斜面の下方部分を十分に下見しなかったため、本件崖の存在に気が付かなかったのであるから、同教諭には下見に関し過失があったと言わざるを得ない。

②県の責任

また、裁判所は、本件公園は、傾斜角度が 20 度ないし 30 度もあって、崖の存在が上からは分かりにくいのであるから転落防止のための手段を講ずべきであったとして、公園の設置管理者である県の過失も認定しました。

③過失相殺

ただし、女兒は教諭から現場で走ってはいけないと注意を受けていたのに下方の状況を確認せずに走ったことに過失があるとして、市の責任は 5 割、県の責任は 8 割（本件のような危険な崖を放置していた県の責任は重いとして、2 割のみの減額）としました。

【コメント】

判決は、教諭の下見の不十分さを指摘していますが、学校側は児童の行動を十分に把握することもできていませんでした。従って、下見をして危険箇所への把握に努めることのほか、児童の行動に気を配ることも本判決からは学ぶべきだと思います。

【まとめ】

過失の内容	・ 子どもの行動を予測して、斜面の下方がどうなっているかまで下見をしなかった。
裁判例から導き出される指導法	・ 遊び場だけではなく、遊び場の周辺にも危険箇所がないか把握すること ・ 子どもの行動を見失わないように見守ること

5 事故予防のポイント

以上の事故事例^(注1)から、次のことが導かれます。

【指導者が留意すべき事故予防のポイント】

～指導法の手順～	
□下見をして危険箇所を把握する	→ 自己判断ではなく役場・専門家等に確認する → 周辺も下見をする
□集合させて、点呼をとる	
□説明する	→ □遊ぶ場所の範囲（どこからどこか） → □危険箇所について（どこが、何故危ないか）
□指導者間で「役割分担」をして子どもを見守る	
□活動終了時にも点呼する	
※上記は危険箇所を含む活動場所を想定しています。「どこで」「どのような状況になると」危険なのかを個々に判断することが大切であり、過剰に考えすぎないことも大切です。	

(注1) 小学生を想定しているが、中高生にも同じ理解で指導した方が良い。

[目次に戻る](#)



23 天候判断において留意すべき点を教えてください。



1 基本的な留意点について

(1) 気象災害に対する心構えと行動プラン

普段、想像できないくらいの大雨や、大雪、強風、気温変化などの異常が気象災害です。災害に備えた、行動プランを作っておきましょう。

山間部では、集中豪雨による土砂災害や、道路閉鎖で孤立、豪雪による雪崩や交通障害などもあります。海岸部では、高波や高潮による浸水もあります。

受入れ前に悪天候予測であれば、延期または中止も考慮すべきでしょう。気象災害に巻き込まれたら二次災害に十分注意して行動するようにします。天候が回復した後でも、切れた電線や、地滑り、倒壊した木などによる被害等が発生します。むやみに動き回することは避けましょう。

(2) 台風の進路に入ってしまったら

進路や勢力（強風域の大きさ・最大風速）を調べ、地域行政と共に対処策を考えます。雨台風は、浸水に備えて土嚢の用意をします。土砂崩れや地滑りによる建物の損壊なども考えます。風台風は、看板やベンチなど飛ばされそうなものは、片づけるか固定します。

吹き荒れていた風が急に弱まり、数時間後に再び暴風になること（吹き返し）があります。

(3) 集中豪雨やゲリラ豪雨での対策

集中豪雨、ゲリラ豪雨など、増水や鉄砲水、堤防の崩壊などの危険や土石流、地滑り、がけ崩れなどの重大災害が予想されます。また、平野部で晴れていても山間部で発生した場合、ダムの放水による急な水嵩の上昇が考えられます。

下流域においては床上浸水などの災害が発生します。どちらも突発的で予測困難です。事前に危険箇所を調べるとともに、災害ハザードマップで確認しておきましょう。地域に即した退避方法を事前に考えて対処していくことが肝心です。

※集中豪雨とは、狭い範囲の地域で短時間に多量の雨が降ることをいいます。

※ゲリラ豪雨は、局地的短時間強雨で、降雨範囲が10km四方と狭く、1時間に100ミリ以上の非常に多い降雨量が1時間程度の短時間に集中します。

(4) 停電や断水になったときの対応

停電時は、照明だけでなくエアコン、冷蔵庫、電話等の電化製品が全て使えない状態になります。携帯ラジオや懐中電灯、広い場所に集まることを考えて光源の大きな電灯、冷蔵庫代わりにクーラーボックスなども用意しておきましょう。集団心理によるパニックを防ぐためにも落ち着いた行動と、適切な指示を与えてください。

ライフラインである水道の断水では、トイレの問題に直面します。風呂水の利用や、飲料水の備蓄も必要です。

(5) 竜巻での対策

竜巻はいつ、どこに発生するのか予測は困難です。多くは、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生します。竜巻の現れる前兆としては、空が暗くなる（緑に見えることもある）、風が急に弱まる、あられが降るなどが言われています。建物に逃げ込み、窓の近くは避けて家の中心に避難します。

(6) 雷に遭遇してしまったときの対処方法

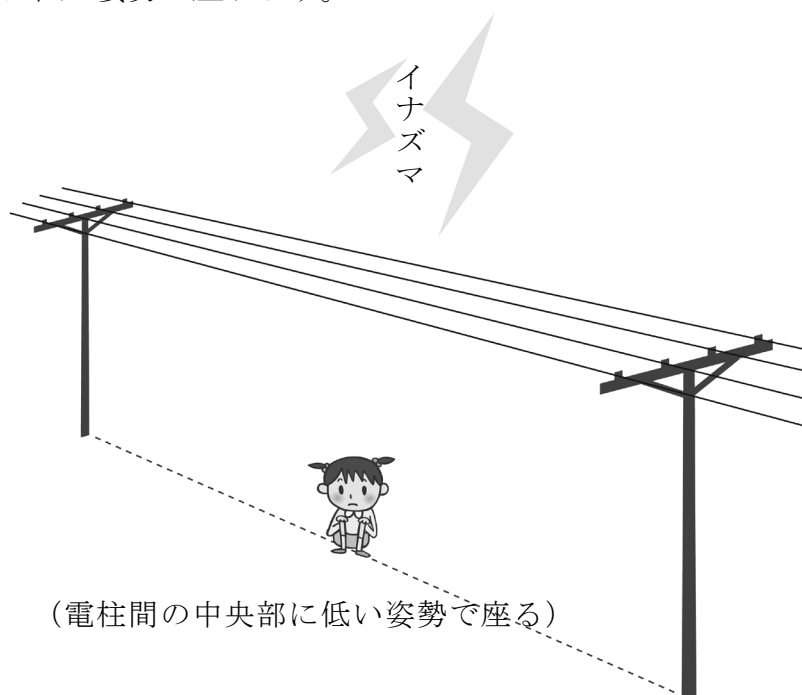
トレッキング中の11人が東屋で雨宿り中に落雷があり1人が死亡、10名が重軽傷。また、中学サッカー一部が雨上がりを待って練習再開した途端に落雷があり、生徒10人が倒れ、うち1名が意識不明の重体となるなど、落雷による事故が発生しています。

雷注意報が出ているときは、中止判断をします。夏の雷は午後2時～4時台の発生が多く、遠くに少しでも黒雲が見えた時点で、直ちに避難を開始してください。少しでも雷鳴が聞こえだしたら避難開始が鉄則です。雷は高い所に落ちるので、傘など高い位置に突き出るものは手放しましょう。高原やグラウンドのような場所では、そこにある高い物体に落雷します。森の中にも樹木に落雷し、被雷する可能性があります。

雷が発生するとラジオのAM放送からガリ、ガリッという雑音が混じり出します。50km離れた場所から感知するため、人の耳で聞こえない遠雷でも検知できます。

安全な場所は、自動車、コンクリートの建物、避雷針のある建物です。木造の建物内では電気コード類や電話線から離れます。突然の雷で避難場所まで行くことができないときの基本は周りよりも低い場所を探して、その場に伏せて雷が通り過ぎるのを待つことです。

屋外で比較的安全な場所は、電線の下です。下図の様に電柱間の中央で真ん中の電線の真下に低い姿勢で座ります。



2 事故・トラブルのケース

(1) はじめに

前述したほか、天候判断のポイントは「**勇気ある撤退と中止**」です。

なぜなら、「せっかく来てくれたのだから、このまま何もしないで帰ったら、かわいそうだ。」という判断をして事故につながる人が多いからです。

参加者は、そのときは残念に感じるかも知れませんが、危険性（恐さ）を理解していないから残念に思うのです。危険性を分かり易く伝え、中止・撤退を厳しく判断することが子どもの命を守ることに繋がります。

軽トラックの荷台に乗車させる問題と同じで、妥協は厳禁です。

(2) 雷の事故

ここでは著名な雷の事故を紹介します。

【事案・判旨】（判例時報1929号41頁）

番号	事案の内容		過失の内容	
	(原告)	(被告)	(裁判所)	(判決日)
	父，母，兄	・学校法人高等学校 ・財団法人市体育協会	最高裁判所第二小法廷	H18. 3. 13
1	<p>(概要)</p> <p>私立高等学校の生徒（高1）が課外のクラブ活動の一環として参加したサッカーの試合中に、落雷を受け、後遺障害等級一級の重傷（視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等）を負った事故につき、生徒の両親及び兄が担当教諭及び主催者であった市体育協会の担当者に過失があったとして、同学校法人及び市体育協会を訴えた事案。</p> <p>(被告)</p> <p>本件高等学校は、課外のクラブ活動の一環として、ユース・サッカー・サマー・フェスティバルと称するサッカー競技大会に同校サッカー部を参加させ、その引率者兼監督をA教諭とした。</p> <p>ユース・サッカー・サマー・フェスティバルは、市体育協会が、その加盟団体である市サッカー連盟に実行委員会を設置させて、開催した。</p>		<p>(高松高裁)</p> <p>平均的なスポーツ指導者としても、落雷事故発生の危険性の認識は薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったと考えられるから、平均的なスポーツ指導者が本件試合の開始直前頃に落雷事故発生の具体的危険性を認識することが可能であったとはいえない。</p> <p>(最高裁)</p> <p>① 落雷による死傷事故は、平成5年から平成7年までに全国で毎年5～11件発生し、毎年3～6人が死亡している。</p> <p>② 落雷事故を予防するための注意に関しては、平成8年までに文献上の記載が多く存在していた。例えば、落雷の研究における我が国の第一人者とされる北川信一郎埼玉大学工学部教授が編集委員長となって</p>	

<p>(時系列) H8.8.13</p> <p>13:50 頃 本件運動広場の上空には雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえていた。</p> <p>14:55 頃 上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いた。</p> <p>15:15 頃 大阪管区气象台から雷注意報が発令されたが、本件大会の関係者はそのことを知らなかった。</p> <p>16:30 直前頃 雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きているのが目撃された。雷鳴は大きな音ではなく、遠くの空で発生したものと考えられる程度であった。</p> <p>* A教諭は、稲光の4、5秒後に雷の音が聞こえる状況になれば雷が近くになっているものの、それ以上間隔が空いているときは落雷の可能性はほとんどないと認識していたため、16:30の直前頃には落雷事故発生の可能性があるとまでは考えていなかった。</p> <p>16:30 頃 本件試合が開始された。</p> <p>16:35 頃 本件被害者に落雷があり、その場に倒れた。</p>	<p>いる日本大気電気学会編の「雷から身を守るには－安全対策 Q&A－」（平成3年刊行）には、「雷鳴が遠くかすかでも危険信号ですから、時を移さず、屋内に避難します。」とある（これと同趣旨の文献上の記載は多く存在している。例えば、矢花楨雄（気象庁長期予報課勤務）著の「夏のお天気」（昭和61年刊行）には「雷鳴の聞こえる範囲は、せいぜい20kmです。雷鳴が聞こえたら、雷雲が頭上に近いと思った方が良いでしょう。また落雷は雨の降り出す前や小やみのときにも多いことが分かっています。遠くで雷鳴が聞こえたら、すぐに避難し、雨がやんでもすぐに屋外に出ないことが大切です。』）。</p> <p>③ 更に、開始直前頃には本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きているのが目撃されていた。</p> <p>④ これらの事実からすれば、雷雲が大きな音ではなかったとしても、教諭は落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきである。</p>
--	--

【ポイント】

※雷雲は急速に発達するため、雷鳴を聞いてから避難するのではなく、遠くに黒雲が見えた時点で、直ちに避難を開始してください。また、冬の雷雲は黒雲として認識できないことが多く、雲の中や雲と雲の間などで発生する「雲放電」ではなく、雲と地上の間で発生する「対地放電」で始まることが多くみられます（冬季雷は、日本海沿岸に多く、夏の雷と異なり、下向きではなく、地面から上向きで放電が起きる。）。つまり、上記事例のような前兆のないまま、突然雷に襲われる危険があることから、「雷注意報」発令前でも、気象庁の「レーダー・ナウキャスト」（雷ナウキャスト）などを活用して対策を検討してください。

[目次に戻る](#)



24 危険な動植物について留意すべきポイントを教えてください。



1 危険な動植物についての留意点

(1) 想定される事故事例

へび，ハチ，毒虫による事故は生命を脅かす重大事故につながりますので，以下のことを認識してください。

子どもが「危険な動植物の危険性を知らないこと」が最大のリスクになります。過去の体験活動や学校行事において既に事故が発生しています。

指導に当たっては，先ずこれらのことを念頭に置いて考えていきましょう。

毒蛇，スズメバチでの重大事故は毎年発生しており，特にスズメバチ等では2010年だけでも20名の方が死亡しています。

対策としては，以下に挙げるような事故の傾向例を参考に，マニュアル作成のポイントとしてください。

【事故の傾向例】

- ・田植え体験の際に土手でマムシを踏んで噛まれた。
- ・稲刈り体験の際に，稲藁をつかんでマムシに噛まれた。
- ・ハイキングの際に突然ハチに刺された。昆虫と一緒に虫かご等にハチを入れた。民宿の庭先でハチに刺された。
- ・フルーツの収穫体験中に毒虫に刺された。
- ・就寝中にムカデに刺された。
- ・木の下で遊んでいて，樹液が降っているのに気づかず皮膚炎になった。
- ・里山散策でうるしにかぶれた。
- ・ハゼ並木でハゼかぶれをして痒くて眠れなかった。

(2) チェックポイント

- ① リスク予測のために体験活動場所を实地踏査し，リスクの洗い出しをしてください。
- ② 受入れの3日前と3時間前に協議会関係者全員で实地踏査をして，安全確認をしてください。
- ③ マムシ，ヤマカガシ，スズメバチの治療には血清が必要です。事前に血清を保有している病院を探し，担当医師に子どもの受入れ情報を伝え，万が一の場合の対応をお願いしておいてください。
- ④ マムシとネズミ，マムシとイノシシ，水辺・あぜ道・湿地帯にマムシ，稲穂とイノシシ，新緑と毛虫，新緑と樹液かぶれ，冬眠前の熊出没，6月～11月

暑い時期にスズメバチ，6月～7月，9月～11月のムカデ，椿・サザンカとチャドクガ…など，それぞれ関連性があります。地域の達人・名人ならではの危険動植物発見の秘訣がありますのでそれらの情報を入手して，予防と対策を実施してください。

2 ハチ

ハチについては，次の点に留意してください。

【「ハチ刺されに対する予防のチェックポイント」】

【事前準備の際のポイント】

- ・ 実地踏査の際に、ハチに刺されやすい場所か，事前に情報を得ておくこと。
- ・ 黒い服を着ているとき、匂いが強いもの（香水、化粧品、整髪料など）を身に付けているときに刺されることが多いので，服装と匂いに注意すること。
 - 長袖，長ズボン，帽子を着用すること。
 - 服の色は，白や明るい色であること。
- ・ 虫さされの薬（副腎皮膚ホルモン含有の抗ヒスタミン軟膏）を携行すること。（アンモニアは効果なし）
- ・ 子どもや先生には，ハチの巣を見ても近付かないこと，ハチを攻撃しないこと，山道から外れないこと，下記「ハチに刺された場合の対処方法の主なポイント」を伝えておきましょう。
- ・ アドレナリン（エピネフリン）投与の可能な病院（ハチ毒への対応が出来る医師）を確認しておきましょう。

【当日の予防方法の主なポイント】

- ・ 子どもがハチの巣を見付けても近付かせないこと。
- ・ 子どもには，飛んでいるハチを攻撃させないこと。
- ・ 子どもが，山道から外れないように注意すること。

【ハチに刺された場合の対処方法のポイント】 ※専門家から指導を受けること

- ・ すぐにその場から逃げる（スズメバチが追いかけてくる距離は通常，巣から10～50mといわれている）。その際，頭を隠して（帽子無し→頭＝黒色），低い姿勢を取り，暴れないで静かにその場を離れるのが良いといわれている。
- ・ 万が一刺されたら傷口を水でよく洗い流し，手で毒液を絞り出す（口では吸わないこと）。
- ・ 虫さされの薬（副腎皮膚ホルモン含有の抗ヒスタミン軟膏）を塗る（アンモニアは効果なし）。
- ・ 同時並行して，至急救急車を呼び，すぐに治療を受ける。

ハチとの接触による死亡者数は、2010年は20名（男性16名・女性4名）、2009年は13名（男性11名・女性2名）である（政府統計の人口動態調査・下巻：死亡のX23～スズメバチ・ジガバチ・ミツバチとの接触による死亡者数。他方、政府統計によれば、毒ヘビ・毒トカゲによる死亡者数は、2010年及び2009年ともに4名）。

3 ヘビ

毒のあるヘビと毒のないヘビを一般の農林漁家が区別することはできませんし、させるべきではありません。

子どもには、ヘビは種類を問わず捕まえないことを徹底してください。

【ヘビに対する予防のチェックポイント】

- ・ヘビは捕まえない。小さなヘビでも、弱ったヘビでも捕まえない。
- ・山道を外れない。
- ・穴の中などに手を入れない。ヘビが隠れていそうなところを刺激しない。
- ・家の裏庭などを含め、ヘビのいそうなところには近付かない。
※ヘビのいそうなところに近付かざるを得ないときは、予め確認しておく。
- ・足元やふくらはぎを守ることができる服装・装備をすること。

ヘビに咬まれたら、至急、救急車を呼んで病院に連れて行ってください。止血、毒抜き（ポイズンリムーバーの使用法を含む）等は、ハチ毒への対処と同様に専門家から指導を受ける研修会を開催してください。

なお、毒虫の刺されや毒ヘビに噛まれた場合には、患者を安静にさせてください（動くと体内に毒が回る）。

4 危険な海洋生物

海にも危険な海洋生物がいます（ハブクラゲなどの刺胞動物、オコゼ類などの魚類、ウニ類などの棘皮動物）。（注1）

海で活動する場合は、活動場所の危険性のチェック項目に、必ず危険な海洋生物の調査も入れてください。

- 公の施設である海浜公園内において、海水浴客が水深 50 センチメートルの所で、海洋生物で毒針を持つアカエイに右手親指を刺され、直ちに病院で治療を受けたが、エイの毒性が強く、右長母指伸筋腱断裂等の後遺症を負った事故につき、地方自治体の過失が否定された事案（東京地裁平成 8.5.21）（判例タイムズ 920 号 170 頁）
- 海水浴場でダイビングの指導をしていた男性が波打ち際から 5 メートル沖の浅瀬に裸足で入り、客に指導中にオコゼに刺され死亡したと報道されている事故（注2）

5 毒キノコ

毒キノコによる食中毒事故が、毎年発生しています。厚生労働省ウェブサイト「毒キノコによる食中毒に注意しましょう」では、「食用のキノコと確実に判断できないキノコは、絶対に採らない！食べない！売らない！人にあげない！」と書かれ、「食用と間違えやすい毒キノコの例」を写真を掲載して説明していますので参照してください。

6 有害植物

有害植物については、「身近にある有害植物」（東京都福祉保険局.H20年3月）が写真付きでわかりやすく紹介していますので必ずチェックしてください。

同書には次の事例等が紹介されています。

- ・ヤマイモと間違えてグロリオサの球根を食べて食中毒により死亡した事例。
- ・自宅敷地内でスイセンとニラを間違えて採取し、炒め物と味噌汁にして食べたところ食後30分頃からおう吐、下痢等の症状を呈した事例。
- ・シキミの実を松の実と間違え食べたところ、吐き気、おう吐に次いでけいれん、めまいなどの症状を呈した事例。
- ・家庭で観賞用に栽培していたカロライナジャスミンの花をジャスミンと間違え、花に湯を注ぎお茶にして飲用したところ、足がふらつく、目の焦点が合わない等の症状を呈した事例。
- ・ヨウシュヤマゴボウを「山ごぼう」と誤認して味噌漬けにして食べたところ、吐き気、おう吐の症状を呈した事例など。

7 そのほか

そのほか、地域ごとに危険な動植物は異なります。たとえば、キツネが出没する地域ではキツネの腸に寄生している寄生虫によるエキノコックス症のリスクがあり、キツネに近付くと感染の危険が高まることが指摘されています^(注3)。

(注1) 沖縄県衛生環境研究所「気を付けよう！！ 海のキケン生物」参照

(注2) 2010年8月5日付け YOMIURI ONLINE

(注3) 北海道ウェブサイト「エキノコックス症の知識と予防」、生物科学部衛生動物科長高橋健一「キツネとエキノコックス」（ウェブサイト「北国生活・それぞれの科学」）

[目次に戻る](#)



25 農作業中の道具による事故を防ぐためにどのような点に留意すべきでしょうか。



1 農作業中の道具による事故

(1) 指導上の留意事項

宿泊体験活動をする上で子どもに使用させる道具、子どもが物作りをする上で使用する道具については、特に指導上の注意が必要です。

① はじめて手にする道具

農家の方々や指導者の方々が日頃手にしている道具は、子どもにとっては初めて手にすることも多く、そのような子どもの視点に立って指導することが大切です。

② 使用する道具の制限

体験活動では、子どもに使用させる主な道具を、予め地域受入協議会で把握し、それ以外のケガをしやすい危険な道具を子どもに使用させることがないように留意するとともに、学校の理解を得ておくことが望ましいといえます。

③ 指導の仕方

指導に当たっては、第4章第1節「子どもに対する指導の基本的な留意点」で述べたとおり、事前の注意だけではなく、行為の都度、子どもに注意を与えてください。また、使用方法を間違えると何故危険なのかを子どもに丁寧に指導・説明してください。

(2) 管理上の留意事項

道具は、事前と事後の管理も大切です。使用前の点検・手入れ、置き場所の管理にも注意してください。

2 事故・トラブルのケース

農業体験活動中の事故についてはまだ裁判例は出ていませんが、農家さん自身の自損事故は多数発生しています。農林水産省の「こうして起こった農作業事故～農作業事故の対面調査から～（事件事例集）」をご参照いただき、皆様の体験活動に参考になる事件事例を把握していただきたいと思います。同事例集には、剪定ばさみでの事故、耕耘機での事故、草刈り機での事故などが多数掲載されていますが、事故の要因として、「時間がなく慌てていた」「疲れていた」「靴のサイ

ズが合わなかった」「いつもの作業などで油断していた」などのヒューマンエラーも分析されています。

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/23taimen.html)

【事案】

平成24年9月26日午後4時30分頃、ある地域の畑で、26日から2泊3日の予定で農家に泊まり農業体験等をするために修学旅行で訪れていた中学3年生の男子（当時15歳）が、わらを裁断する農業機械に右手を挟み、人差し指と中指を切断する事故が発生したとの報道がなされています。

(2012年9月27日読売新聞)

【コメント】

動力を用いる農業機械は、農家さん自身でも指や足を切断する事故が繰り返し起きていますので、子どもたちの農業体験活動では使用しないよう推奨します。

各協議会において、農業機械の扱いについては統一的な基準を設けて、安全管理に努めてください。

[目次に戻る](#)



26 海での活動の留意点を教えてください。



1 基本的な留意点

Q. 素足ではダメだと聞きましたが？

A. 砂に埋まっている割れたビンや、金属製のゴミや釣り針などを踏んでしまうケガが多く発生しています。体験活動中はサンダルや靴を履いておきましょう。

【ガラスの破片を踏んだ際の応急処置】

- ・ピンセットでガラスを引き抜きます。
- ・血液を絞り出します。
- ・消毒液で消毒します。
- ・ガーゼを当てて医療機関へ（破傷風の可能性もあります）。

Q. クラゲに刺されたらどうしたら良いですか？

A. 海水浴やシュノーケリング中に、毒クラゲの触手に触れると発症します。触手には、毒液と刺糸を含む刺胞という袋があり、肌に突き刺さり毒が侵入します。灼熱感を伴った激しい痛みが生じミミズ腫れになり、全身倦怠感、頭痛、吐き気、痙攣などの症状で死亡する場合があります。強い痛みなどが出たときは、すぐに皮膚科を受診してください。

【クラゲに刺された際の応急処置】

- ・患部は海水で洗い流します（真水は浸透圧で刺胞が破れてしまいます）。
- ・触手が残っていたらピンセットで取り除きます。
- ・アルコールかアンモニア水で患部を消毒します。
- ・症状が軽ければ抗ヒスタミン剤配合副腎皮質ホルモン軟膏を塗ります。
- ・毒は熱に弱いので、熱い砂をかけてから海水で洗い流すのも方法です。
- ・小さな穴をあけたペットボトルに海水を入れ水鉄砲のように洗い流します。

※「第4章 第5節 第4項 4 危険な海洋生物」を参照してください。

Q. 潮だまりでの危険は何ですか？

A. 磯場に付着するフジツボやカキで切ったギザギザの傷口は縫えずに消毒も大変です。サンダルは滑って危険ですので、かかとのあるサンダルか、濡れてもいい靴を履くこと、子どもの場合は学校の上履きや体育館履きなどが良いでしょう。

【潮だまりの安全準備品】

- ・ マリンブーツ（上履きが便利です）。
- ・ 帽子、薄手のTシャツ（熱中症、日焼け対策）。
- ・ 軍手（ふやけた手は切れやすくなります）。
- ・ 日焼け止め。

- ・ PFD (Personal Floating Device) (ライフジャケット)。
- ・ 主に切り傷用のファーストエイド・キット。
- ・ 十分な飲み物 (熱中症予防に必需品)。

【安全チェックポイント】

- ・ 干潮時間帯 (前後 3 時間程度)。
- ・ 潮位 (大潮や小潮などによって潮位が変わります)。
- ・ 子どもの背が立たないような深い潮溜まりはないか。
- ・ 危険生物がいる場合は、その写真やイラスト。

【海の事故を防止するために注意するポイント】

- ・ 睡眠不足や疲労しているときは泳がないようにしましょう。
- ・ 準備運動をしてから (こむら返りを予防)。
- ・ 一人では泳がずバディシステムを組みましょう。
- ・ ブイやかだの下をくぐらないようにしましょう。
- ・ 離岸流や波の動きを事前に確認しておきましょう。
- ・ 海中生物を触らないようにしましょう。
- ・ 深呼吸を繰り返す (ハイパーベンチレーション) 潜水は禁止する。
- ・ 消波ブロックには近づかない。
- ・ 人数チェックは必ず行いましょう。
- ・ スイミングキャップを統一してひと目で区別できるようにします。
- ・ エリアを決めて監視スタッフを配置しておきましょう。
- ・ 熱中症の予防に水分補給をしましょう。
- ・ 場合によっては監視・救助用の小型船舶を用意しましょう。

Q. 離岸流^(注1)とは何ですか?

A. 波が打ち寄せるときには、岸から沖に向かって強い川のような海水の流れが発生します。この流れにつかまってしまうと、あっという間に沖に流されてしまいます。岸と平行に泳げば、抜け出すことができます。防波堤やテトラポットの隙間、海面がざわついて泡が集まっている場所が発生ポイントです。離岸流は幅 10~30m、長さは 200m といわれています。

また、岸の近くは横に流れる沿岸流が発生することもあります。横に流され知らない間にかかなり遠くまで流されることがあります。

ライフセーバーに聞くなどして、場所を変えるようにしましょう。

※珊瑚礁海域ではリーフカレントに注意してください。

(注1) 海上保安庁ウェブサイト「離岸流」, 「リーフカレント」についてを参照してください。

2 事故・トラブルのケース

遊泳禁止区域での事故が多発していますので、遊泳禁止区域では絶対に子どもを遊ばせないでください。その上で子どもをしっかり監視してください。

[目次に戻る](#)



27 川での活動の留意点を教えてください。



1 川での活動の留意点

水の中では人は息ができないため、突然深みにはまる、川の流りに引き込まれる、落水してパニック状態となるなど、数分間でも溺死してしまいます。安全な活動を実施するためには、PFD（Personal Floating Device：ライフジャケット等の総称）を適切に着用するなどして、危険に遭遇した場合でも水面から顔を出すための対策が必要になります。

川では、特に下記を考慮した安全対策を考えるようにしましょう。

①水温

川の水温は上流域が一番低く、下るにつれて温度が上がってきます。季節や場所により、夏季であっても山地の渓流域のような低水温である場合があります。水中では陸上にいるときよりも急速に体温を奪われ、体温が低下すると低体温症となります。唇が紫色になり歯が鳴るほど体が震えたら、既に低体温症に陥っている証拠です。

季節や水温、活動内容を考慮しながら、ウェットスーツなどその活動に適した服装を準備して、体温を奪われないようにする工夫が必要です。また、乾いたタオルや着替え等も準備しておくことも大切です。

②川の流れ

地形や流れの影響で、川の水面や水中では様々な流れが発生しています。PFDをつけている人でさえ川底へ引き込まれたり、同じところでぐるぐると循環してしまい脱出することができなくなる流れもあります。また、水中にある岩や倒木などにひっかかってしまい、流れの水圧で脱出できないところもあります。

③増水

川の場合には上流で局地的な集中豪雨が発生すると、自分たちが活動をしている場所では、雨が降っていなくても急に増水することがあります。常に上流側の水位や当日の天候を把握しておくこと、また、水が冷たく感じるようになる、急に水が濁ってきた、ペットボトルや流木などの漂流ゴミが急に増えるなど、増水前の予兆を見逃さないように注意しましょう。ダム放水による急激な増水にも注意してください。

2 川のリスク

①堰堤

堰堤とは、洪水時の流れを弱め、取水するために水を溜める人工構造物です。堰堤は渇水時には穏やかで、その上流側はプールのようになるため、一見、遊び場として適しているように見えます。しかし、一旦増水すると堰堤を乗り越えて下った流れが堰堤下では強力な循環流となり、そこに落ちたものはその循環流にはまってしまう、脱出することができなくなってしまいます。

②中州

中州とは、川の中央付近に上流から流れてきた土砂などが堆積してできた陸地となっている地形のことです。中州は増水すると浸水する可能性があり、そうになってしまうと身動きできず退路を断たれてしまいます。

③川底の形状

流水の中を歩いていると、足が川底の岩の隙間に挟まれて抜けなくなり、上半身が下流側に倒れこんでしまう場合や、横渡った倒木などに体が引っかかり上半身・下半身ともに下流側に倒れ込んでしまう場合など、水流が強いために脱出できない状態になります。比較的穏やかな流れの中でも、小さな子どもは流れにより体が下流側に押し付けられて脱出できず少しの水深でも溺死にいたることも考えられます。

他にも川には危険個所がいくつも考えられますので、活動の計画時には川の特徴をしっかりと把握しておくことが必要です。

【川の事故を予防するためのチェックポイント】

下記にチェックポイントの例を挙げていますが、これらがすべてではありませんので、地域特性や活動内容等に応じて項目を洗い出してください。

(1)参加者

- ・水泳の能力を含む身体能力を確認しましょう。
- ・健康状態を確認しておきましょう。
- ・活動に応じた服装・靴等、持ち物を用意しましょう。
- ・準備運動をしっかりしてから入りましょう。

(2)プログラム

- ・天候や河川の状態を確認しておきましょう。
- ・ダム放水予定など地域情報を収集しておきましょう。
- ・同じフィールドを使用する団体・個人との調整しておきましょう。
- ・使用機材・装備の安全を確認しておきましょう。
- ・特にライフジャケットを着用する場合は、サイズ違いに注意しましょう。

(3) 指導者

- ・参加者数や状態にあった指導者を配置しましょう。
- ・指導者間で監視の役割分担を定めましょう。
- ・川のレスキューができる指導者を確保しましょう。
- ・河川特有の危険個所を関係者全員が熟知しておきましょう。
- ・事故発生時の連絡体制、通信機器などの準備をしておきましょう。
- ・避難経路を関係者全員で共有しておきましょう。

3 その他

川だけではなく、池・沼・用水路などに子どもが転落して溺れるケースが少なくないので、子どもが近付いて落ちないように細心の注意をもって監視してください。

特に、次の点に留意してください。

- ・田植えなどで田んぼの近くの用水路が増水している時期は、いくら水深が浅くても、流れが速く、溺れる危険があります。^(注1)
- ・川・池・沼・用水路等の近くでは、ボールを使った遊び（キャッチボール等）は止めさせてください。ボールを池などに落とし、取りに行くと、溺れて死亡する事故が多いためです。^(注2)

(注1) 用水路（水深約40センチ）で小学3年生が溺れて意識不明の重体となり、翌日死亡したとの事故が報道されている（2010年7月29日付けYOMIURI ONLINE）。

(注2) 平成24年3月10日、池で5歳と7歳の兄弟が転落し、長男が死亡したとの事故が報道されている（報道時点で弟は意識不明の重体）。ビーチボールで遊んでいたところ、ボールが池に入ったため、長男が取りに行こうとして足を滑らせて転落し、兄を心配して池に近付いた弟も転落したという（2012年3月10日付けYOMIURI ONLINE）

[目次に戻る](#)



28 山での活動の留意点を教えてください。



1 山での活動の留意点

山や森では樹木で見通しがきかないため、いつの間にか森の奥深く入り込んでしまい、すぐ先が崖で切れ落ちていることに気がつかないことがあります。また、下草や落葉で足元の穴や突起が隠れて、ぬかるみや濡れた樹木・コケなどは滑りやすく、これらが原因で転倒・転落してしまう場合があります。

活動前には必ず下見をしながら活動する範囲を地図上で確認して危険個所をチェックしておくこと、また、迷わないために活動中も現在地をこまめに確認する必要があります。

山や森で活動する場合に留意すべき点は大きく下記の4つに分類できますので、それぞれの分類に応じて対応策を考えておきましょう。

- ①地形によるもの（転落、落石、落枝など）
- ②動植物によるもの（スズメバチ、熊、毒ヘビ、ウルシ、マダニなど）
- ③天候によるもの（大雨、落雷、強風など）
- ④人為的なもの（道具・火の扱いなど）

2 山のリスク

①道迷い

道に迷ってしまうと気持ちに余裕がなくなり、わからないまま歩きまわり現在地が把握できなくなり、状態を悪化させてしまいます。参加者には道に迷った場合の対応方法を事前にしっかりと伝えておくことが必要です。協議会・指導者は道に迷うことがないように対策を講じておくとともに、事故が起きた場合の捜索方法なども決めておくことが必要です。

②滑落

樹木や下草などで足元の地形が隠れているところで、踏み外して滑落してしまう場合があります。危険な場所では全員に注意を促したり、ロープなどで注意喚起する、場合によってはコースを変更するなどの対応を考えます。特に子どもは大人の予想しない行動をとる場合がありますので、登山やハイキング中には指導者は必ず先頭と最後尾を歩く、危険個所に大人を配置するなどの配慮が必要になってきます。

③落石、落枝

雨の後は地盤がゆるんでしまうため注意が必要です。特に雨天後のハイキングや登山コースについては、指導者だけで判断させることは避け、必ず協議会と安全を確認した上で実施するように徹底しましょう。道中で人為的な落石が発生する場所がある場合には、事前に注意を促すとともに、落石させないための対策や落石した場合の退避方法などを講じておくことが必要です。

④そのほか

前記以外にも、落雷、強風、雪崩、火山ガスによる中毒などが考えられます。活動の計画時には、活動場所の地形や地域特性などをしっかりと把握しておくことが大切です。

【山の事故を予防するためのチェックポイント】

下記にチェックポイントの例を挙げていますが、これらがすべてではありませんので、地域特性や活動内容等に応じて項目を洗い出してください。

(1)参加者

- ・参加者の年齢にあった無理のないコースを設定しましょう。
- ・健康状態を確認しておきましょう。
- ・天候の悪化に耐えられる服装や雨具等を用意しましょう。

(2)プログラム

- ・途中で天候が悪化した場合の安全な行程を用意しておきましょう。
- ・プログラムを中止する場合の代替プログラムを用意しておきましょう。
- ・危険箇所や迷いやすい場所に対する危険防止策を立てましょう。
- ・危険な動植物の痕跡を調べ、その対策を立てておきましょう。
- ・水分補給、トイレの場所などを確認しておきましょう。
- ・装備の安全・不足がないかを確認しておきましょう。

(3)指導者

- ・参加者の人数に応じて適正な指導者の人数をそろえましょう。
- ・指導者間で監視の役割分担を定めましょう。
- ・山岳気象、危険な動植物、救急法などの基礎的な知識を身につけましょう。
- ・気象状況を常に把握できる体制を整えておきましょう。
- ・事故発生時の連絡体制、通信機器などの準備をしておきましょう。

※装備は、最少限でも携帯電話、地図・コンパスといった基本的なものを持参し、使い方も習得しておきましょう。

※天候判断は、厳しく考え、時には活動を中止する勇気を持つことも必要です。

【リスクマネジメントの考え方】

事件事例を紹介すると、「子どもを川で遊ばせるのを止めさせたほうがよいでしょうか」との質問をいただくことがあります。

しかし、紹介している死亡事故の判例は、いずれも「危険な箇所がある場所」で活動をしているにもかかわらず、「指導者が危険箇所を確認していない」とか「指導者が危険箇所を確認したが、監視をできていなかった」などのケースです。

つまり、大きく2つの絞り込みがなされており、どこでも当てはまる考え方ではありません。

大切なポイントは、①「どのような場所で」、②「どのような状況になると」事故が起きるかを検討することが重要です。

①「どのような場所で」は、本書で紹介している海・川・山などの危険箇所のことです。

②「どのような状況になる」とは、本書で紹介している指導法のことです。いわば「①危険な深みがある川で、②指導者が見ていないと事故が起きる危険性が高い」ということです。

したがって、今まで事故なく行ってきた活動を一齐に止める必要はありません。

大人が複数人で役割分担して監視していなくてもいい川はたくさんあります。

どんな川でもリスクばかりを強調して監視を強化する必要はなく、バランスの取れた活動を実践できるように学んでいるのであり、活動のリスクを発見して活動を止めるために安全管理を学んでいるわけではありません。

リスクは、イタリア語のリスカーレが語源で“勇気をもって試みる”という意味です。

リスクのない活動は、ない。あらゆる活動にはリスクが伴います。しかし、それはリスクがあるから止めようということではありません。

あらゆる活動にリスクが必然的に付いている以上、そのリスクを正しく知り、事故を予防して、活動の目的を達成しようというのがリスクマネジメントの考え方です。



29 地震・津波等防災に関する留意点について教えてください。



1 地震に対する基本行動

(1) 基本行動の4つのポイント

- ①地震観測情報の発表段階で速やかに現場指導者へ連絡し、次段階への対応体制を整えておきます。
- ②地震注意情報^(注1)発表時点で一切の行動を中止し、速やかに避難を開始します。
退避前後、行動中に点呼（人数確認）を忘れずに行ってください。
- ③安全を第一にして、第一次避難地へ移動し、状況に応じて広域避難地へ移動をします。
- ④避難先は体験場所に近く、地震による土砂崩れや津波による被害がない高い場所を選定します。予め、実地踏査を行い、移動時間や距離、人数に適した広さが確保されているかなどを確認しておきます。
協議会では、子どもたちを保護者へ引き渡すまでの間、生命の安全を第一責任と捉え行動しなければなりません。

(注1) ここでは、東海地震を例にしていますが、気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」では、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に「東海地震注意情報」が発表されます。東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合には「東海地震予知情報」が発表されることになっています（気象庁ウェブサイト「東海地震について」参照）。

(2) 身近な対応・対策のポイント

そのほか、次の点に留意してください。

【地震への対応・対策ポイント】

- ・火をすぐに消すこと。仏壇のろうソク・線香も消してください。
- ・ストーブ、ヒーター等も消し、避難するときは分電盤の主ブレーカーを切ってください。日ごろから分電盤がある場所、切り方を確認しておきましょう。
- ・防災グッズ（ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、電池、携帯の充電器具、筆記用具等）、下着等衣類、非常食の完備をしておきましょう。
- ・子どもの寝室に倒れる可能性がある家具は置かないようにしましょう。
- ・倒れやすい家具は日頃から補強しておきましょう。
(家具転倒防止器具は正しい方法で用いないと効果がありません)
→倒壊した家具で逃げ道をふさぐことがないかを確認しておきましょう。

- ・ガラスには飛散防止シートを貼っておきましょう。
- ・収納から食器等が飛び出さないように、収納扉が観音開きの場合には、耐震ラッチを付けておきましょう。
- ・収納・整理整頓は、重心を低く、奥に、揃えましょう。
例えば、本棚でいえば本を奥に揃えるだけで、本棚が倒れることを阻止する一定の効果があります。
- ・高いところに重い物を置かないようにしましょう。
- ・避難の際に割れたガラスの上を踏んでも良いように、就寝時には子どもの枕元に避難用の靴を置いておきましょう。
- ・家屋が2階建てであれば、なるべく子どもを2階に寝かせるようにしましょう。
- ・避難路として想定している途中に、割れる物や大型の障害物が置かれていないことを確認しておきましょう。
- ・建物の耐震補強については事前に地元行政へ確認・相談しておきましょう。

※警視庁ウェブサイト「地震のときはこうしよう」等参照してください。

2 津波への想定行動と避難時に注意すべきこと

～「地震だ、津波だ、すぐに避難！！」～

地震後は必ず津波が来ることを想定して行動します。津波注意報レベルでも避難を始めてください。津波到達時間は地域により異なりますので、行政等に確認しておきましょう。津波は1波、2波、3波と繰り返し襲ってきます。必ずしも1波が最大とは限りません。なお、陸上に遡上した津波は大人が全速力で走る以上の速さがあります。

地域で退避行動プランを考えておきましょう。地震発生後、速やかに避難行動ができるためには、避難場所の事前確認と、普段の訓練が必要です。

なお、「津波の前には必ず潮が引く」という情報は間違いです。平成5年（2003年）十勝沖地震による津波は、直前に潮が引くことなく大きな波が押し寄せました（気象庁ウェブサイト「津波について」）。

【津波への対応・対策ポイント】

- ・海の近くで揺れを感じたら、直ちに高いところに逃げてください。
- ・自分自身の安全確保を第一に考えてください。
誘導する指導者がケガをしては子どもたちを助けることは不可能です。
- ・真っ先に高台までの避難と、より高い所への二次的な避難を実施してください。
- ・堅い物（岩場や堤防など）からできるだけ離れます。岩やコンクリートへ叩きつけられて気絶、負傷して水死するケースを避けます。
- ・車で避難する場合の危険を日頃から考えて、退避手段を考えてください。過去の教訓では車は渋滞にはまり基本的には危険です。渋滞が予測される道や、車だと海岸線に近づく場合は、車は絶対に使用しないでください。
- ・津波は、繰り返し襲ってきます。第1波では終わりません。第1波よりも高い波が来ると思って、津波警報、注意報が解除されるまで、海には絶対に近付かないでください。

3 過去の震災から学んで対策を講じること

他の項目で述べている事故事例から学ぶという視点は震災であっても同じです。

東日本大震災（2011年3月11日14時46分）から学ぶことは当然ですが、それ以外の過去の震災、特に、地元周辺地区や地形等が類似する地区の震災を学ぶことが重要です。

【北海道南西沖地震】

1993年（平成5年）7月12日22時17分に発生した北海道南西沖地震を忘れてはならない。

マグニチュードは7.8、奥尻では震度6^(注1)、江差・小樽・寿都で震度5。死者及び行方不明者の合計は230人にのぼった。

奥尻島には当時地震計が設置されていなかった（そのため、震度は推定である。）。奥尻地区では地震直後に崖崩れが発生し、ホテルなどが土砂により倒壊し、多数の宿泊客及び従業員などが死亡した。

津波の第1波は、震源に近い奥尻では地震発生後3分程度で来たと言われており^(注2)、奥尻島西部では第1波到達の10分後に最大波となる第2波が到達したといわれている。広い範囲に津波が押し寄せ、津波は約30メートル^(注3)に到達した（痕跡高）といわれている。10年前の日本海中部地震（1983年）では地震発生後17分後に奥尻島を津波が襲ったと言われており、そのときの経験により津波到達まで時間があると考えたのか、或いは車でないと高台に避難できないと考えたのか、車で避難した人達は（危険な避難ルートを選択してしまい、渋滞などが起きたようである。）車ごと津波に飲み込まれたようである^(注4)。

火災も発生し、広範囲に火が広がり、約190戸が焼損した。

つまり、この地震により、①土砂崩れ、②津波、③火災が起きて、多数の被害が出た。

この北海道南西沖地震を受けて、当時から、①実際には予想以上に高い津波が短時間に来ること、第一波以降の波がより高くなることもあること、津波は防波堤をも破壊すること、②地震計を設置すること、③地震保険に入ること、④火の始末、⑤車で避難することの危険性、⑥木造家屋の危険性、⑥低地に住むことの問題などが指摘された。

協議会は、東日本大震災だけでなく、それぞれの地元や周辺地区の過去の震災の歴史も紐解き、共通のポイントを理解した上で、「過去の教訓以上の震災が来る」という意識で対策を講じてください。

（注1）北海道水産林務部漁港漁村課「北海道南西沖地震災害と復興の概要」等

（注2）札幌管区気象台は地震発生5分後の22時22分に大津波警報を発表している。しかし、津波は5分ではなく、3分程度で来たことを教訓として、現在、気象庁は津波警報の発令を地震発生から3分以内を目標にしている。

（注3）気象庁ウェブサイト「津波について」

（注4）防災システム研究所ウェブサイト

【地震や津波への対策確認ポイント】

- 体験場所や宿泊施設が津波や土砂崩れの被害が予想される地域ですか？
 - ・ 避難場所は（全員が避難できる広さや津波到達予測値以上の高さに立地する施設ですか）？
 - ・ 避難経路は（途中で崩壊する家や塀はありませんか）？
 - ・ 避難時間は（できる限り短時間で到着できる場所ですか）？
- 体験場所ごとに避難地と避難経路を明確にしていますか？
- 災害発生時における避難誘導担当者を発生時別に明確にしていますか？
 - ・ 体験中：体験指導者
 - ・ バス移動中：バス運転手及び同乗教職員
 - ・ 宿泊施設：民宿責任者及び家族
- 宿泊施設チェックイン時に避難経路や避難場所を教えていますか？
- 夜間避難経路と避難誘導方法を決めて、実際に実施していますか？
- 宿泊施設で一時待機する避難部屋を決めていますか？
- 宿泊施設ごとに避難経路地図を作成し説明していますか？
- 宿泊施設での避難訓練を実施していますか？
- 行政や地域と連携した避難訓練を実施していますか？
- 火災防止策について検討していますか？
- 非常時の情報伝達方法、その周知内容は準備されていますか？
- 情報を得るテレビ、ラジオ、無線受信器などを備えていますか？
- 避難先が分散した場合の連絡手段と待ち合わせ場所を決めていますか？
- 電話の災害用伝言サービスの使い方と連絡手段を確認していますか？
- ツイッターやフェイスブックなどSNSを利用できますか？

※文部科学省が平成24年3月9日に発表した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」も参考にしてください。

4 その他

地域の特性に応じて、地震、津波だけではなく、台風、土砂崩れ、噴火などの災害に対するチェックリストや対策マニュアルも地方自治体が作成済みのものを活用し、シミュレーション（模擬訓練）を定期的に行ってください。

特に、土砂崩れは、①道路が遮断されて帰ることができなくなり宿泊日数が増える場合、②農林漁家民宿が倒壊・浸水する危険がある場合の2点は必ず想定して準備をしてください。

[目次に戻る](#)

第6章 事故が起きた場合の対応方法の留意点について

第1節 救助体制，ファーストエイド・キット



30 救助体制の確立の仕方及びファーストエイド・キットについて教えてください。



1 確実な救急体制を築くには緊急時対応マニュアルの作成が必要

事故が発生したときに、慌てず冷静沈着に状況を確認して、そして的確な判断を下し、早急な応急処置を行い、関係機関への連絡等を誰もが確実に行うことができるよう「緊急時対応マニュアル」を作成しておきましょう。また、すぐに手にとって見ることができるような場所に、貼り出しておきましょう。

受入れ前には、消防署や医療機関へ開催日や活動内容を伝えておくことで、いざというときにスムーズに対応をとってもらうことが可能です。休日・夜間救急診療機関や当直医等のリストを作成しておきましょう。

前日は、関係機関への連絡、救急車の進入道路や駐車位置に障害物が置かれていないか等、最終チェックします。学校側と指示体制等を確認しておきましょう。

2 ファーストエイド・キット

体験プログラム内容によって、フィールドへ持っていくファーストエイド・キットは必要最小限を用意します。不要なものは、重くなるだけでなく、いざというときに探すのに手間取ることにもなります。例えば、2時間のプログラムであれば、風邪薬などは必要ありません。取り出しやすいザックの上部にパッキングして、使用期限もチェックしておきましょう。

【基本的なファーストエイド・キットの内容】

<input type="checkbox"/> 消毒液（無色透明なタイプ）	<input type="checkbox"/> マウスピース（CPR用）
<input type="checkbox"/> 清浄綿	<input type="checkbox"/> 大きめなトゲ抜き
<input type="checkbox"/> 滅菌ガーゼ	<input type="checkbox"/> ポイズンリムーバー
<input type="checkbox"/> 三角巾	<input type="checkbox"/> 冷却ジェル
<input type="checkbox"/> 包帯（伸縮包帯も使いやすい）	<input type="checkbox"/> ペットボトルの水
<input type="checkbox"/> カットバン（大型タイプも）	<input type="checkbox"/> 安全ピン
<input type="checkbox"/> ハンドタオル	<input type="checkbox"/> テーピングテープ（サイズ各種）
<input type="checkbox"/> はさみ（医療用タイプがよい）	<input type="checkbox"/> 携帯用エアーギプス
<input type="checkbox"/> 油性ペン	<input type="checkbox"/> レジャーシート
<input type="checkbox"/> ビニール手袋（フィットするタイプ）	<input type="checkbox"/> 目薬（使い切りタイプ）
<input type="checkbox"/> エマージェンシーシート（アルミ箔の薄いシート/断熱&保温用）	
<input type="checkbox"/> 抗ヒスタミン剤配合副腎皮質ホルモン軟膏	

※応急処置・救命処置については、専門家と研修会を開催してください。

[目次に戻る](#)



31 緊急連絡シート作成の留意点を教えてください。



1 連絡手順の確立のポイント

(1) 学校・旅行会社の緊急連絡シートとのすり合わせ

協議会は、独自の緊急連絡シートを作成するだけでなく、学校や旅行会社の緊急連絡シートとのすり合わせが必要であることに留意してください。

事故が起きたときに、協議会・学校・旅行会社が、それぞれバラバラに連絡をしないようにするためです。

具体的には、独自の緊急連絡シートを作成のうえ、事前に、学校及び旅行会社と協議し、すり合わせを行い、必要に応じて学校や旅行会社の緊急連絡シートにリンクできるようにしておくことも検討に値します。

(2) 状況ごとに対応できるか

緊急連絡シートは、事故の内容、発生した場所、被害者の数、指導者側の数等によって手順（役割分担）も変わる可能性がありますので、①宿泊先の事故、②体験中の事故、③移動中の事故に分けて、緊急連絡シートが如何なる場合においても対応可能かを確認してください。

(3) 役割分担を明確にし、シミュレーション(模擬訓練)を繰り返すことが重要

誰がどう動くのか、誰がどこに連絡をするのかについては、具体的に協議会側であれば、メンバーの名前まで落とし込み、実際の動きをシミュレーション(模擬訓練)し続けてください。

緊急連絡シートは、一旦定形のものを利用して作成し、何度もシミュレーション(模擬訓練)をして修正し、実践仕様に高めてください。

2 緊急連絡シートの作成に当たっての優先順位（重大事故を想定）

【緊急連絡時のイメージ（リスク確認を含む）】

事例：前を走る子どもが乗る乗用車が細い道で脱輪し、横転し、車外に子どもが投げ出された。

【確認1】

- ①協議会のメンバー、指導者等が見ていない事故であればどうか。
- ②農林漁家がケガをして子どもと一緒に動けなくなっている場合はどうか。
- ③緊急連絡シートは誰が使うことを想定しているか。

【確認2】 前提として、次のリスク確認が日頃からできているか。

- ①“ここは交通事故が多くてね”と地元で言われている場所を知っているか。
- ②後部座席を含めシートベルトを必ず締めるよう指導できているか。
- ③事故現場に救急車が何分で駆け付けるか（時間帯に応じて）、おおよそ確認はできているか。
- ④携帯電話が通じないエリアの確認ができているか。

[優先順位]

- ①事故等によって発生したケガ人や病人の応急処置・救助要請^(注1) (救急車等の手配)
→以後、一緒に病院に行くなど被害者側への対応が継続される。
(下記連絡後の保護者の病院等への駆け付けを含む)
→救急連絡により警察が来る^(注2)
- ↓
- ② (ほぼ同時進行)
- ・他の参加者の安全確保, 点呼 (1人不明とっていたら2人不明のときもある)
 - ・二次災害等の防止 (例えば後続車に轢かれる, 救助中に崖から転落する, 一緒に川に流され溺れる) →状況把握, 現場を落ち着かせ, 後の対応に備える
 - ・本部への連絡, 指示 (状況報告→組織としての対応を取り, 連絡体制の確立を図る)
 - ・学校等への連絡
 - ・避難場所, 人数, 氏名, 収容先病院, ケガの状況等の確認・連絡
- ↓
- ③警察, 消防等への対応 (責任者等への連絡含む)
- ④マスコミ対応 (責任者等への連絡含む)
- ⑤実際に保険会社に連絡できる時間が取れるのはこの時点以降

(注1) ケガは救急車を呼ばなくとも、自分で病院に連れて行けば足りる場合もあります。他方、医者に連れて行くべきときに「大丈夫だろう」と軽信し、連れて行かなかったため保護者とトラブルになったというケースが多くあります。

(注2) 交通事故の場合、道路交通法72条1項により、車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に事故の報告をしなければならない。

※緊急連絡シートは緊急時対応マニュアルとほぼ同じであるため、分けて作成する必要はありません。

3 事故・トラブルのケース

緊急連絡シートの作成はとても難しいですが、あまり深く考えすぎて作成を止めないことが重要です。とにかく定形のを参考にしてまず形を作ってください。そして、実際には、連絡手順の間違いでトラブルになるのではなく、「病院に連れて行くべきときに連れていかない」ということがトラブルの典型例ですから、そちらに意識の重点を置いてください（第4章第2節第2項「食物アレルギー」で紹介した判例も類似します。）。

小学校6年生の体育の時間に実施されたサッカーの試合中にボールが生徒の右眼にあたって1年以上経過後に失明した事故につき、担当教諭には事故当時保護者に対して速やかに事故を通報する義務があったのにその義務に違反したと認定された事案があります（しかし、因果関係を否定して、賠償請求は認められていない。東京高裁昭和58年12月12日、判例タイムズ515号181頁）。

[目次に戻る](#)



32 事故が起きた場合に、被害者や学校等に対して、どのような対応をすれば良いのでしょうか。



1 被害者との対応 ～重大事故を想定～

(1) 謝罪

基本的には、法的責任の如何にかかわらず、自らの主催事業で事故が起きた場合は、被害者側にしっかりと謝罪をすることが望ましい対応です（道義的責任）。

(2) 連絡・報告

被害者側には、事実関係を調査し、状況も含めて、連絡・報告をします。被害者側が拒まない限り、細やかな連絡・報告が望ましい対応です。

(3) 法的責任

保険で賠償金を支払うためには保険会社の調査が必要であり、保険会社の了解なく「保険金で賠償します」などと約束することはできません。

法的な責任の判断は、事実関係の精査が必要であり、事故が起きたからといって指導者・協議会側に法的責任が当然にあるわけではありません。

重大な事故については、警察の捜査等を待つことが必要なこともありますので、重大な事故についての法的責任については自分で判断することなく、専門家である弁護士に相談することが望ましい対応です。

2 学校との対応

事故が起きた場合に学校側がどのような法的責任を負うかはケースバイケースで判断されます。

学校との間では、どちらが被害者側の窓口になるか等の役割分担が自ずと出来上がります。

学校との関係でも、細やかな連絡・報告と緻密な連携が大切です。

3 その他

警察の捜査を受けるときは、事実関係を整理し、正しい事実を伝えてください。マスコミの取材に対しても同じです。分からないこと、曖昧なことがあれば、無理矢理答えを見付けるのではなく、「調査中です」「確認、検討した上でご報告いたします」等の対応が望ましい対応です。その際、態度、言葉遣いに気を付けることがとても大切です。

なお、保険会社との関係については、保険会社に連絡をすれば、所定の報告書をFAXで送ってきますので、保険会社の指示する手順通りに進めれば足ります。

[目次に戻る](#)

第7章 農林漁業体験プログラム開発のポイント



33 農林漁業体験プログラム開発のポイントを教えてください。



体験プログラム開発の基本的な考え方：

受け入れ側が提供する体験は、効率化や省力化、最先端の農業を体験させるものではありません。強い動力で動く道具類、エンジンやモーターが動力となる機械類、農業機具類、チェーンソーや草刈機などは重大な事故が発生しています。

農業機械の講習や機器・機械の使い方を覚えることが目的ではありません。

農業機械を使つての体験は、子ども向けの体験プログラムとしては不適切です。

事故の大半は無理、無知、無謀がもたらしています。

子どもやお客様は、受け入れ側が提供する農業体験の危険に対して無知です。

提供しようとする体験において、「もしも」、「まさか」、を考え、リスクの軽減、回避、転嫁を図ったプログラムの開発に徹してください。

※農作業事故の参考資料：一般社団法人日本農村医学界発行「こうして起こった農作業事故」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/04-001.pdf



前提：体験プログラムの開発は、上記の考え方を踏まえ、送り手（客側）、受け手（受け入れ側）を把握することから始まり、開発ポイントはそれぞれ異なります。共通ポイントと事例解説により、考察してください。

- ・送り手：客側（希望する体験、客層、性別・年齢、人数構成、形態、交通手段など）。
- ・受け手：受け入れ側の状況（体験料金、体験内容、時期・時間、指導者、体制、天候、面積、使用する道具、場所、収穫後の配分、採算、後片付け、食事・おやつ、宿泊、提供するサービスなど）の状況。

農業体験プログラム開発の共通ポイント

- ①体験プログラムごとに、プランニングシートを作り、リスクの想定をした上で、リスクの軽減、回避、転嫁、対策を考えてください。
- ②受け入れ前に模擬訓練をして、①を再確認してください。
- ③開発済みの体験プログラム（定番化している体験）は毎年見直してください。

農業体験別プログラム開発の事例

資料編に体験プログラム開発に使用するプランニングシートを用意しています。以下の4事例は完璧ではありませんが概ねリスクマネジメントを考察できるように配慮したプランニングシートを作成しています。考察の参考にしてください。

例1. 田植え体験とおにぎらず昼食作り体験

例2. 稲刈り体験と農家の手作り弁当提供

例3. 野菜植え付け（サツマイモ）体験

例4. 野菜収穫（ジャガイモ）、収穫した野菜を使った料理体験（カレー）とご飯炊き

農業体験プログラム開発の共通ポイント詳細解説

ポイント① ⇒ まず、机上で考える。

体験プログラムごとに、プランニングシートを作り、リスクの想定をした上で軽減、回避、転嫁、対策を考えてください。

手順は、プランニングシートの項目を埋めていく段階で、幾多の気付きや様々な課題が発生してきます。

それらの気付きや課題に対して天候リスクや自然災害リスクも踏まえ、「もしも」、「まさか」を考え、リスクの軽減、回避、転嫁、対策を図ったものにしてください。

この一連の作業で、体験プログラムの安全性を踏まえた完成度が高まります。

ポイント② ⇒ 次に、現場で検証する

受け入れ前に模擬訓練をして、①を再確認してください。

プランニングシートを作成したら、実際に現場で模擬訓練をして、①のリスク想定以外の懸念事項やヒヤリ・ハット、気がかり事項が発生する可能性があります。

これらの対策を事前しておくことで、さらに完成度が高まり、安全性が確保されます。

面倒がらずに、是非実行してください。

ポイント③ ⇒ 何度も、見直す

開発済みの体験プログラム（定番化している体験）は毎年見直してください。

一度開発した体験プログラムは、今回はうまく行ったとしても、お客様側（受入れ客層、受入れ人数など）は毎回異なります。

また、受け入れ側の体制や担当する体験指導者、応援スタッフ、体験場所なども毎回変更になります。

さらには農林漁家のおとうさん、おかあさんも毎年加齢による体力の衰えや失念によるリスクも発生します。

必ず、受入れごとに関係者一同が集まり、受入れ勉強会を実施し、ヒヤリハットを考えた対策を施し、ブラッシュアップをしてリスクマネジメントをしてください。

受入れプランニングシート （体験プログラムリスクマネジメント整理用）

受入れ仮定:	立案者	
--------	-----	--

項目	
体験プログラム名	
目的	
体験指導者の役割・意識	
前日、当日朝の準備・点検	
体験指導者受入れスタイル	
所要時間とプログラム組み立て	
事務局の役割	
必要な道具類	
使用する場所・確認事項	
救急搬送先	
危険要因 リスクの 洗い出し	顕在リスク
	潜在リスク
	外的要因
	人的要因
実地踏査、模擬訓練時のヒヤリ・ハット、気がかり項目	
参加者持参品・服装	

田植え体験とおにぎらず昼食作り体験プランニングシート

受入れ仮定:6月実施。仮称スイーツ小学校6年生1クラス36名＋女性教師1名＋運転手1名。男17名女19名、日帰り体験。昼食体験提供。10時～14時。滞在4時間。大型バス1台。体験料金@ ¥3,000。直接予約(旅行社経由無し)		立案者	東葉青空
項目	内容		
体験プログラム名	1.田植え体験とおにぎらずの昼食 雨の日代替プログラム:公民館で葉っぱ絵画体験		
目的	米作りの初期段階の体験を通じて食への興味、米からご飯への過程、農の理解を感じてもらう		
体験指導者の役割	田植え体験:着替え会場から田んぼへの経路確認と安全確保 手植えの道具段取り 手植えの手本を示す 安全管理 見張り 点呼 おにぎらずの昼食作り体験:ご飯と味噌汁は事前に準備する 1班に1本のラップ。鯉節 昆布 うめぼし 海苔 お漬物 塩 胡麻 卵焼きなど具材の用意 テーブル タオル お手拭 手洗い 衛生管理 食材の保存状態 前日仕込み		
前日、当日朝の準備・点検	前日:天気予報 河川上流域の水量 体験提供用田んぼ周辺の実地踏査 弁当づくり会場の衛生点検 火の元点検 朝:現場の見回り 用水路の水量調整 役割分担確認		
体験指導者 受入れスタイル	生徒6名を1班とし6班編成 全体で8名 田植え体験:6名(男性4名 女性2名)昼食体験8名(男性4名 女性4名) 女性2名が昼食の事前準備		
所要時間とプログラム組み立て	田植え2時間(実質田んぼ内には30分) 昼食作り1時間30分(後片付けを含む) 10時20分:着替えて集合 オリエンテーション 準備運動 点呼 田んぼへ移動 10時30分:田んぼで注意を与える 植え方と危険を教える 役割分担 10時45分～11時15分:田植え体験 11時20分:田植え終了 点呼 11時30分:洗面所へ移動し手足洗浄 公民館へ移動 点呼 11時50分:昼食作り体験～12時30分～昼食13時ごろまで 後片付け終了13時30分 指導者とのふれあい時間 14時終了		
役割分担 (事務局が介在しない場合)	昼食準備 着替え 洗面所の点検 水分補給及び女生徒の健康管理担当は女性指導者 田植え体験の道具や朝の実地踏査 後片付け 見張り 苗の用意 点呼 ファーストエイドは男性指導者担当		
必要な道具類	田植えの植え付け場所を示す目印ライン機 苗		
使用する場所・ 確認事項	10アール(約1反) できるだけ平坦な場所で道路から遠い安全な場所を確保 棚田の場合は班分けをして交替で使用する 携帯電波確認		
救急搬送先	○△□救急医療センター 大田中外科医携帯0123-345-7890		
危険要因 リスクの 洗い出し	顕在リスク	田んぼに入り込んでいるピン片 集合場所からの経路の農業機械 農業車両との接触 周辺の用水路 田んぼの横を通る車	
	潜在リスク	あぜ道 棚田の石垣 植え付け用目印ラインの破損 公民館の調理用テーブル 棚田の落差	
	外的要因	天候急変 気温 水温変化 スズメバチ ヘビ ヒル 熱中症 アレルギー	
	人的要因	田植え:転倒 田んぼ内に裸足ではいることの危険 指導者の持病 昼食:味噌汁でのやけど 食中毒 ふざけていての事故	
実地踏査 模擬訓練時のヒヤリ・ハット 気がかり項目	田植え繁忙期の農業機械の往来 田んぼまでの経路 裸足で田んぼへ入れることの安全性疑問 田んぼから足洗い場までの経路 水量が大きく変化する周辺の用水路 昼食作りのテーブル足のふらつき老朽化		
参加者持参品・服装	長袖 長ズボン 紫外線除けの帽子 タオル2枚 水筒 ティッシュペーパー		

稲刈り体験と農家の手作り弁当提供プランニングシート

受入れ仮定:10月実施。仮称:丸丸中学校2年生2クラス64名+教師3名+運転手2名。男37名女27名、日帰り体験。昼食弁当提供。10時40分~15時40分。滞在5時間。大型バス2台。体験料金@ ¥3,500。旅行社からの予約。		立案者	南羽良処
項目	内容		
体験プログラム名	稲刈り体験と農家の手作り弁当提供 雨の日代替プログラム:一升瓶で粃からお米を作り 洗米・炊飯		
目的	地元産のお米を通じて郷土愛を育むこと お米収穫の実体験からの食育		
体験指導者の注意・共有事項	稲刈り:子どもの行動特徴や注意の与え方の勉強会を開き事故を未然に防ぐための安全配慮を全員が共有する 女子生徒の生理現象の配慮 手作り弁当:衛生管理・アレルギーの事前把握		
前日、当日の朝の準備・点検	前日、現場近くに給水所兼休憩用テント張り 当日朝、体験現場周辺の実地踏査 指導者の健康チェック 経路、駐車場の安全確認 はざ掛け用の三脚と竹ざお アレルギーの把握と対策		
道具管理・使い方	稲刈り鎌の使い方は班ごとに現場で教える はざ掛け用竹、三脚		
体験指導者 受入れスタイル	教師も含め1班7名~8名 10班編成 体験指導者6世帯12名 事務局1名 班ごとに農家1世帯夫婦が担当 農家の手作り弁当:おかずは各農家が献立を分散して担当 当日朝10時までに昼食場所の公民館へ運び、女性6名おかずを平等に詰め合わせる お汁のけんちん汁は大鍋でご飯は電気釜を各家庭持ち寄り6個で炊飯 紙製の器でお代わり自由で提供 昼食を準備する間に男性指導者は棚田散策や里山案内 昼食は班毎に分散し各世帯で会話を楽しみながら行う		
所要時間とプログラム 組み立て	5時間(稲刈りは休憩を交えて40分程度) 10時40分:入村式 自己紹介・班分け説明 スケジュール トイレ場所紹介 11時00分:1班から棚田散策 里山の紹介 川や山など郷土について説明 11時30分~13時15分:着替えて昼食 昼食時に農家手作りおかずの紹介 昼食後、お米の成長・育成の手間 稲刈りのオリエンテーション 13時30分:現場移動 注意喚起説明 稲刈り体験(休憩を交えて40分) 14時20~40分:後片付け 14時45分:離村式		
事務局の役割	スケジュール 旅行会社対応 6世帯の役割表を作成し班の割り当を決める 食材・道具手配 給水タンク設置 経口補水液 トイレトペーパー 清掃 弁当のアレルギー対応 調理用手袋 除菌洗剤 リスクマネジメント講習会の実施		
必要な道具類	稲刈り鎌80本 軍手 靴が入るビニール袋200枚 輪ゴム1箱 ハンドマイク		
使用する場所	稲刈りは棚田の2面を利用 雨の日代替プログラムは公民館とJA研修所に分散		
救急搬送先	○△□救急医療センター 大田中外科医携帯0123-345-7890		
危険要因 リスクの 洗い出し	外的要因	がけ崩れ 天候急変 落雷 熊 へび いのしし 鹿 スズメバチ 電気柵 突風によるテント破壊	
	人的要因	切り株に躓いての転倒 鎌で自分の指を切る はざ賭けでゴミが目に入る ふざけていてぬかるんでいた田んぼで捻挫 慣れない作業	
	顕在リスク	狭いあぜ道 棚田に入り込んでいるビン片 棚田の高低差 集合場所からの経路 の農業機械農業車両の往来 電気柵 鎌の刃 稲穂	
	潜在リスク	熱いお汁でやけど	
実地踏査 模擬訓練 時のヒヤリ・ハット 気がかり項目	鎌を持って振り返った際に後ろの人に気付かず刃傷を負わせた 稲穂が目刺さり手に持っていた鎌で目をこすった 突風でテントが壊れた 棚田から飛び降りて捻挫した		
参加者持参品・服装	長袖・長ズボン 帽子 タオル2枚 水筒 ティッシュペーパー		

野菜植え付け(サツマイモ)体験プランニングシート

受入れ仮定:5月実施。仮称:英才岳中学2年生修学旅行、2クラス55名。男28名女27名、3時間体験。おやつ提供有。13時～16時。宿泊先から体験場へ民宿が送迎。体験料金@ ¥2,000。 旅行社からの予約。		立案者	北寒太郎
項目	内容		
体験プログラム名	野菜植え付け(サツマイモ)植え付け体験 雨の日:小雨決行 大雨・雷雨は中止。代替プログラム:公民館で木の実や枝で工作体験		
目的	野菜を育てて食としていただくための手順を説明し食物に感謝の理解を深める 食育 農業がもつ循環のメカニズム理解		
体験指導者の役割	サツマイモ体験:子どもの行動特徴や注意の与え方の勉強会を開き事故を未然に防ぐための安全配慮を全員が共有する サツマイモの生育過程をパネルで作紙芝居にして説明する 収穫時期への誘いもする 女子生徒の生理現象の配慮 手作り弁当の衛生管理・アレルギーの事前把握 おやつ:農産物の加工品(米粉団子)		
前日、当日朝の準備・点検	前日:大きい畝7本作る 危険箇所 畑周辺の蜂の巣点検 天気予報確認 当日朝:電気柵の電源落とす 実地踏査・周辺見回り 道具点検と数量確認		
体験指導者受入れスタイル	クラス単位1班7名で班編成 体験指導者10名で対応 体験担当8名 おやつ担当と全体管理担当2名		
所要時間とプログラム組み立て	13時:00分:直売所に集合 13時10分:入村式。自己紹介と班編成 生徒側も班長を決める 13:20分:体験の畑へ徒歩移動 先頭と最後尾は体験指導者 交通安全配慮 13時30分:体験現場到着 班ごとにオリエンテーション 軍手配布 13時45分:畝にマルチを張る 穴あけ道具で1畝70個の穴をあける 14時10分:芋苗を配り一人10本を植えさせ土を被せる 14時40分:水をジョウロでかけ芋の植え付け終了 後片付け 手洗い トイレ 15:20分～50分:畑の側でおやつタイム 15時55分離村式 直売所に戻る		
事務局の役割	旅行会社との交渉 宿泊民宿との連携調整 リスクマネジメント講座の実施		
必要な道具類	マルチ 軍手70 穴あけ器7個 園芸用スコップ ブルーシート7枚 芋苗 おやつ、除菌お絞り 手洗い場の薬用石鹸		
使用する場所・確認事項	畑10アール(約1反) 耕耘機・畝起こし機械は体験現場から撤去 苗は束で準備前日の天気予報次第でPM2.5対策マスク 紫外線対策帽子を持参させる		
救急搬送先	○△□救急医療センター 大田中外科医携帯0123-345-7890		
危険要因 リスクの 洗い出し	顕在リスク	畑のがけ崩れ 天候急変 落雷 熊へび いのしし 鹿 スズメバチ 電気柵 突風によりビニールシートが飛ぶ	
	潜在リスク	畝を飛び越える際の転倒	
	外的要因	直売所駐車場ででの交通事故 直売所からの経路の農業機械 農業車両の往来 電気柵 園芸用スコップ 穴あけ用器具の取扱い	
	人的要因	単純作業による協調性	
実地踏査 模擬訓練時のヒヤリ・ハット 気がかり項目	移植用スコップによるふざけ マルチ穴あけ用器でのケガ 畑でのふざけによるケガ 周囲の道路に飛び出での交通事故 苗を切るはさみでのケガ スマホによるよそ見転倒		
参加者持参品・服装	長袖 長ズボン 紫外線よけの帽子 タオル		

ジャガイモ収穫体験＋チキンカレー作り＋ご飯炊き ＋デザート作り体験プランニングシート

受入れ仮定:10月実施。仮称:都会の女子大学ゼミ24名＋男性教師1名、JR利用越生駅の送迎あり。女24名、日帰り体験。カレー作り昼食体験。10時30分到着～16時00分散。滞在4.5時間。体験料金@¥4,000。ジャガイモ1kgみみやげ付き、旅行社からの予約。ビニールレインコート持参。		立案者	西風吹太
項目	内容		
体験プログラム名	ジャガイモ収穫体験＋チキンカレー作り体験＋ご飯炊き 雨の日代替プログラム:小雨決行 大雨・雷雨中止 代替プログラム:鶏の餌やりとマイ箸作り体験		
目的	食育 次世代の消費者育成		
体験指導者の役割・意識	収穫する作物が食材となること 自分たちの食事になることを教える 大学生なので自主性を尊重するが農業体験や調理体験は初心者もいる可能性が高いので初心者レベルで体験指導する 汚れ 汗 紫外線 トイレ休憩など女性への配慮		
前日、当日朝の準備・点検	前日:天気予報 畑と周辺の見回り 獣害点検 プロパンガスと携帯コンロの確認 道具の確認 当日朝:畑の実地踏査 電気柵の電源落とし		
体験指導者受入れスタイル	事務局からの手配 1班6名の4班編成 体験指導者7名 収穫体験指導は5名 2名は調理体験の食器やデザートやサラダレシピと食材の事前段取り担当 調理は7名一緒に進める		
所要時間とプログラム組み立て	10時00分:JR駅までマイクロバスとマイカーで出迎え 10時30分:入村式 自己紹介 オリエンテーション 着替え トイレ 10時50分:畑へ移動 ジャガイモ堀りの注意 収穫物を入れるコンテナを配る 11時00分:ジャガイモ収穫～11時30分 コンテナへ移しこみ作業 JA加工場へ移動 11時50分:ジャガイモ洗いと皮むき 材料の切り分け作業 12時20分:ルーからカレーを作る 炊飯をする 野菜サラダを作る デザートのプリンを作る 13時20分:完成 食事 ～14時20分 14時50分後片付け終了 15時00分JA直売所に移動 野菜や食品の紹介 ショッピング 15時30分終了 体験指導者との語らい 15時:50分 16時00分離村式 JR駅まで送り 見送り解散		
事務局の役割	スケジュール 旅行社との調整 駅送迎のバスとマイカー手配 傷害保険 損害保険 付保の確認 リスクマネジメント講習		
必要な道具類	10人分程度の雨具 軍手 たわし 包丁 鍋 洗いボール まな板 除菌剤 チキンたまねぎ カレーパウダー 小麦粉 チキンスープの素、塩コショウ、香辛料 タオル テーブル用ふきん 食器用洗剤 卵 サラダ油 おたま 食器など		
使用する場所・確認事項	ジャガイモ収穫は80苗分を確保 ロープで目印を作っておく カレー作り体験:JA加工場を利用 サラダ野菜や卵は直売所からの調達		
救急搬送先	○△□救急医療センター 中田中外科医携帯0123-345-7890		
危険要因 リスクの洗い出し	顕在リスク	畑のがけ崩れ 天候急変 落雷 熊 ヘビ アレルギー 猪 鹿 スズメバチ 電気柵	
	潜在リスク	携帯用コンロの爆発	
	外的要因	天候急変 スズメバチ ヘビ アレルギージャガイモ皮むき 調理の際の包丁・ピーラーでのケガ やけど	
	人的要因	調理未体験による事故	
実地踏査 模擬訓練時のヒヤリ・ハット 気がかり項目	収穫ジャガイモをコンテナに詰めすぎて持ち運ぶ際のぎっくり腰 ピーラー 包丁を持って振り向いた際のヒヤリ 鍋が大きすぎて携帯コンロボンベが加熱した スマホに夢中になり注意力散漫 お玉の柄が燃えた		
参加者持参品・服装	長袖 長ズボン タオル2枚 水筒 帽子 ジャガイモ持ち帰り用ビニール袋		

体験の内容と体験させるために必要な面積・数量・時間の目安

体験作物	体験内容	面積・数・時間の目安
リンゴ	受粉、摘蕾・摘果、収穫・選果	1本に5名～7名程度、30名の場合は約6～8本 収穫:1名が5～10個程度
ぶどう	摘粒・摘房、袋かけ、収穫	1本で3名～5名程度、30名の場合は約8～10本 収穫:1名が3～5房程度
梨	人工授粉、袋かけ、収穫、選果	1本で4名～6名程度、30名の場合は約6～8本 収穫:1名が2～3個程度
ブルーベリー	剪定、収穫、選果、容器詰め	1本で2～3名程度、30名の場合は約15～20本 収穫:1名100g～200グラム程度
コメ作り	田植え、稲刈り	田植え:1人約10株～20株程度、30名の必要面積は約200㎡～300㎡ 稲刈り:1人5株～10株程度で30名の必要面積は約100～150㎡
野菜 (葉物・豆)	畝立、種まき、収穫 (キャベツ、レタス、大豆、小豆)	キャベツ・レタス:畝立、種まきは1名2m程度で、30名の必要な畝の長さ約60m 収穫:1人3～4玉、30名の場合は約100玉程度 大豆、小豆、ピーナツ:畝立、種まきは1名2m程度で30名の場合は約60m 収穫:1人3～4株、30名の場合は100株程度
野菜 (根物)	畝立、種・苗植え、収穫 (ジャガイモ、サツマイモ、里イモ)	畝立、種・苗植え:1名で3～4個(蔓)1mで30名の場合は30～40m 収穫:1人2～4蔓分、30名の場合の畝の長さは約30m
シイタケ	菌打ち・菌植え・収穫	菌打ち・菌植え:1名に原木1～2本程度、30名の場合は、原木約30～40本 収穫:1名5個～10個、30名の場合は原木約50本で、個数にして150～200個程度
林業	間伐・枝打ち	インストラクター1名に児童5名で班を編成。作業は安全に配慮して、説明30分、作業1時間、後片づけ1時間程度。面積約300㎡～900㎡(伐採する場合はさらに広くとる)
漁業	釣り・魚さばき・干物づくり	波戸(岸壁)釣り:インストラクター1名に3組まで(児童は2名1組でチームを組み竿1組1本) 魚さばき・干物作り:インストラクター1名に児童5名で班を編成。包丁は、手を携えて1名ずつ指導。あじは1名に2尾、イカは1名1匹程度。名札を付けさせて自分の分を識別する工夫が必要。

[目次に戻る](#)

参考資料

安全管理マニュアルの作成にあたって参考となる資料、本編の補足となる資料を掲載しています。本編と併せて読んでいただき、マニュアルを作成する際の参考にさせていただきたいと思います。

今般の改訂に際し、特に次の3つの資料を新たに追加しました。

体験プログラムの開発や、「受入れ準備段階～体験中の指導の方法～受入れ終了後」という一連の流れの中で、留意をしていただきたいポイントの一覧を掲載しました。作成例として運営計画シートを掲載しましたので、ポイントに留意して、このような計画シートを作成してください。

また近年多くなっているコミュニケーション・マナーのトラブルに対応するため、身だしなみの留意ポイントにも触れています。体験プログラムを開発する時、また普段の受入れ活動のチェックの際に活用いただきたいと思います。

ご要望が多かった、協議会で実際に使用しているマニュアルも事例として紹介しています。今回はご協力を頂いた協議会のマニュアルを2例紹介します。これからマニュアルを作成する時の参考に、既にマニュアルがある協議会はマニュアルの点検・改訂の参考に活用いただきたいと思います。なおこのマニュアルの事例は、参考であることをご留意ください。

協議会におけるマニュアルの作成、改訂の一助となれば幸いです。

～～～ 資料編目次 ～～～

【プログラム作成にあたっての資料】

- 資料 1 農林漁業体験の進行手順シート
- 資料 2 準備段階での実地調査、模擬体験時の留意ポイント
- 資料 3 運営計画シート(作成例)

【活動段階に関する資料】

- 資料 4 活動実施段階(受入れ時)の留意ポイント
- 資料 5 体験活動場所の点検留意ポイント
- 資料 6 活動実施段階(受入れ中)の注意の与え方留意ポイント
- 資料 7 農林漁業体験フィールドノート

【リスクごとの資料】

- 資料 8 健康チェックシート
- 資料 9 「天候判断」に関するチェックポイント例
- 資料 10 「火災・避難誘導」についてのチェックポイント例

【エチケットに関する資料】

- 資料 11 農林漁家民泊・受入れ家庭の実地調査点検留意ポイント
- 資料 12 農林漁家民宿・民泊の点検留意ポイント(簡易版)
- 資料 13 農林漁業体験指導者の身だしなみ留意ポイント

【活動後の資料】

- 資料 14 活動(受入れ)終了当日の反省会とその後の留意ポイント
- 資料 15 事故寸前回避事例報告書(ヒヤリ・ハットシート)

【安全管理マニュアル事例】

- 資料 16-1 事例 1 北きりしま田舎物語推進協議会
- 資料 16-2 事例 2 北広島農山漁村体験推進協議会

【その他資料】

- 資料 17 お役立ち情報メモ

農林漁業体験の進行手順シート

順	項目	内容・ポイント
1	体験場所の実地踏査	<input type="checkbox"/> 1週間前と前日に関係者全員で下見をする <input type="checkbox"/> 注意事項と危険個所の共有把握 <input type="checkbox"/> 携帯電波の状況確認
2	注意事項と危険個所の対策	事故が起きない・起こさないための対策 <input type="checkbox"/> 体験プログラム内容の見直し <input type="checkbox"/> 雨天時の代替プログラムの準備
3	緊急時の対応と連絡先	<input type="checkbox"/> 陸の救急:119番 <input type="checkbox"/> 海の救急:118番 <input type="checkbox"/> 医療機関・救急病院☎: 場所: <input type="checkbox"/> 事務局☎:
4	前日確認	<input type="checkbox"/> 現場までの順路 <input type="checkbox"/> 天気予報(気象庁とウェザーニュース両方確認) <input type="checkbox"/> 参加者の道具類 <input type="checkbox"/> 収穫した農産物、魚介類の使途・保存方法
5	当日の準備	<input type="checkbox"/> 天気予報 <input type="checkbox"/> 自分の用意(上段参照) <input type="checkbox"/> 参加者の道具類確認
6	体験指導者間の連携	<input type="checkbox"/> 同じテーマ・目標の共有 <input type="checkbox"/> 互いの携帯電話番号: <input type="checkbox"/> 注意事項
7	オリエンテーリング (あいさつ、内容の注意事項、全体紹介など)	<input type="checkbox"/> 歓迎あいさつ(港ではマイクが必要・参加者全員の目を見て話す) <input type="checkbox"/> 体験の目的を説明する <input type="checkbox"/> トイレ、休憩場所、日陰などを教える <input type="checkbox"/> 全体のスケジュール説明 <input type="checkbox"/> 注意事項説明
8	グループ分け	<input type="checkbox"/> 1名の体験指導者に5~7名までを基本にグループ分けをする <input type="checkbox"/> 分けたグループ別に体験指導者を囲む形で円陣の形になる
9	体験指導者の自己紹介	<input type="checkbox"/> 名札をつけ自己紹介をする(ニックネーム、好きなことを解りやすく)
10	参加者自己紹介	<input type="checkbox"/> 名前と好きなことを話してもらおう※両親のことや家族の構成などは聞かない
11	参加者の安全確認	<input type="checkbox"/> 人数・名前把握 <input type="checkbox"/> 準備運動をして、筋肉をほぐす <input type="checkbox"/> 足元(靴)、手先、目など健康チェック <input type="checkbox"/> 水の体験は救命具を着用させ、股下や留め金具の状態を点検する ※靴:漁業体験で、船を利用する場合は運動靴は滑る ※靴:農業体験で、ぬかるみに行く場合は長靴に履き替えさせる
12	説明を聞かない参加者への注意喚起	指導者の話しをきかず落ち着きが無い、ちよつかいを出して場を乱す参加者への注意の与え方は静かにさせ、都度意味を伝え、危険性や意味を教える
13	体験手順の紹介	<input type="checkbox"/> 体験作業の意味を話す <input type="checkbox"/> 今日の作業スケジュール・時間の説明をする <input type="checkbox"/> 道具類は一旦使用目的を教え、実際に使う際に教え感触を理解させる <input type="checkbox"/> してはいけないことを具体的に伝え、復唱させる <input type="checkbox"/> 完成品や手本を見せながら教える
14	体験開始 体験指導者の模範実技	<input type="checkbox"/> 名札を見て、全員の名前を呼びあげて理解のチェックをする <input type="checkbox"/> 体験進行中、一人でも指示通りに作業が行われていない場合は全体を止め、全員に再確認を行う <input type="checkbox"/> いいところを褒める <input type="checkbox"/> いくつもの何故を考えさせ発見へつなげる(最初に答えは教えない)
15	休憩	<input type="checkbox"/> 30分程度を目安に休憩、水分補給をする <input type="checkbox"/> さりげなく健康状態をチェック
16	体験再開	<input type="checkbox"/> 注意事項を再度教え、作業を再開する
17	体験終了告知・点呼	<input type="checkbox"/> 15分前に終了予告(ここからが要注意時間) <input type="checkbox"/> 人数確認 <input type="checkbox"/> 体調確認
18	片づけ	<input type="checkbox"/> 片付けも体験プログラムに含む <input type="checkbox"/> ゴミ分別、道具の洗浄、元の場所へ片付けさせる <input type="checkbox"/> 次に使う人のことを考えさせ、丁寧にさせる
19	参加者の感想発表	<input type="checkbox"/> 面白かったこと、難しかったことなど感想を聞く
20	体験指導者・インストラクターの感想・まとめ	<input type="checkbox"/> 作業をねぎらう言葉をかける(個人ごとに誉める) <input type="checkbox"/> 作業以外にももっと面白いことがあることを伝え、農業や漁業に興味をもたせる
21	素材の活用・保存	<input type="checkbox"/> 収穫した農産物や魚介類が食卓にあがる際の状態を伝える(その日の食事に使う場合は、その献立等を教える)
22	体験指導者・インストラクター間の反省会	<input type="checkbox"/> 危険なシーンやヒヤリハットを発表する <input type="checkbox"/> 参加者の意見・感想のまとめ <input type="checkbox"/> 改善点、対処法について <input type="checkbox"/> 気づきや提案

準備段階での実地踏査、模擬体験時の留意ポイント

点検	内容（実地踏査と下見は同意語として表記しています）
体験プログラム	実地踏査は準備段階までに実施する
	実地踏査は参加者の身長、年齢、体力を想定し、現場のみだけでなく周辺も歩いて丁寧に確認する
	地域特有の自然現象、季節現象を把握する（盆地、山間部、海辺、積雪、乾燥地、風など）
	体験プログラムを実施する時間帯と同時刻、同じ道順、同じ内容で行う
	体験によるケガや気温、時間帯による症状を想定して、応急処置の勉強会を実施する
	体験現場での携帯電話の電波状態を点検する
	実地踏査は3ヶ月前、1日前の最低2回と当日朝の確認も実施する
	日没を過ぎる場合、道迷いの想定も考えて実施する
	体験指導者のスキル、体力、年齢なども確認する AEDの使い方、救命、応急手当講習の受講
	体験プログラムのプランニングシートで洗い出したリスクの確認をする
	踏査して問題点がない場合は、潜在する危険や人的要因リスクなどの観点で再度検証する
	体験指導者と関わるスタッフ、事務局全員で行う
	参加できないスタッフがいる場合は写真や動画を撮り、改めて説明し、共有させる
	荒天時のプログラムの実地踏査は荒天時に実施して、内容を確認する
	暑さ対策、熱中症の応急処置を把握する
救急・医療機関	落雷時の避難場所、避難できる許容人員、避雷針の有無を確認する
	体験指導者の持病や健康状態を把握する（予備又は応援指導者の確保も想定する）
	AEDの場所、人口呼吸に使うマウスピースの確認をする
	救急車が必要になることを想定して、呼び方の練習をする
	医療機関の名前、連絡先、場所、休日診療、夜間診療、休診日の確認をする
施設の点検	体験場所から医療機関までの距離と到達時間を確認する
	休日診療、夜間診療の医師の連絡先を把握する 携帯電話の電波状況確認をする
	事前に施設周辺の有害動植物の有無を把握しておき、当日朝も踏査する
	施設周辺の草むらなども歩いて確認し、有害昆虫や蛇などは虫類の駆除及び当日朝も踏査する
	トイレ男女別の種類と数、扉・鍵の状態、トイレトペーパーの予備を把握する
	側溝、用水路、マンホールの確認をする
	体育館の床や壁面はがれ、廊下、通路、柱など手でさわったり足で強く踏んで具合を点検する
	火災報知器の場所確認、消火器の使い方、耐用期限を把握する
	手洗い場、足洗い場の確認、石鹸や消毒液の確認及び数量・内容量の確認をする
	階段の手すり、ガラス、窓枠や網戸の破損、強度の確認をする
	用具倉庫や舞台裏などの危険個所の点検と鍵の有無
	機器道具類の使用方法を試して状態やリスクの想定を把握をする
	夜間照明の確認、スイッチ場所の確認をする
テーブルや机、いす、ゴミ箱の数量、状態を確認する	
空調機器のスイッチ、電池残量、動作状態を確認する AEDの設置場所と電池を確認する	

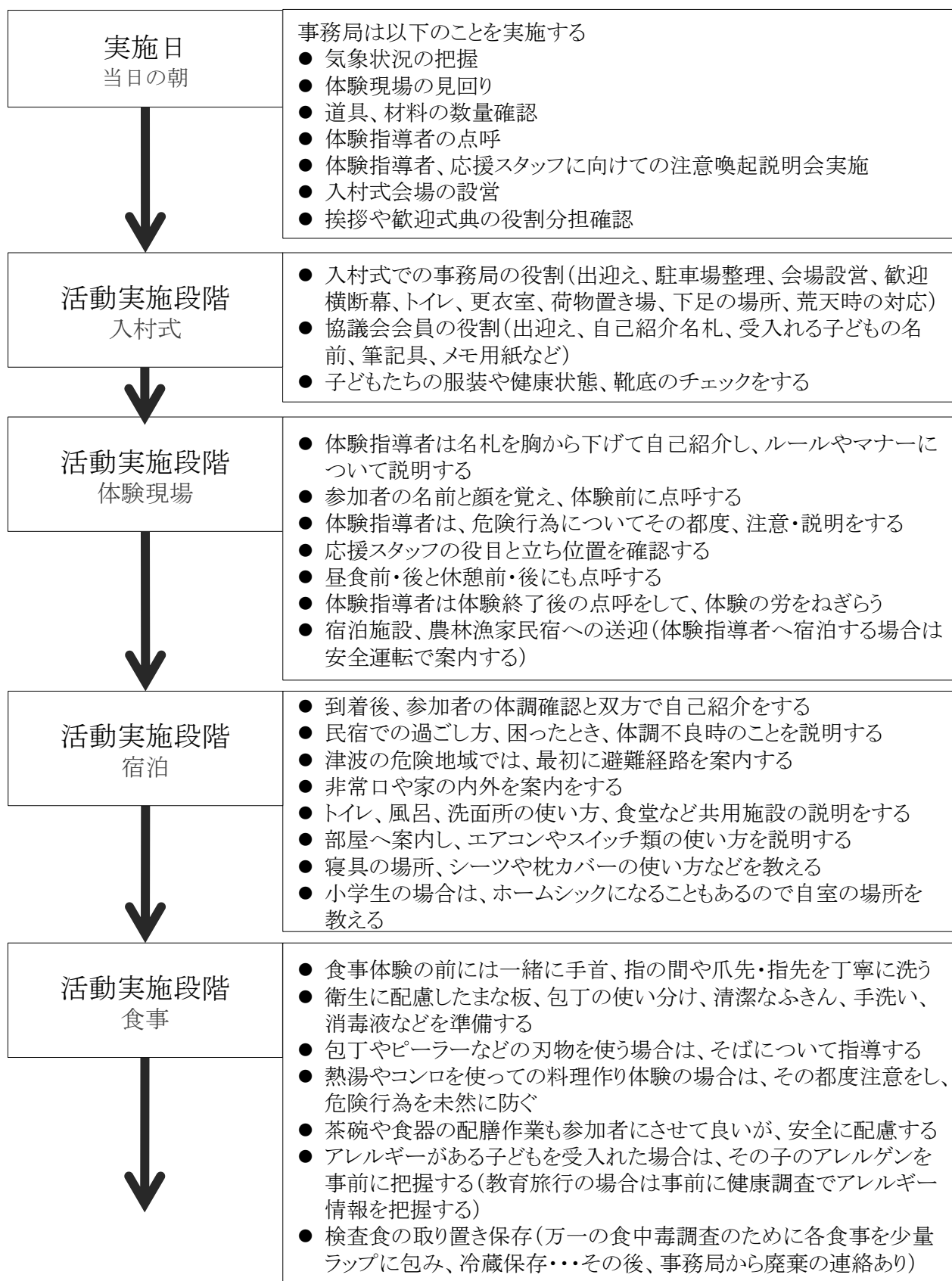
運営計画シート(作成例)

企画協力 : なばな体験会
 イベント企画 : 地産地消・食育専門部会
 旅行企画実施 : ○×観光

実施日 : 平成27年〇月〇日

時間	運営スケジュール(共通)		関係者別行動・対応内容	JA・受地スタッフ	備考	リスク
	実施項目	実施内容				
08:30	●JR東京駅1F 吉京駅 出発	受付開始 1階コンビニ前 ●賞切バス1台(△観光バス)	参加者 ・大人30名・小人の名 計31名 大人男性16名・女性24名 計30名	JA・受地スタッフ 事前準備資材等 東京駅受付にて(山田) のぼり旗を用意して 目印とする	注意・確認事項等	
09:15	●高速道路 ●大橋(有料)	●SA1回休憩 ・追い越し車線走行	・トイレ休憩 (SAより現地事務局へ連絡入れる) ・中村現地待機8:30		・バス酔い ・忘れ物	
10:15	●バス到着 (交流施設前)	バス内待機(説明) ・着替え(同上) ※賞切バスの待機場所の確保	・着替後、着替え(菜花収穫ができる服) 着替女性ヤマトハウス、男性ホワイトハウス予定 ・到着後、車内説明(〇〇)	・参加者の誘導(上田、土屋) ・荷物置き場案内表示	・ハンドマイク(JA) ・荷物置き場案内表示	
10:15	●バス降車	・直売所で買い物・トイレ休憩 ・着替え場所案内	・誘導(鈴木・中村)	・参加者の誘導(上田、土屋)	・携帯ハンドマイク・バス積込 ・靴の履き替え ・着替え場所	
10:50	●再集合(交流施設)	①開催挨拶(田中部長) ②スタッフ紹介(赤色帽子着用) ③日程・注意事項・なばな収穫手順案内	・同会進行(中村) ・日程・注意事項の案内(佐藤) ・サインペン用意	・歓迎・開会の挨拶(田中部長) ・参加者の前に整列・挨拶 ・荷物F配布 買い物袋預かる	・サインペン	
11:00	●圃場へ移動	①圃場へ徒歩にて移動(約5分) ※なばな体験会代表者挨拶 ②なばな収穫実技指導	・徒歩にて圃場へ移動 ・グループ別にて配置につく ・見学(安全な場所にて) ※雨天の場合は時間を短く	・安全に配慮して〇班別に誘導 ・菜花収穫機による実演	・ハサミ ・なばな収穫道具準備 ・農機具(なばな体験会)	・転倒 ・熱中症 ・トイレの敷、増所 ・糞り腐 ・動植物 ・泥・アレルギ―
12:00	●現地圃場出発	・徒歩にて直売所へ	・中村徒歩移動			
12:15	●昼食	・なばな料理レシジ紹介 ・交流施設にて昼食(スタッフ同席にて交流) ・弁当・ペットボトル500CC茶配布 ・次回モニター企画・青空フィットネス案内等 ・参加者アンケート記入・回収	・運営管理(中村・鈴木) ・各洗い場にて汚れを落とし着替え	・進行管理(鈴木) ・なばな料理レシジ(土屋) ・昼食弁当配膳(スタッフ) ・青空フィットネス案内(直売所) ・アンケート、鉛筆配布(中村)	・昼食(弁当)準備 ・食物アレルギー ・衛生管理	・食中毒 ・食物アレルギー ・衛生管理
13:20	●サブライズ収穫体験	・希望者のみ体験	・サブライズ体験 ・他の参加者は自由行動(買い物等)	・進行管理(鈴木)		
13:50	●閉会	①お土産 なばな ②閉会挨拶 ③挨拶(スタッフ全員)	・集合案内(中村) ・挨拶の案内進行(山田) ・全員腰を下ろす	・閉会挨拶(田中) ・スタッフ全員整列(なばなの会む)		
14:00	●バス出発	参加者バス乗車	・誘導、人員確認(鈴木)出発	・見送り(手を振って)		
14:30	●バス降車	・日本橋交差点にて下車	・安全確認 誘導(鈴木・中村) ・中村(車で先に移動待機) ・人員確認(鈴木)	・ボランティアガイド案内(2名) ・事務局1名・バス同乗 バスは市役所駐車場待機予定		
15:30	●バス出発	日本橋Cより (必要に応じてSA休憩)	・車中にてアンケート用紙回収(鈴木) ・解散 御礼に挨拶(次回案内も) (鈴木)			
17:00	●JR東京駅着	・解散				

活動実施段階(受入れ時)の留意ポイント



体験活動場所の点検留意ポイント

分類	項目	実施ポイント
事前実施	体験プログラム	指導者全員で実施予定のプログラムを同時刻に実際に実施して、内容を検証する。体験指導の手順、会話、配慮、休憩時間、必要な道具類、救急セットなどを確認する。
	実地踏査の内容	体験場所への道順、交通量、時間配分、危険箇所、避難経路、携帯電波など万一を想定し、関係者全員で検証した内容と安全対策を共有する。
	時間帯	受入内容と同じ時間帯・状態で実施する。河川・海の体験は午後から天候急変する機会が多いことを想定する。
	悪天候時の対応	天候急変・落雷を想定して雨具などの装備や避難路、危険予知・優先順位の整理などを悪天候時を選んで訓練しておく。
	実地踏査実施日	実地踏査は、受入れ一週間前と前日の2回は必ず実施して、安全確認をしておく。1週間前ができない場合は、前日に指導者及び関係者全員で実施する。参加できないスタッフのために写真を撮り、説明する。
	慢心・何とかなる	慣れた場所、プログラム、作業内容・・・いつもの対応で、つい気が緩みがちになる。この気の緩みが一番危険なので、毎回初めての時の緊張と気配りが重要。
	携帯電話	通話エリアの確認、電波が届かない場所、電池切れでの通信手段を準備しておく。低温による電池消耗も要注意。(体験場所に一番近い民家の固定電話を調べて事情を説明しておく)
	自分自身と家族	自分自身の持病・突然の体調不良を想定、支援する家族の健康状態を把握しておく、万一の場合の対策(代理や代替プログラム)を事前に取り決めておく。
受入当日	指示・復唱確認	指示側と指示を受けて行動する側は、互いに目を見て話す。指示側は、指示した内容の理解を確認するために受け手に必ず復唱をさせ、受け手は、指示された内容を自分の言葉に置き換えて復唱確認する。
	最初の緊張を持続させる	体験指導は、最初の緊張がだんだんと緩くなり、後半だらけてしまいがちになる。体験終了間際の30分が要注意。指導する側全員の緊張持続が重要。
	声を掛け合う	万一、トラブルが発生したら指導者は、全員に声をかけ、安心感を伝える。優先順位は命を守ること。応急処置も大切だが、2次災害防止の配慮もする。
	恐怖心は合唱で和ませる	恐怖が走ると想定外の行動をとり、事故につながる可能性が高くなる。怖い時は、みんなで手をつなぎ童謡や知っている歌を合唱して気持ちを和ませる。
	報告・連絡・相談	体験指導者は、ささいなことでもチームリーダーや受入事務局・会長へ、報告・連絡をする。悩んだり困ったら自己判断せずに相談も！「合言葉は、ハウ・レン・ソウ」
	中止する勇気	天候急変やトラブルが発生した場合は、すぐに体験を中止すること。但し、荒天時は代替プログラムに切り替えて対応すること。雷鳴が聞こえた場合は即座に中止し、安全な場所に退避すること。※1.
	ゆとりのスケジュール	詰込み型や時間制約をする体験は危険なので、1プログラムは3時間以内を目安にする。

※1. 参考: 気象庁雷から身を守るためには<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>

活動実施段階(受入れ中)の注意の与え方留意ポイント

■ 体験中の注意の与え方参加者への効果的な指導、伝え方、脅威を感じさせないための上手な叱り方

1. 子どもの行動特徴を事前に勉強しておく。
2. 出合いの最初は、先ずアイスブレイクで和ませ、注意を聞く環境を整える。
3. 自分の子ども時代と、今の子どもを比較してはいけない。今の子どもは、体力や我慢、精神力が大きく異っていることを知る。
4. 危険を伴う体験での注意・指導の与え方は、「行為の都度、その場で行う」。
5. 説明をするときは、遊びまわっていたり、おしゃべりしている子どもを「一ヶ所に集めて」、「静かにさせて」から説明する。
6. 全員の目を見て注意・指導を与え、全員を平等に見張る。
7. 危険を伴う体験は、「なぜ危ないのか」、無視すると「どんなことにつながるのか」を丁寧に説明し、復唱させる。
8. 指摘するときは他人と比較せずに行為そのものを指摘し、良くなれば褒める。

■ 体験指導者が配慮するポイント

1. 子どもの服装、靴底にも気くばりをする。服装は男女ともに長そでシャツ、長ズボン、女性はパンツが理想。靴はスポーツシューズでも良いが、スポーツシューズは靴底が濡れている場合は滑りやすいので要注意
2. 体験場所での注意は、「範囲」を「具体的」に示す。遊ぶ場所の範囲をロープで囲う、高台から見張るなど、より具体的に見張り・見守りをする。
3. 事前に安全対策の道具類(ロープや警笛、目印など)を準備する。
4. 点呼(人員確認)は体験前、体験中、食事・休憩の前後、体験終了後に必ず行う。
5. 注意警告は、指導者(引率者)全員で「危険認識を同じくし」、「役割分担」と「見張り・見守りのルール」を決め、共有する。
6. 指導者は叱ったことや腹が立った行為に対して根に持たない。
7. 何度注意しても改善されない場合は、場所を変え、人を変えて個別に叱る。

■ 食事づくり体験中の注意の与え方

1. 刃物を使う料理や下ごしらえ作業の際は、直前に注意点を具体的に教え、持ち方や動かし方などをゆっくりと一人ずつ個別に指導する。
2. 汁物やフライパンを使う料理では、汁がこぼれてのやけどや具材が溢れることでの危険が予測され、量や温度への配慮が必要。
3. 携帯コンロを使う場合は、コンロよりも大きな鍋や鉄板の使用や2台並べての調理は禁止。
4. バーベキューなどの炭や薪を使う場合は、化繊生地 of 服装へ飛び火によるヤケドや着火剤による事故等が予測されるので、指導者がそばについて管理する。
5. 食事はすべての具材に火を入れることを基本とすること。(生卵、鶏の刺身は提供禁止)

農林漁業体験フィールドノート（体験指導者のリスクマネジメント対策メモ）

年 月 日 インストラクター名：	
インストラクター注意事項	
目的の再確認	本日提供する体験の目的を再確認し、プログラム、役割分担、道具類の再点検
実行前の危険予測 ★ひそむ危険性をいつも考えること ★事故・トラブルを予測して対策をする	<ul style="list-style-type: none"> ●人為的：火災、食中毒、交通事故、機械・自動車故障・事故、生水、やけど 役割分担、刃物使用時のケガ、食品アレルギー ●病気：熱中症、低体温症、持病、アレルギー ●自然災害：天気予報、落雷、地震、津波、がけ崩れ、落石 ●フィールド：ころぶ、すべる、とげ刺し、毒虫・へび、蜂、ムカデ、毒植物、溺れる
体力把握	ハンディキャップ者、アレルギー、持病、体力不足、注意力散漫児童の把握
休憩・トイレ	場所、時間配分、便器数の確認、水分補給場所
手洗い	場所、蛇口数、石鹸有無、食事場所、汚れる体験を考慮
救急箱(体験で中身を交換・有効期限)	<input type="checkbox"/> バンソウコウ <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> ポイズンリムーバー <input type="checkbox"/> 目薬 <input type="checkbox"/> 湿布薬 <input type="checkbox"/> ガーゼ <input type="checkbox"/> とげぬき <input type="checkbox"/> ハサミ <input type="checkbox"/> 洗浄水 <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> タオル
緊急連絡先	電話／携帯／メルアド
<input type="checkbox"/> 体験場所の 近隣民家・施設	
<input type="checkbox"/> 地域医療機関	
<input type="checkbox"/> 救急車：	
<input type="checkbox"/> 最寄りの警察：	
<input type="checkbox"/> 引率教師携帯：	携帯： 携帯メールアドレス：
<input type="checkbox"/> 学校・校長・教頭	電話： 携帯：
<input type="checkbox"/> 添乗員携帯	
<input type="checkbox"/> 旅行会社 緊急連絡先	夜間・緊急電話：
<input type="checkbox"/> 事務局長携帯	
<input type="checkbox"/> 協議会会長携帯	
人数確認	スタート時☞ 休憩時☞ 終了時☞
班分け	
班長	
フィールドワーク中の 気配り	気分は大丈夫か？ <input type="checkbox"/> 顔色チェック
	けがは大丈夫か？ <input type="checkbox"/> 靴・足元、手元チェック
	体力的には大丈夫か？ <input type="checkbox"/> 声・会話、顔色、足どりチェック
	水分補給 <input type="checkbox"/> 水筒、ペットボトル確認
必要な道具準備	準備品☞ 数量☞ 状態☞ 調達先・返却先：
収穫・採集した物の 取り扱い	
体験場所の情報	地域名住所： 状態：
天候	天気： 気温： °C 湿度： % 水温： °C
天候情報観察時間	年 月 日（曜日）時間：

健康チェックシート

記入日： 月 日

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
		血液型	型 ()
住所			

シュノーケリング器材のサイズ合わせ

身長	cm	体重	kg	足のサイズ	cm
----	----	----	----	-------	----

乗船体験のチェック

乗物酔	ない・ある	酔い止め薬は 飲ませますか	いいえ・はい (<small>薬品名と飲む時間</small>)
-----	-------	------------------	------------------------------------

※各自の薬は各自持参してください。名前を記入しておいてください

宿泊先の民宿へ伝えます

日常起床時間	時頃	日常就寝時間	時頃
平常体温	℃	食事所要時間	長め・普通・早い
アレルギー	ない・ある (<small>具体的に書いてください</small>)		
最近一年間の身体状況 (かかった病気など) 心臓病 胃腸病 下痢気味 難聴 湿疹 アトピー性皮膚炎 薬品アレルギー 結膜炎 貧血性 小児喘息 感冒 骨折 副作用を起こす薬 () 肝臓病 腎臓病 便秘気味 高血圧 中耳炎 けいれん発作 その他アレルギー 持病など () かかった時期 ()			
健康面や生活面で特に保護者の方が心配されること、希望されること			
本人の趣味や特技、ニックネームなど			

※この健康チェックシートは受入時の参考にするものです。当協議会は、個人情報保護の重要性を認識し、以下の取り組みを実施します。

1. 当協議会が収集した個人情報の利用につきましては第三者に開示及び提供することはいたしません。
2. 個人情報の管理は適正かつ厳重に行います。
3. 当協議会に適用される全ての個人情報に関する法令及び条例、関連業界のガイドラインを遵守します。

【「天候判断」に関するチェックポイント例】

□当日の天候は、いつ、誰が、何により確認・判断することになっていますか？

- 出発時刻だけでなく、数時間後の天候変化まで確認しておきましょう。
- その（天候を確認した情報）資料は、コピーして残しておきましょう。

↓

□それらの天候判断を、いつ、誰から誰に伝えるようにしていますか？

□活動の判断は、誰がどのようにして決定していますか？

□活動中の天候の変化は、いつ、誰が確認していますか？

- その（活動中の天候変化情報）資料は、コピーして残しておきましょう。

※現場の指導者がラジオ・携帯で確認している場合を除く

↓

□活動中の天候の変化は、いつ、誰から誰に伝えていますか？

□中止の判断は、誰がどのようにして決定していますか？

～天候悪化の際の注意点

雷についての例：

- ・ 雷鳴が聞こえたら、直ちに、活動を停止してください。
- ・ 雷鳴が聞こえたら、遠くかすかでも、落雷の危険が生じています。

（事故例）

雷が鳴り豪雨が降り続いていたが、その後雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあった。遠くに黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きているのが目撃されたものの、雷鳴はもはや大きな音ではなく、稲光がしてから4、5秒以上の時間を置いてから鳴っていた状況では、落雷の可能性はほとんどないと考えてサッカーの試合を再開したところ、約5分後に生徒に落雷があり、重症を負った事故が発生しています。

【「火災・避難誘導」についてのチェックポイント例】

(大型宿泊施設を想定)

当該施設・場所において、火災等により参加者がパニックになった場合どうするのかという「事前の計画」と「日頃のシミュレーション」がどこまで出来ているかが重要です。

① 通報システム、火災認知システム等の設備に問題はないか

② 避難道は確保されているか

- ・ シャッターの付近に障害物が放置されていないか。
- ・ 足を引っかけるものはないか。
- ・ 夜でも分かるように表示されているか。
- ・ 避難道と誤解されるような表示・標識はないか。

③ 避難誘導の方法は確立しているか

スタッフが狼狽すると誘導は制御不能に陥るので、スタッフの訓練が重要。

参考：航空機や客船のキャビンアテンダントが受ける緊急避難訓練も自分が動揺しないこと、動揺していないことを伝えることが重要とされています。

④ 通報の流れは確立しているか

寝ているとき携帯電話はどこに置いているか、責任者の自宅の電話番号を全スタッフが知っているか・登録されているか、待機場所に電波は届いているか、施設内に携帯電話の電波が届かないところがあるか、こういう場面で電源が切れている、バッテリーが切れているということが意外とあります。

⑤ 参加者に対する説明をどうやって行うか

参加者自身が、「これだけ多くの人が一斉に動くとどれだけ危険であるか」ということを理解し、参加者各自が「ある程度心構えを持ち覚悟しておけるか」という心の準備が重要です。

それらを踏まえて、シミュレーション出来れば一層落ち着けますが、現実的に訓練をする時間があるかは難しいところと推測します。

いずれにしても、参加者にとっても時間を問わず・状況を問わず避難することがあり得ること。そのとき多くの人が一斉に避難することがイメージでき、避難が参加者の「意識の範疇」(想定内)になるよう、丁寧な説明が重要です。

参考：飛行機でのビデオによる避難説明

⑥ シミュレーション(模擬訓練)

色々な場面を想定した訓練と、その訓練結果に基づく手順の確認・修正)の繰り返しという基本的な準備を徹底するしかない。

参考：ある団体の取り組み

必ず1名～2名が施設内で夜勤をして、夜中に火災等が起きないように監視し、また起きた場合の避難誘導を速やかに実施できるよう準備している。

(意外に全スタッフが寝ており、夜勤がないケースが多い場合があります)。

農林漁家民泊・受入れ家庭の实地踏査点検留意ポイント

お部屋	お部屋の清掃
	清潔な窓ガラス、窓枠の安全確認、虫やホコリを除去した網戸
	カーテンの洗濯
	タバコ臭の除去
	寝具の乾燥
	枕カバー、シーツ、布団の襟カバー類の洗濯
	ゴミ箱
浴場	浴槽、ふた、浴槽まわり、床の清掃
	石鹸、シャンプー・リンス
	洗面器
	バスマット
	脱衣かご
	タオル
	内側からの鍵 のぞかれない配慮
トイレ	トイレットペーパー、すぐわかる場所に予備保管(4名宿泊した場合、1日1ロール以上必要)
	鍵
	生理用品廃棄ボックス
洗面所	清潔なタオル
	新しい石鹸又は補充用石鹸(目につく場所)
	洗面器
	ゴミ箱
食卓	清潔なお箸・食器類、清潔な調味料容器
	清潔なふきん
台所	食品の管理、調理の際の温度管理、冷蔵庫の整理
	肉用まな板と野菜用まな板・包丁の使い分け
	手洗い用石鹸
	除菌消毒剤
	清潔なふきん5枚以上 消火器
居間や 団らん場所	タバコ、灰皿、マッチ、ライター類は排除しておく
	ヌードや水着、タレントなどが掲載されている週刊誌の保管
	漫画、DVDなどは目に付かない場所へ保管
	個人的なクスリや化粧品などは別に保管
	財布や貴重品、壊されて困る調度品は目に付かない場所に保管しておく
	ざぶとんカバーやコタツカバーなどは洗濯
	他校の生徒の写真や手紙は見せないこと
庭先、道具類	子どもの行動を予測した視点で、庭先や室内の危険個所を点検して対策をしておく
	農機具や道具類などの整理整頓、目につかない場所へ保管
	庭先の柱や縁側などに打たれた釘やでっぱりなど子どもの視点で点検
	灯油缶や燃焼物、危険物などの管理
災害時 2階以上の 部屋対策	停電時の対策 2階窓の落下防止柵 階段からの転落防止用手摺りや階段滑り止め
	避難経路、避難先の確認 非常口や避難経路が荷物などで塞がれていないかの確認
アレルギー その他	動物アレルギー(犬、猫、鳥、モルモットなどのペット、家畜)
	植物アレルギー(うるし、せいとかあわだちそう、すすき、スギ・ヒノキ花粉など)
	食物アレルギー(食物アレルゲン:特定原材料7品目及び特定原材料に準じるもの20品目)
	ダニやハウスダストアレルギー
	スズメバチ、ムカデ・毛虫などの危険な昆虫、は虫類

農林漁家民宿・民泊の点検留意ポイント（簡易版）

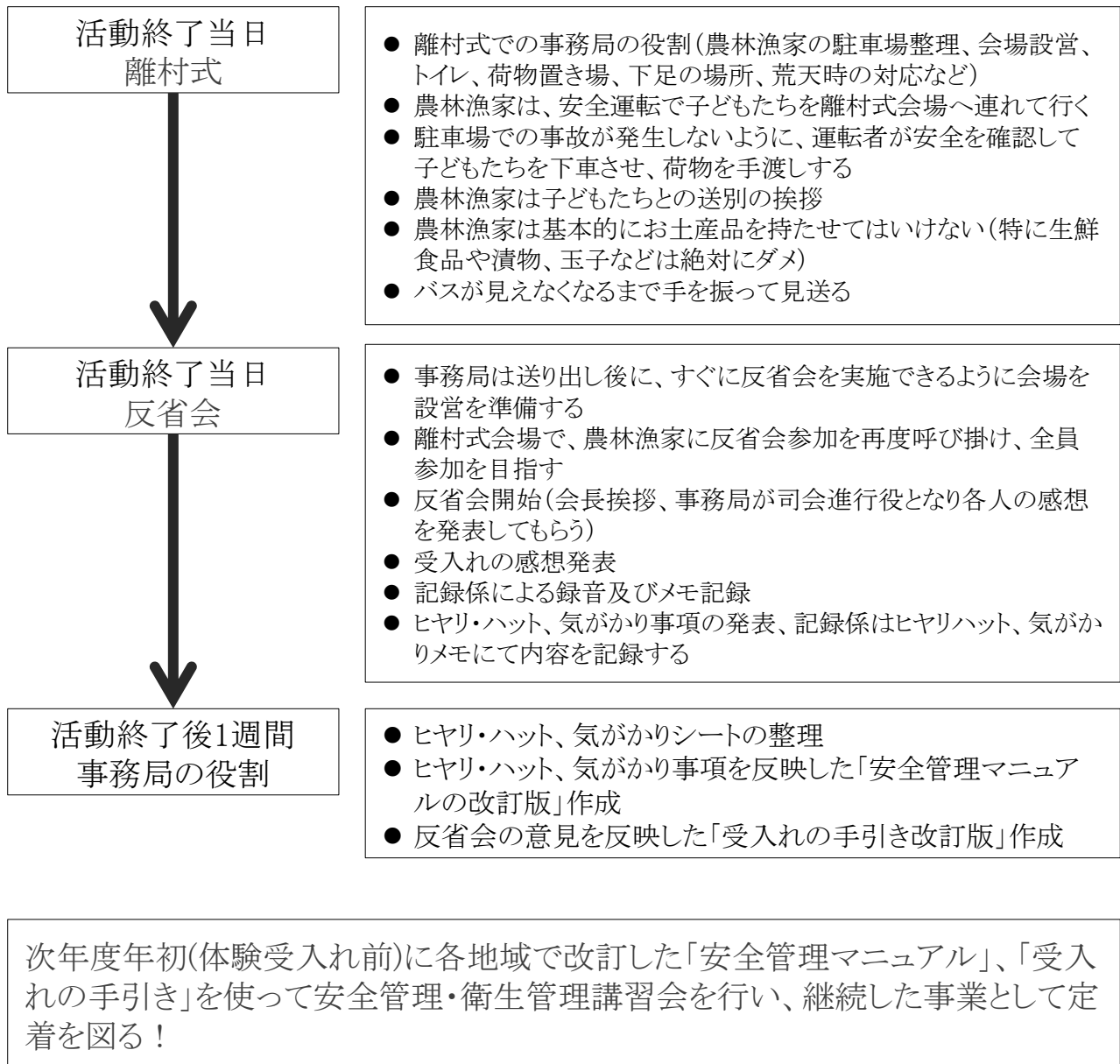
基本:受入れる客層、子どもの視点(身長、行動特性、アレルギー)で点検する

場所	確認内容	場所	確認内容
屋外	<input type="checkbox"/> お庭・駐車場の危険対策はできていますか？	お家全般	<input type="checkbox"/> 子どもの視点で(身長やアレルギー、行動予測を推測して)お掃除の点検をしましょう
	<input type="checkbox"/> 自宅周辺の危険箇所チェックはできていますか？		<input type="checkbox"/> ペットアレルギー対策
	<input type="checkbox"/> 玄関、靴脱ぎ場、下駄箱整理はできていますか？ 玄関土間はすべりやすすくないか？		<input type="checkbox"/> お庭のウンチやマーキングの清掃
	<input type="checkbox"/> 農機具、倉庫、道具類の安全確認はしましたか？		<input type="checkbox"/> 犬にはリードをする
	<input type="checkbox"/> 屋外の洗面所は清潔ですか？	洗面所・台所	<input type="checkbox"/> 同居家族の体調は良好ですか？
	<input type="checkbox"/> 体験場所付近の危険予知はできていますか？		<input type="checkbox"/> 盗難防止対策はできていますか？
	<input type="checkbox"/> 有害動植物や危険回避の対策ができていますか？		<input type="checkbox"/> 洗面所にせっけんはありますか？
	<input type="checkbox"/> 雷、突風の場合の対策は考えていますか？		<input type="checkbox"/> 台所のゴミ箱は清潔ですか？
	<input type="checkbox"/> 犬にはリードをする 周辺に野良犬や放し飼いの犬はいませんか？		<input type="checkbox"/> 包丁、まな板の熱湯消毒を心がけましょう
	<input type="checkbox"/> 家畜小屋、納屋の整理整頓はできていますか？		<input type="checkbox"/> 調理場の臭い・清潔は保たれていますか？
	<input type="checkbox"/> お座敷、リビング、納戸、台所の整理整頓はできていますか？		<input type="checkbox"/> 冷凍・冷蔵庫の整理整頓は？
	<input type="checkbox"/> たんす、みずや、テレビ、本棚など地震の耐震対策はできていますか？		<input type="checkbox"/> お皿、ボール、食器は清潔ですか？
	<input type="checkbox"/> 消火器、防火用水はありますか？		<input type="checkbox"/> 食料品の賞味・消費期限は？
	<input type="checkbox"/> 防火対策は大丈夫ですか？		<input type="checkbox"/> 爪先は汚れていませんか？
	<input type="checkbox"/> 避難路はいつも通ることができますか？		<input type="checkbox"/> ふきん、台拭きは清潔ですか？
	<input type="checkbox"/> 万が一の際の避難経路を確保できていますか？再確認をしておきましょう		<input type="checkbox"/> キッチンペーパーの常備
<input type="checkbox"/> 懐中電灯の電池残量は？	<input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウムの設置(ノロウイルス対策)		
<input type="checkbox"/> コンセント、照明に異常はないか点検確認しておきましょう	<input type="checkbox"/> 飲料水の水質検査は？(井戸水の水質検査は保健所で)		
	知識	<input type="checkbox"/> アレルギー対策 <input type="checkbox"/> 食中毒防止対策	
	風呂・トイレ	<input type="checkbox"/> ノロウイルスの疑いがある場合の対策	
		<input type="checkbox"/> 保健所の講習会で知識をつけておきましょう	
		<input type="checkbox"/> 個人情報(健康情報、名簿、住所録)対策は家族で共有できていますか？	
		<input type="checkbox"/> 風呂の清掃・清潔は？	
		<input type="checkbox"/> シャンプー、せっけんの予備は大丈夫？	
		トイレの清掃、トイレトイレットペーパーの予備はありますか？	
		<input type="checkbox"/> ティッシュペーパーの予備はありますか？	

農林漁業体験指導者の身だしなみ留意ポイント

部位	項目	点検
頭・顔	バサバサ髪、ひげ	<input type="checkbox"/> 頭髮は清潔にする 料理体験では三角巾で髪を覆う
	フケ	<input type="checkbox"/> 頭や肩口にフケは付いていないか確認する
	洗顔、耳あか、鼻毛	<input type="checkbox"/> 目ヤニ、鼻毛、耳掃除、歯みがきをする
手	手、爪	<input type="checkbox"/> 指先は汚れ、爪は切りそろえ、小指の爪も確認
服装	シャツ・上着	<input type="checkbox"/> 指導時にはボタンはかけておく
	タオル・ハンカチ	<input type="checkbox"/> 洗濯済みの清潔なものにする
	ズボン	<input type="checkbox"/> 洗濯済みの清潔なものにする
	靴、靴下	<input type="checkbox"/> 泥汚れはおとしているか、臭いも点検する
	エプロン・手袋	<input type="checkbox"/> 洗濯済みの清潔なものにする
エチケット・クセ	ツバ、タン	<input type="checkbox"/> ツバや痰は見えないところでティッシュを使う
	立ち小便	<input type="checkbox"/> フィールドでは我慢する
	酒臭い	<input type="checkbox"/> 前日の酒の臭いを点検する
	タバコ	<input type="checkbox"/> 体験指導中は絶対に禁煙！受動喫煙はさせない
	ズボンの前チャック	<input type="checkbox"/> 前ボタンやチャックを点検する
	大声	<input type="checkbox"/> 叫ばない、大声を上げてことさらに恐怖心をあおらない
	怒鳴る	<input type="checkbox"/> 怒鳴るのではなく、静かに意味を教えて愛情を持って叱る
	あくび	<input type="checkbox"/> 子どもの前でもあくびは我慢する
その他	サングラス	<input type="checkbox"/> 子どもたちと話すときはサングラスはかけない
	ポケット	<input type="checkbox"/> ポケットに手を入れての体験指導やお話はしない
	携帯電話	<input type="checkbox"/> 緊急以外は体験中は最小限の使用にとどめる
話し方の	ひとりよがり	<input type="checkbox"/> 自分の思い込みで一方向的に話さない
	視線	<input type="checkbox"/> 平等に目配りして目を見て話す
	作業の意味	<input type="checkbox"/> 体験の意味や作業の内容を丁寧に伝える
	体験指導人員	<input type="checkbox"/> 体験指導者数は、動力を使わない一般的な体験では、お客様5名程度に1人配置を基本とする <input type="checkbox"/> リスク評価で事故頻度や衝撃度が高い体験は中止する

活動(受入れ)終了当日の反省会とその後の留意ポイント



事故寸前回避事例報告書（ヒヤリ・ハットシート）

記入者氏名：

記入日： 年 月 日

- ヒヤリ・ハットした時の状況と解説をご記入ください ～誰（何）が・どこで・何をした・その他～

- なぜ事故にはいたらずに済んだと思いますか？

- ◎このヒヤリ・ハットをなくすためにはどのような対策が考えられますか？

- ①発生日時等

平成 年 月 日（午前・午後） 時頃 天候（晴・曇り・雨・雪） 気温 ℃

- ②発現場場

屋内・屋外 具体的な場所：

- ③事例の種類

自分が負傷しそうになった 参加者が負傷しそうになった 第三者同士で負傷させそうになった

- ④もし、実際の負傷事故の発生に至っていたとしたら…

軽症のケガですむ 軽症だが医療機関に連れていく 全治3週間以上の重症 死亡につながる

- ⑤どのようなことが起きそうになったか（あてはまるもの全てにチェック）

墜落・転落 転倒 激突 飛来・落下物にぶつかる 崩壊・倒壊（に巻き込まれる） 溺れ
（機器等）巻き込まれ、はさまれ 切り傷・擦り傷 踏み抜き 感電 有害動物と接触
有害植物と接触 爆発・破裂 交通事故 ヤケド 凍傷 腰痛 骨折 ねんざ
退路の消失、寸断 その他：

- ⑥同様の事例は、これまでどの程度の頻度で発生しているか

初めて 1年に数度程度 1か月に数度程度 常にある

【原因として考えられること】（あてはまるもの全てにチェック）

・心理・体調 状況からくる焦り 注意力の欠如 経験・知識不足 心身の不調
 ・装備・資機材 故障・不具合 誤使用 能力不足 機材がなかった 適切でない服装
 ・活動環境 天候が原因 建物等による視覚不良 狭い 暑い（寒い）
 ・施設管理 施設の点検不足 施設内外の掃除不足 老朽化 構造上の欠陥
説明不足 備品のメンテナンス不足
 ・指示 指示の誤り 指示がなかった 指示内容が実施困難であった 連携が不十分
報告が不十分 人数不足 その他：

平成27年度 修学旅行旅行受入における

インストラクター 養成講座資料

北九州田舎物語 

はじめに

北きりしま田舎物語推進協議会は、平成18年10月26日に設立し、現在小林市・えびの市・高原町の77名の会員さんが、農家民泊をはじめとした体験型観光・グリーンツーリズムの推進を行っております。現在簡易許可取得軒数は56軒です。

平成25年度は、待望の修学旅行生（関西地方から405人）平成26年度は、7校約956人の農家民泊受入を行いました。

三年目となる今年度は7月までに8校約1,064名の受入を行い秋に1校、そして日帰り農作業体験を2校受入予定となっております。

設立当時から頑張っておられる会員さん、新たな子ども達との出会いを楽しみに農家民泊に取り組んでいらっしゃる会員さん、また日帰り体験活動では、【ものづくり・田舎料理・ネイチャーゲーム】などの指導をされる会員さん達に、安心・安全に体験活動を行っていただくために、本マニュアルを作成いたしました。

各地域の特色及び活動内容などを加味した上で、万全を期して、安心でより良い・楽しい体験活動ができるようにこのマニュアルをお役立て下されれば幸いです。

北きりしま田舎物語推進協議会事務局

農家民泊ヒアリングシート

学校名：

殿

記入日 平成 年 月 日

ふりがな		性別	足のサイズ	cm
氏名		男・女	農作業体験の内容によっては、長靴を準備しますので足のサイズをご記入下さい。	

1. 睡眠・食事に関して

睡眠	日常起床時間	時頃	日常就寝時間	時頃
食事	アレルギー	具体的に書いてください ない・ある()		
	健康上の理由で食べられないもの			

2. 健康面全般について

動物アレルギーについて	具体的に書いてください ない・ある()
健康面や生活面で特に保護者が心配される事(喘息やアレルギー乗物酔い等)また、希望される事	
本人の趣味や特技、ニックネームなど	

※ この健康チェックシートは、受入時の参考にするものです。当協議会は、個人情報保護の重要性を認識し、以下の取り組みを実施します。

1. 個人情報(健康ヒアリングシート)の管理は適正かつ厳重に行います。
2. 当協議会に適用される全ての個人情報に関する法令及び条例などを遵守します。

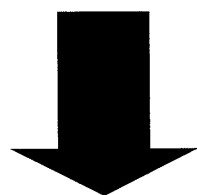
北きりしま田舎物語推進協議会

Q1 協議会は、なぜ安全管理について考えなければならないのでしょうか。

A：主催者としての責任があるからです。

農家民泊及び体験活動中に指導者の過失により事故が起きた場合、指導者が責任を負うだけでなく、協議会も主催者として法的な責任を負う可能性があります。

したがって、協議会は、現場の指導者と一緒に安全管理を実践していく必要があります。



そのためには

インストラクター養成講座を繰り返し行う必要があります

Q2 協議会は、どのような保険に加入していますか

A：安全対策を万全にしても、事故やトラブルが発生する場合があります。

北きりしま田舎物語推進協議では、体験活動における事故に備えて、『参加者に掛ける保険』『受け入れ側を守る保険』に加入しています。

『参加者を守る保険』

- 宿泊を伴う場合 → 国内旅行総合保険（傷害）
- 日帰り体験活動の場合 → レクリエーション傷害保険

※ **熱中症、チェンソー、草刈り機を使う作業の場合、通常の傷害保険、賠償保険では対応できません。熱中症には充分注意し、チェンソー、草刈り機の体験活動は**

避けてください

『受け入れ側（農家さん）を守る保険』

- 損害賠償保険【三井住友海上火災保険】

これは、体験活動中の不注意により、参加者にケガをさせたり、持ち物に損害を与えてしまった場合の法律上の損害賠償責任を補償するものです。

食中毒、訴訟費用もカバーします。（協議会で加入）

※ 食中毒の事例で一番多いは、“かしわのタタキ”です。北きりしま田舎物語推進協議会の受け入れでは、絶対に生ものは出さないようにして下さい

Q3 送迎時の事故の補償は？

A：車を所有していると、自賠責保険へは必ず加入する事が法律で決まっています。

しかし、万が一の時に自賠責保険だけでは補償金額としては、十分とはいえません。

みなさんもお存知かと思いますが、任意保険（民間の保険会社・共済）に加入しているはずで

その際に、気を付けておきたいことは、十分な補償金額、すなわち『対人賠償：無制限』『対物賠償：無制限』という補償金額を必ず付けておくと安心でしょう。

また、『人身傷害保険』という特約があります。これは、過失を問われることなく支払われますので、この特約を付けておくとさらに安心です。

思い出に残る体験活動をするために、北きりしま田舎物語推進協議会では大切にしている事が
あります。それが、出会いの《はじまりの会》と、別れの《ふりかえり》です
**はじめて出会う子ども達・・・緊張しているに違いありません。その緊張をほぐしてあげて親
しみを込めて自己紹介しましょう**

※手洗い・うがいを忘れずに！！

【はじまりの会】を行う場所は、宿泊する家
がベスト！！お茶を飲みながら時間をかけ
て子ども達の声を楽しみましょう！！

【はじまりの会の進め方】

- ① 参加者の体調確認をする (健康調査票は参加者には見えないような配慮を・・・)
- ② まず、参加者に名札に名前を書いてもらいましょう！！
- ③ 自分の紹介です (※必ずインストラクターのネームプレートを着用)
- ④ あいさつ (例：みなさんこんにちは、ようこそ、〇△□においでいただきありがとうございます)
- ⑤ 自分の名前・漢字の読み方・ニックネーム・職業・趣味など
子ども達に、どのような体験をして欲しいかメッセージを伝える



今度は、参加者に自己紹介してもらおう (拍手を忘れずに・・・！)

- ① どこから来た
- ② 名前
- ③ 楽しみにしていることを・・・ひとこと



※ 拍手する

インストラクターは、

- ① 自宅での災害時の避難場所の確認
(明るいうちに生徒と一緒に確認)
- ② トイレの場所など家の中を説明
- ③ 体験内容について、説明



いざ、体験活動へGO！！

【ふりかえりの進め方】

はじまりの会と同様、環境のいい場所でゆっくり子ども達の声を聞きましょう

注：足早に過ぎないように、時間をかけましょう（人数に応じ臨機応変に！！）

インストラクターは、

- ① 参加者の体調を確認する
 - ② 参加者に体験活動を終えての感想を聞く
 - どこからきた
 - 名前
 - この体験を通しての感想・・・分かったこと、面白かったこと、難しかったことなど
- ※ **一人ずつ感想を言ったら、その都度みんなで拍手する**
- ③ インストラクターより
 - お礼のあいさつ
 - 子ども達、子ども達の感想に対するコメント
 - 体験を通しての全体的な感想（良かったこと・感心したこと、もっとこうすれば、今度来るときは。など）

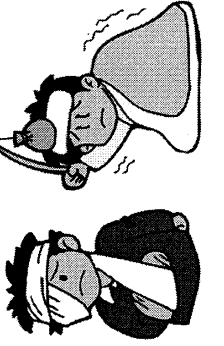
【別れ】

- ・ 握手・・・ひとこと添えて
- ・ 見送りは、見えなくなるまで

緊急時対応について

あつてはならない事故！でも、もし万一発生したら

- ・体験中のケガ
- ・食中毒
- ・病気など・・・

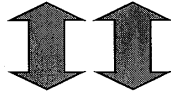


緊急連絡体制

北きりしま田舎物語推進協議会 事務局
TEL: 0984-22-3020

旅行会社
(添乗員)

学校
(引率教師)

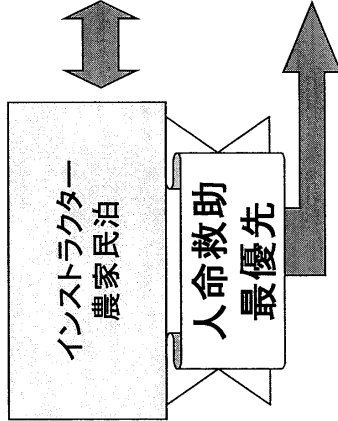
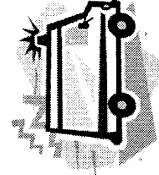


病院・診療所・警察・消防署・役場
(緊急の際、必要に応じて連絡する)

- ・西諸広域消防署 救急車要請 局番なし【119】番
- ・小林市立病院 TEL: 0984-23-4711
- ・えびの市立病院 TEL: 0984-33-1023
- ・高原病院 TEL: 0984-42-1022
- ・園田病院 TEL: 0984-22-2221
- ・夜間急病診療電話案内 TEL: 0984-23-8212

平日夜間 午後7時から午後10時まで

(自力で医療機関に行くことができる程度の症状の場合)



落ち着いて対応しましょう
まずは、
子どもの不安を取り除いて
あげることが第一です

北きりしま田舎物語推進協議会

応用マニュアル 【農家民泊の手引き】

- 玄関先は
- 1.玄関先は整然としているか、水道のホースがとぐろを巻いてないか。
 - 2.玄関のガラスが汚れていないか、出迎えはあるのか。
 - 3.歓迎の第一声は、こんにちは。
○○○○○○○○ お疲れ様でした ○○○○○○○○
 - 4.家族に笑顔があるか、案内や言葉遣いは方言でよいが的確か。
 - 5.互いに自己紹介する。(良質なコミュニケーションへの第一歩!)
宿側 名前、呼ばれたい呼び方、年齢、仕事や普段の生活など。
客側 名前、呼んで欲しい呼び方、不安なこと、楽しみなこと等。
- 廊下階段
- 6.非常時の案内をしているか。(明るいうちに集合場所の確認。懐中電灯準備)
 - 7.ゴミや埃はないか。
- 客室
- 8.スリッパは清潔か。
 - 9.お茶と菓子は、地元の物や自家製の物がよい。
 - 10.座布団は清潔か。
 - 11.寝具は清潔か、湿っていないか。
 - 12.エアコンや冷暖房器具の使い方を案内しているか。
 - 13.立入禁止場所・タンスなどの指示。
- 浴室
- 14.シャンプー、リンス、ボディソープ、お風呂の使い方、フェイスタオル、貸しバスタオル。
 - 15.石鹸は新調する。
 - 16.外部から覗かれる心配はないか。
 - 17.入浴時間は1～1時間半以内に全員済せるように指示。
- トイレ
- 18.汚れていないか、臭いがきつくないか、トイレの使い方。
 - 19.エチケットコーナー(汚物入れ)の用意。
- 家のルールやシステムについて案内する
- 20.予測される危険については、触れておく。
 - 21.行動範囲、立入禁止場所、服装や装備、器具道具の使い方。
 - 22.作業やスケジュールについて全体案内と一つ前案内。
 - 23.持病やアレルギー、常備薬などについて打ち合わせておく。
内服薬は絶対に勧めない。

24. 就寝時間や起床時間は概ね 8 時間睡眠が理想だが、その家庭により異なることもやむを得ない。家人がうるさくて寝られなかったということの無いよう。

例) 22時消灯就寝 7時起床など

25. 宗教的な行動には参加を強要しない。

26. 病気や体調不良に注意をする。本人に確かめる。

27. 救急の医療機関の確認をしておく。

28. 緊急の連絡先、連絡網を確認しておく。

29. 家人と客は別室にて就寝する。

食事はいつも一緒に作る (調理の途中はその場を離れない＝事前準備必要)

★農家の方の指導による共同調理が基本です (コミュニケーションの一貫としても)

30. 野菜や山菜。魚介類など採るところから始まる。

31. なるべく作業に携わらせる。魚をさばいたり、調理技術を教える。

32. 手洗いの励行と手を拭く物の衛生確認。

33. 器具の使い方や安全確保、包丁で手を切らないように。

34. 火気や熱湯でやけどのないように。

35. 食器の配膳や後かたづけもするように。

36. メニューはいつも食べているもの、田舎料理や郷土料理がよい。

37. 生もの、特に魚介類の鮮度には注意する。

38. バーベキューなどは焼け具合も確認する。暗いところは要注意。

39. 薪割りは、鉈の使い方を教えてから行う。軍手着用。

40. 食事の時は、なるべく会話を弾ませたい。

41. 常識だが未成年にアルコールは飲ませない。受入側も自重する。

42. セクハラにならないよう言動に注意する。

43. 人間の信頼関係の構築が望まれる。

農作業について 44. 安全確保のための注意。

45. トラックの荷台への乗車は保険の対象外、絶対にのせない。

46. 道具や機械類の安全な使用方法を伝授する。

47. 作業を妥協しないで、目標を決めてそれに向かう。

48. 実る為の制度や作物の品質管理の高い仕事を教える。

49. 雨天や寒冷の場合は、熱い飲み物によって体の心を温めてからの入浴。

50. 熱いとき、日射がきついときは、帽子やタオルや手ぬぐいの併用と水分の供給を多くする等の配慮が必要。

51. トイレの有無の告知と配慮。

いい思い出のために

- 52. 団欒の時は、会話を弾ませる。
生徒だけにしたり、テレビゲーム等をすることの無いように、家の周りや、
寺社、山、森、川、海等、自然の中で行なってもいい。
- 53. 夜には星座の観察や民家の明かり灯る田舎の風景も見せたい。
- 54. 写真を一緒に撮ったり、色紙にサインをしてもらうのもよい。
- 55. 住所や電話やメールも最後には交換できるようになりたい。
- 56. お土産は原則的に持たせない。
- 57. 貯金箱や高価な置物など、あとでトラブルにならないよう管理する。
- 58. また家族や友人と再訪するように促すことも大事。

見送り

- 59. 最後はふりかえりをする。忘れ物はないかしっかり確認。
- 60. 感想を聞く。
何が良かったか、感心したこと、もっとこうすれば、今度来るときは。
- 61. 握手をする、目を見る、声を掛ける、時によってはハグをする。

健康調査票など、個人情報をはきちんとファイルし、管理すること
(生徒の前で広げないようにご注意ください)

※安全対策チェックリスト※

- 事前説明
 - ・ 事前説明を行うための資料作成、会場設営、スタッフの役割分担は出来ているか。
 - ・ 参加者の健康状態、性格、体力などを把握する為の記入シートを準備したか。
 - ・ 保険の補償内容、参加費用、キャンセル料について参加者に説明したか。
 - ・ 体験活動を行う際のリスクの存在、および安全管理に関する自己責任の存在について告知・説明したか。

- 参加者の事前把握（～当日）
 - ・ 過去の疾病把握。
 - ・ 性格や好みについての把握。
 - ・ アレルギーについての把握。
 - ・ 体温、睡眠、便通などの体調把握。

- 体験フィールド、ホームステイ
 - ・ 体験場所における危険箇所のチェックを充分したか。
 - ・ 火災の際の非難ルートを参加者に教えたか。
 - ・ 活動中のトイレ休憩、水分補給など、生活健康面への配慮がなされているか。
 - ・ 施設における危険箇所および避難口のチェック。
 - ・ 風呂場やトイレは清潔に保たれているか。
 - ・ 調理場、食堂、食器類は清潔に保たれているか。
 - ・ 家の周りに燃えやすいものや引火しやすい物が置いてないか。
 - ・ 危険物（ガスカートリッジ、ガソリン、灯油等）はきちんと管理されているか。
 - ・ 就寝時のガスの元栓、火元の消化確認担当者が決めてあるか。
 - ・ 災害の危険について体験場所ごとにチェックしているか。

- 連絡体制
 - ・ 緊急時の対応マニュアルを整え、全スタッフに周知徹底しているか。
 - ・ 緊急時の連絡体制を整え、全スタッフに周知徹底しているか。
 - ・ プログラム実施に関する諸機関との連絡体制は出来ているか。
 - ・ 参加者家族と現地の連絡体制を整え、情報提供しているか。（事故の時以外は必要ない）
 - ・ スタッフ間の連絡網。

- 事故発生時
 - ・ けが人の救護（応急処置や救急車などの手配）訓練をしているか。
 - ・ 救急法の訓練をしているか。
 - ・ 応急手当用の救急箱は常に用意・点検しているか。
 - ・ 緊急連絡先一覧表の携帯。
 - ・ 施設保険の内容は。
 - ・ 民家での怪我は担保されているか。
 - ・ 病院、消防署、警察の連絡先、病院の休診日等を電話口に掲示しているか。
 - ・ 停電時の連絡方法（電話以外）を決めているか。

※防火・防災についてのお願い※

標記につきましては、防火・防災の観点から、以下の点をご注意喚起いただきますようご協力お願いいたします。

1. 忘れていませんか、火の元チェック

(1) 放火

- ・ 施設のまわりに燃えやすいものを置いていませんか。
- ・ ゴミは収集の朝に出していますか。
- ・ 物置には鍵をかけ、施設のまわりを明るくしていますか。

(2) たばこ（お客様への徹底含む）

- ・ 寝たばこはしていませんか。
- ・ 灰皿は縁どりの大きいものを使用し、水を入れてありますか。
- ・ 吸殻をくずかごに捨てていませんか

(3) コンロ（調理時）

- ・ 揚げ物中は、その場を離れていませんか。

(4) 火遊び

- ・ ライターは子供の手に届かない所に置いていますか。（仏壇等）
- ・ 子どもに火の恐ろしさを教えていますか。
- ・ 外出時は火を消していますか。

(5) 電気火災（コード・コンセント・プラグ）

- ・ プラグが熱くなっていませんか。
- ・ たこあし配線していませんか。
- ・ コード上に重い物をのせていませんか。

(6) ストーブ（電気・ガス・石油）

- ・ つけたまま寝ていませんか。
- ・ ストーブの上に洗濯物を干していませんか。
- ・ 火を消さずに給油していませんか。

2. 地震に備えよう

(1) 家具の固定

- ・ 家中の家具を固定しましょう。
- ・ タンスや食器棚など背の高い家具は倒れないように固定しましょう。
- ・ 家具の配置に注意しましょう。
- ・ 寝室には、背の高い家具を置かないように。

(2) 火を出さないように注意しよう。

- ・ 火気器具は日頃から点検し、分電盤やガスの元栓の位置を確かめておきましょう。
- ・ ドライヤーや電気ストーブなどの電気器具も使わない時はコンセントから抜いておきましょう。

(3) ブロック塀を点検

- ・ ブロック塀の倒壊による負傷の危険性があります。点検をして補修などの対策をおきましょう。

(4) 施設の耐震診断を

- ・ 施設の設計図などにより耐震診断をしましょう。

※料理指導に際してのお願い※

料理の指導をなされる場合、食中毒防止の観点からも、以下の点につきまして注意喚起していただきますようご協力をお願いいたします。

1. 手洗いの励行

- ・ 外から帰ったとき、料理の前、食事の前、トイレの後、ペットに触れた後には石鹸でよく手を洗う。
- ・ 生肉や、魚、卵を扱ったときも手を洗う。

2. キッチン用品の洗浄

- ・ 包丁やまな板、皿、ボール、布巾などは必ずよく洗う。
- ・ また、熱湯や塩素系漂白剤で消毒を行う。

3. 食品の購入

- ・ 肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮なものを購入する。
- ・ 消費期限などの表示のある食品は日付をよく確認する。
- ・ 肉や魚など肉汁や水分がもれないように持ち帰る。
- ・ 冷凍や冷蔵が必要な食品はできるだけ早く持ち帰る。

4. 家庭での保存

- ・ 冷蔵や冷凍が必要な食品はすぐに冷蔵・冷凍庫にしまう。
- ・ 他の食品に肉汁がかからないようにするため、肉や魚は容器等に入れる。
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫の温度管理に注意する(冷蔵庫は10度、冷凍庫は-15度に設定します)。

5. 下準備

- ・ 生肉や魚を切った包丁やまな板は果物や野菜などを生食する食品や料理の終わった食品には使わないように注意する。
- ・ 包丁やまな板は肉用、魚用、野菜用と使い分けするようにする。
- ・ 井戸水を利用している家庭では水質に十分注意する。

6. 調理

- ・ 調理をするときは、中心部まで充分加熱する。
- ・ 冷凍したハンバーグなどは内部まで熱が通っているかどうか確認する。
- ・ 電子レンジを使うときは、フタを使い、熱の伝わりにくい時はときどきかき混ぜる。

7. 食事

- ・ 清潔な手で清潔な器具を使い、清潔な食器に盛りつける。
- ・ 調理前、調理後の食品を室温で長い時間放置しないようにする。

8. 残った食事

- ・ 残った食品はきれいな容器に保存する。
- ・ 冷蔵する場合は早く冷えるよう浅い容器に小分けする。
- ・ 残った食品を温め直す時は、75度を目安に充分加熱する。
- ・ 時間が経った食品は捨てる。

⚠ 食品・衛生について ⚠

農家・漁家での受入の場合は、児童と一緒に料理づくり体験をすることになります。受入家庭はケガや事故などと同様に、食品・衛生についても細心の注意と配慮が必要です。食中毒は適切な管理と注意により防げますので、今まで以上に食品衛生意識を向上させましょう。

ひとりの油断やミスで起こった食中毒は地域全体の信頼を無くしてしまいます

食中毒、O157、ノロウイルスの予防方法

台所に用意
するもの

- エンボス手袋(お肉や魚をあつかう際に菌が付着しない配慮)
- アルコール消毒(スプレー式がおすすめ)

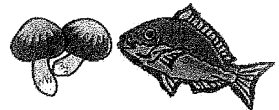


食物
アレルギー
が出る食品

- 表示義務7品目：卵、小麦、そば、乳、落花生(カレールーにも含まれる)、えび、かに
表示推奨20品目：あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、バナナ

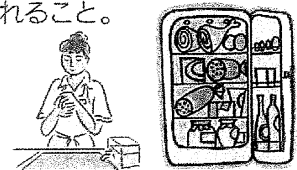
■ 食品の購入について

1. 生鮮食品は新鮮な物を購入する。表示のある食品は消費期限を確認し、魚介類やキノコ類の購入にあたっては、毒のあるものを避け、種類の不明な物は使わないこと。
2. 肉汁や魚など水分が漏れないようにビニールなどに分けて入れること。
3. 冷凍食品などは買い物の最後に購入し、直ちに持ち帰るようにすること。



■ 食品の保存について

1. 冷蔵・冷凍の必要のある食品は、持ち帰ったら直ぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れること。
2. 冷蔵庫や冷凍庫での保存は概ね庫内の70%程度の量にしておくこと。
3. 冷蔵(冷凍)庫は定期的に清掃・消毒すること。
4. 肉・魚・卵などを取り扱う時は、取り扱う前後に必ず手洗いをすること。
(卵は洗ってから冷蔵庫へ入れること。)



■ 料理の下準備について

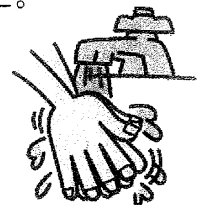
1. まず始めの手洗いは、手首からこすり合わせるようにすること。
2. 手指に傷や手荒れがあると、細菌がたくさん付着しているので、直接食品に触れないこと。又長い爪や指輪・時計と手指の間にも細菌が付着しているので、爪を短くし、調理前には指輪や時計を外すこと。
3. 魚介類・肉類・野菜類はそれぞれ専用の包丁・まな板を用意し、生の肉や魚を切った後には包丁やまな板を洗い、熱湯をかけた後に使用すること。
4. 冷凍食品の解凍は、室温では食中毒菌が増殖する場合がありますので、冷蔵庫内や電子レンジで行うこと。

■ 調理について

1. 台所は常に整理・整頓し、清潔にすること。
2. 食品の中心まで熱が入るように加熱すること。目安は中心温度が85℃で1分以上加熱すること。
3. 料理を中断するときは、冷蔵庫で保管すること。

■ 食事について

1. まず、始めに手洗いをすること。清潔な手、器具を使い、清潔な食器に盛りつけること。
2. 食器類・調理器具は洗浄・熱湯消毒を充分に行うこと。
3. 温かく食べる料理は常に温かく、冷やして食べる料理は常に冷やしておくこと。
4. 目安は温かい料理は65℃以上、冷やして食べる料理は10℃以下。
(例えば、O157細菌は室温でも15~20分で2倍に増える。)
5. 食品を調理した後はできるだけ早く食べる。料理の作り置きはしない。
6. 生水・生ものは提供しない。(井戸水は一旦沸騰させ、湯冷ましにしておくこと。)



■ 残った食品について

1. 残った食品は清潔な容器を使って保存すること。
2. 温かいうちに冷蔵庫には入れないこと。早く冷えるように小分けして保存すること。
3. 臭いや粘り気などちょっとでも怪しいと思った食品は廃棄すること。

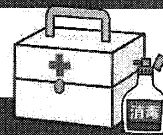
❗フィールド・屋内での安全管理の徹底について❗

現場では、多くの体験（農作業や食事づくり、いなか暮らし等）を行うことから、事故が発生する確率（リスク）は高いと言わざるを得ません。しかし、リスクを気にしすぎると、ほんものの体験ができず、充実した教育旅行の組み立ては困難であるともいえます。危険を予測して対策をとり、事故を未然に防いで安全管理を心掛けていきましょう。

安全対策10ヶ条

1 使用する機械・器具の取り扱いは再度マスターしておく

体験作業の中で様々な機械や器具を使うことがあるが、事前に取り扱い方法や危険な点を十分に把握し、使用中は周囲の状況に配慮すること。



2 体験プログラムの危険予測・危険箇所の把握をして、予防と対策を

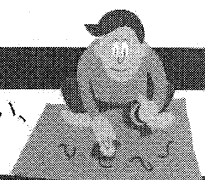
体験等で使用するフィールドを事前に確認し、荒天時や万一を予測して危険箇所を把握し、対応策や代替策を事前に検討する。救急医療セットの準備も怠りなく。（7ページの救急セットを参考に）体験受入地の確認は受入の「1ヶ月前」、「1週間前」、「前日」、「当日朝」と何度も点検を!

3 体験施設やその周辺の整理・整頓をしておく

ケガや事故の防止だけでなく、火災等の災害発生時の避難の妨げにならないように整理整頓を心がけておく。

4 体験に必要な道具や施設は日頃からメンテナンスを

日頃から道具類、機器、施設・設備に関するチェックと定期的なメンテナンスを行い、危険箇所は直ちに改善・改修を行っておく。

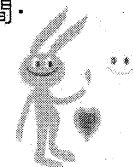


5 悪天候を想定して、代替プログラムも考えておく

屋外での体験は、悪天候等により実施できないことを考慮して、屋内等でできる代替プログラムを事前に用意しておく。（荒天時は無理な屋外体験を実施しないようにするためにも代案の用意を）

6 受入前に夫婦・家庭内でもミーティングを。当日は児童と一緒に楽しむ

受入前に体験プログラムや食事、受入生徒の健康状態やアレルギー等について夫婦間・家族でもミーティングをする。（ペットについても対応を話しておく）教育旅行を受け入れるには多くの不安や緊張が付きまとうが、受入側が明るく楽しく活動しなければ児童も楽しめないのと一緒に楽しく楽しむ。時には叱ることも大切!叱り方も考えておくこと。

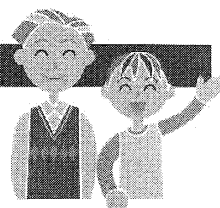


7 地域の方たちにも一声かけて、協力をお願いしておく

地域や近隣の方へも児童達が来ることを伝え、受入会員同士とは、常に意思の疎通を図り、仲良く、小さなことでも相談できるよう心がける。

8 受入生徒を交えてオリエンテーションをする

児童が各家庭に着いたら、まずオリエンテーションを行う。学校から提供された健康状態確認表の内容把握や他に不安や心配事がないかなどを確認。その時に顔色などもさりげなく観察しておく。



9 緊急連絡網の整備

万が一の際の連絡先を整理した一覧表は（巻末を参考）、お家の見やすい場所に掲示しておく。できれば、携行用のハンドブックを車にも搭載しておく。

10 救急車の要請と医療機関の受診

児童が傷病や体調不良など、突発的な加療や受診が必要になることがあるので、日頃からかかりつけの医療機関とも良好な関係を築いておく。万一、事故や緊急事態が発生した場合はすぐに救急車の要請（119番）または医療機関へ連絡し、応急処置の指示を仰ぐとともに受診させること。



●安全の確認は、児童の視点（大人より30〜40cm低い視線）で再点検しておきましょう。

災害時避難施設リスト

NTT災害用伝言ダイヤル『171』

地区		屋号	大雨災害時	地震災害時
小林1班	1	★班長 松ちゃん家	西小林地区体育館	小林総合運動公園
	2	生駒ファーム	西小林地区体育館	小林総合運動公園
	3	里山花音	西小林地区体育館	小林総合運動公園
	4	コココの宿	細野小学校体育館	JAこばやし駐車場
	5	えみちゃん家	細野小学校体育館	JAこばやし駐車場
	6	虹の杜	幸ヶ丘小学校	小林総合運動公園
	7	マンゴーファーム&ワンニャンハウス	細野小学校体育館	JAこばやし駐車場
小林2班	8	班長 かずちゃんの家	三松小学校体育館	小林秀峰高校グラウンド
	9	杉の子	三松小学校体育館	小林秀峰高校グラウンド
	10	たっちゃんのだ	三松中学校体育館	小林秀峰高校グラウンド
	11	くぬぎ	三松小学校体育館	小林秀峰高校グラウンド
	12	けやき	三松地区体育館	小林秀峰高校グラウンド
小林3班	13	班長 きんかんや	真方地区体育館	中央消防署広場
	14	葡萄の樹	永久津地区体育館	小林総合運動公園
	15	農家の宿くらの宿	永久津地区体育館	小林総合運動公園
	16	むっちゃんの家	真方地区体育館	中央消防署広場
	17	班長 べぶん子の宿	永久津地区体育館	小林総合運動公園
	18	いちごの丘	真方地区体育館	中央消防署広場
野尻1班	19	★班長 和熟の里	栗須小学校体育館	栗須小学校グラウンド
	20	みかんや荘	栗須小学校体育館	栗須小学校グラウンド
	21	くまのかくれ家	栗須小学校体育館	栗須小学校体育館
	22	しいちゃん家	野尻小学校体育館	野尻小学校グラウンド
	23	まりちゃん家	栗須小学校体育館	栗須小学校グラウンド
野尻2班	24	班長 のんびり庵	紙屋老人福祉館	紙屋小学校グラウンド
	25	おひさま	野尻小学校体育館	野尻小学校グラウンド
	26	おしげさんの宿	農村環境改善センター	大塚原運動広場グラウンド
須木地区	27	★班長 くすの樹	内山地域福祉センター	内山地域福祉センターグラウンド
	28	みっちゃんの家	夏木公民館	夏木公民館グラウンド
	29	こうやまきの里	鳥田町小学校体育館	鳥田町小学校グラウンド
	30	夢追い人のくらやみ道場	夏木公民館	夏木公民館グラウンド
高原1班	31	★班長 むらうちさん家	蒲牟田活性化センター	高原中学校グラウンド
	32	皇子の里	北狭野神武ふるさと館	狭野小学校グラウンド
	33	small-field	北狭野神武ふるさと館	狭野小学校グラウンド
	34	ポニーの宿	下後川内多目的集会施設	後川内小学校グラウンド
高原2班	35	班長 つばきの里	上広原地区多目的活動施設	広原小学校グラウンド
	36	霧島展望の宿	下広原構造改善センター	広原小学校グラウンド
	37	かもちゃんハウス	下広原構造改善センター	広原小学校グラウンド
えびの1班	38	★班長 虹いろ農園	上江コミュニティーセンター	上江地区体育館駐車場
	39	まつくぼ工房	上江地区体育館	上江地区体育館駐車場
	40	カルテラの園	加久藤小学校体育館	加久藤小学校グラウンド
	41	里山・北樹園	上江地区体育館	上江地区体育館駐車場
えびの2班	42	班長 東の里山	飯野駅前地区体育館	飯野駅前地区体育館駐車場
	43	ひなたぼっこ	飯野駅前地区体育館	飯野駅前地区体育館駐車場
	44	友ちゃんの宿	加久藤中学校体育館	加久藤中学校グラウンド
	45	さと子のおうち	真幸地区体育館	真幸地区体育館
えびの3班	46	班長 米ちゃんハウス	芋畑コミュニティーセンター	芋畑コミュニティーセンター
	47	くにちゃんち	大河平小学校体育館	大河平小学校グラウンド
	48	田舎家 風流里	大河平小学校体育館	大河平小学校グラウンド
	49	さと山 秋路	大河平小学校体育館	大河平小学校グラウンド
	50	山の上の星空ハウス☆	芋畑コミュニティーセンター	芋畑コミュニティーセンター
えびの4班	51	班長 百姓の宿 鬼が島	上江地区体育館	上江地区体育館駐車場
	52	ほたるの郷	上江地区体育館	上江地区体育館駐車場
	53	笑美農市場	飯野中学校体育館	飯野中学校グラウンド
	54	山風農園	芋畑コミュニティーセンター	芋畑コミュニティーセンター

北きりしま田舎物語推進協議会

MEMO

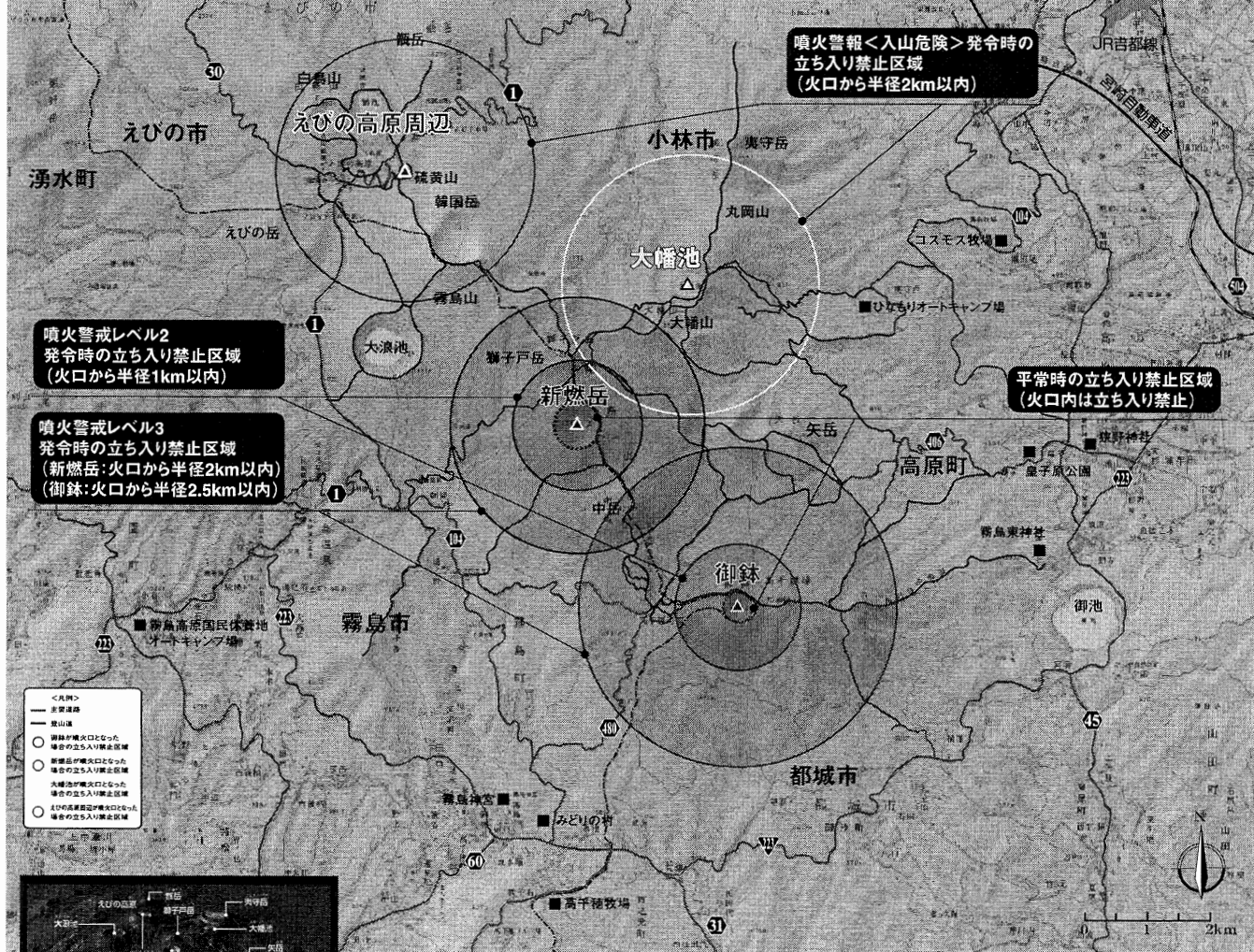
A large rectangular area defined by a dotted border, intended for writing a memo. The area is currently blank.

霧島火山防災マップ



このマップは、今後噴火口となる可能性の高い4箇所（「新燃岳」「御鉢」「えびの高原周辺」「大幡池」）において、火山活動が活発になった場合の立ち入り禁止区域の範囲を示したものです。噴火警報・噴火予報の発表に応じて、登山道の入口などから通行規制がかかる場合がありますので、立ち入り禁止区域・通行規制区域内には絶対に入らないで下さい。

噴火警報・噴火予報発令時における立ち入り禁止区域



霧島山周辺に点在する噴火の歴史

霧島山は、比較的小規模な火山が集まってできた火山群です。現在見られる火山のほとんどは、約30万年前に加久カルデラで発生した大規模火砕流（加久蘇火砕流）の後に形成されたものです。霧島山は、たくさんの噴火活動が歴史記録に残されている、日本でも活動的な火山のひとつです。



御池は、約2000年前の爆発的な噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。御池の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。御池の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

高千穂峰は、約1000年前の噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。高千穂峰の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

炭化木は、約1000年前の噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。炭化木の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

硫黄山は、約1000年前の噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。硫黄山の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

栗野岳は、約1000年前の噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。栗野岳の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

御園岳は、約1000年前の噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。御園岳の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

桐原の池は、約1000年前の噴火によって形成された。噴火の歴史を伝える霧島火山群のなかで、最も活発な火山です。その噴火による軽石は、霧島山周辺に広く見られます。桐原の池の噴火は、霧島山周辺の噴火活動の歴史を伝える重要な噴火の一つです。

歴史時代の主な噴火活動

噴火年	噴火地点	噴火現象	災害状況
788年	御鉢	溶岩流、火砕流	
1235年	御鉢	噴石、火砕流、溶岩流	
1566年	御鉢	噴石	死者多数
1716-1717年	新燃岳	噴石、火砕流、火山泥流	死者60名以上 寺社、家屋焼失
1768年	硫黄山	溶岩流	
1895-1900年	御鉢	噴石	死者7名
1923年	御鉢	噴石	死者1名
1959年	新燃岳	火山灰、水蒸気爆発	
1991年	新燃岳	火山灰	
2008年	新燃岳	火山灰	

噴火警報・噴火予報とは

噴火警戒レベル導入火山<新燃岳・御鉢>では、5段階のレベル（キーワード）で、噴火警戒レベル未導入火山<えびの高原周辺・大幡池>では、4種類のキーワードで、気象庁より噴火警報・予報として発表されます。

予報・警報の名称	予報・警報の略称	新燃岳・御鉢の場合	えびの高原周辺・大幡池の場合
噴火警報	噴火警報	レベル5 避難準備	居住地域嚴重警戒
		レベル4 避難準備	居住地域嚴重警戒
		レベル3 入山規制	入山危険
		レベル2 火口周辺規制	火口周辺危険
噴火予報	噴火予報	レベル1 平常	平常

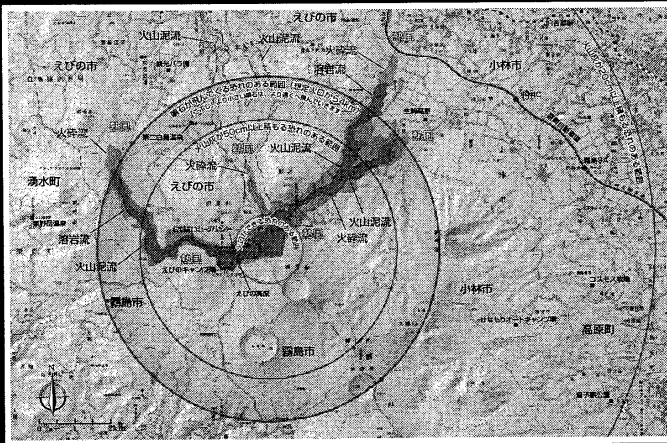
火山活動が活発化し、避難が必要な場合は、各自治体より避難情報の伝達がなされます。指定された避難所へ避難してください。

環霧島会議（都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、霧島市、曾於市）は、霧島火山防災対策をすすめ、安全・安心な地域づくりを推進するとともに、霧島ジオパーク推進連絡協議会を設立し、世界ジオパーク認定を目指しています。

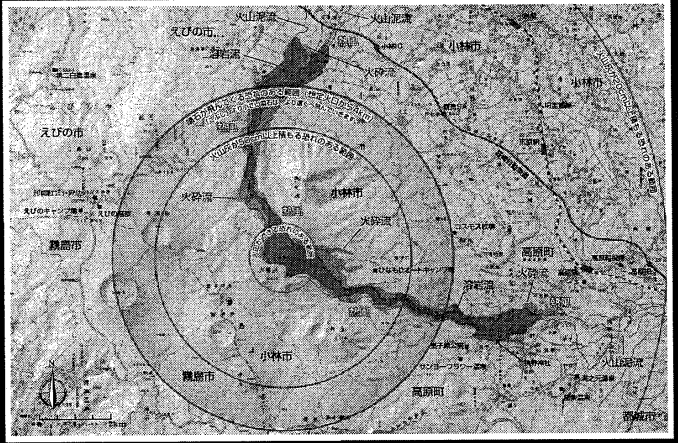
規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予測図

この予測図は、環霧島火山対策委員会(平成19年度)による火山災害予測検討分科会の成果に基づいて作成したものである。

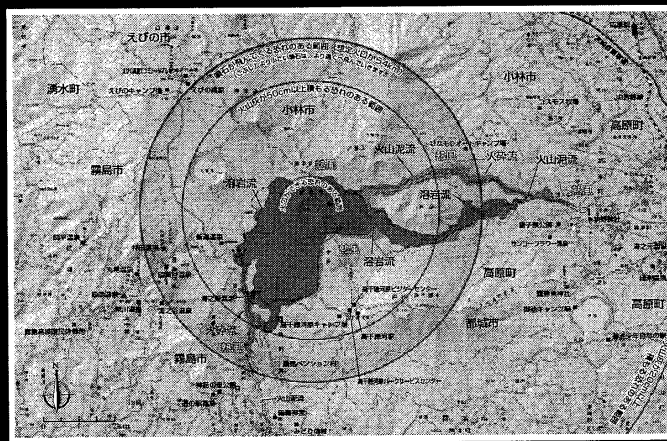
えびの高原周辺が火口となった場合



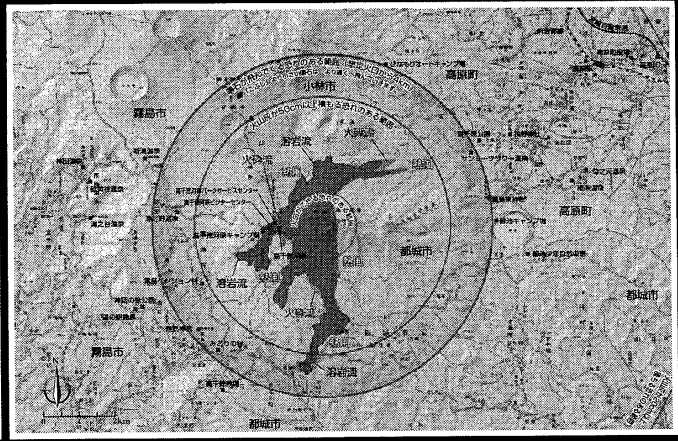
大幡池が火口となった場合



新燃岳が火口となった場合



御鉢が火口となった場合

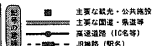


噴火で起きる現象



降灰の可能性の高い範囲は、霧島上空の風が年間を通し西から吹いているため、火口の東側になります。ただし風向きで、どの方向にも降灰する可能性があり、全方向について降灰した場合の厚さを示しています。

※図示した噴火の規模や噴火は、過去の噴火や想定したもので、噴火の発生する「噴火警報レベル」については示していません。噴火の発生は100m以上も離れた地域では、土砂降りが発生しやすくなります。

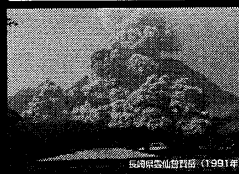


噴石



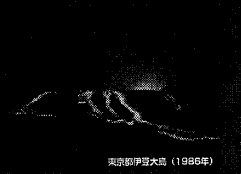
噴火によって岩石が、火口から勢よく上空に飛び出し、高速で地上に落下したものを噴石といいます。噴石は、どの方向にも飛んでいき、火口に近いほど量が多く、サイズも大きくなります。大きなものと屋根根に穴があき、熱いので火事になることもあります。

火砕流・熱風



高温の溶岩片、火山灰、火山ガスなどが混ざりあって、周囲に熱風を伴いながら斜面を高速に流下する現象を火砕流といいます。高温で車よりも早く、全ての建物や動植物に破壊的な被害を与える大変危険な現象です。火砕流に遭遇すると逃げることはできません。

溶岩流



マグマが火口から流出し、斜面を流下する現象を溶岩流といいます。低い場所を選んで、通り道にある建物や樹木は焼かれ、火事になることがあります。溶岩流の速度は遅いため、落ちて避けることができます。

降灰



噴火によって火砕物が火口から巻き上げられ、地上に降下したものを降灰(降火砕物)といいます。上空に風に乗りて広範囲に拡散します。また、大量に降灰が堆積した場合には、農作物の被害や車が走れなくなるなど、生活に大きな影響を与えます。

火山泥流



不動池、六観音御池、大幡池、新燃岳のように、火口湖で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、高速で流れ下ることがあり、これを火口湖決壊型火山泥流といいます。流れは勢いが強く、破壊力も大きいので広範囲に被害が及ぶことがあります。

いざというときの心得

平常時(噴火警報レベル1)のときには

- 霧島山の噴火の歴史や噴火の特徴について知っておきましょう。
- 家族で避難場所や避難路について、話し合っておきましょう。
- 避難時に危険な箇所を、事前に把握しておきましょう。

●非常持ち出し品の準備をしておきましょう。



噴火警戒レベル2~3(火口周辺警報)のときには

- テレビやラジオ、防災無線などを聞いて、正しい情報を得ましょう。
- デマには惑わされないようにしましょう。
- 避難のための準備を進めましょう。
- 電気・ガスの元栓を確認しましょう。

噴火警戒レベル4~5(噴火警報)のときには

- 自治体からの避難勧告・避難指示に従いましょう。
- お年寄りや病人など、手助けが必要な方々の避難を助けましょう。
- 慌てずに落ち着いて行動しましょう。
- 戸締まり、貴重品を忘れないようにしましょう。
- 落ち着いたら親戚や知人へ避難場所などを伝えましょう。

お問い合わせ・緊急時の連絡先 環霧島会議

- 〈都城市役所〉 〈0986-23-2111(代)〉
- 〈高原町役場〉 〈0984-42-2111(代)〉
- 〈小林市役所〉 〈0984-23-1111(代)〉
- 〈えびの市役所〉 〈0984-35-1111(代)〉
- 〈湧水町役場〉 〈0995-74-3111(代)〉
- 〈霧島市役所〉 〈0995-45-5111(代)〉
- 〈曾於市役所〉 〈0986-76-1111(代)〉

平成21年4月発行

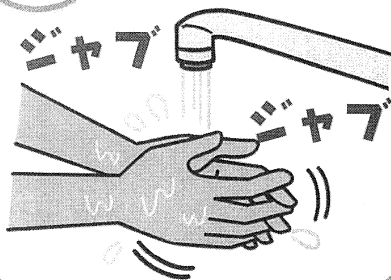
正しい手洗いで

STOP食中毒!!

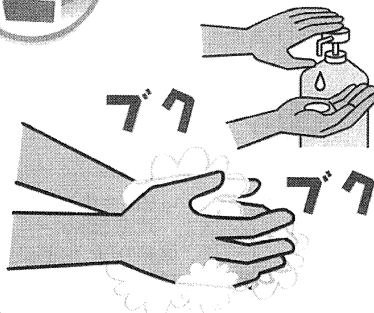
でげでげは
いかんよー

スタート

1 よごれを落とす



2 石けんをつける



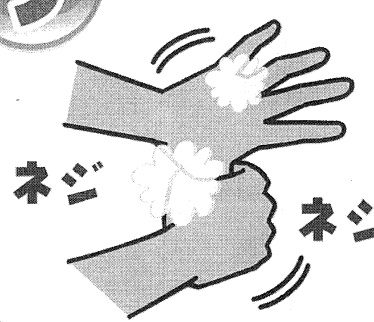
3 ての甲を



6 てくび、うで
わすれずに



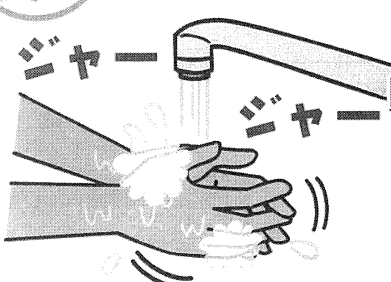
5 おや、ゆび、つね
親指の付け根



4 てのひら、
ゆびさき、ゆびあいだ
手のひら、
指先、指の間



7 しっかり流して

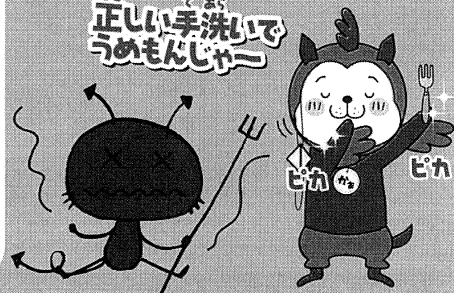


8 きれいにふいて



完了!

正しい手洗いで
うめもんじゃー



食中毒を防ぎましょう

予防の③つのポイント

菌を

つけない

清潔・洗浄・手洗い

増やさない

低温管理・乾燥・
時間を与えない

殺菌する

消毒・加熱

種類	名称	原因となる食品	予防のポイント
ウイルス	ノロウイルス 回復後も、2週間はウイルスを排出するので注意	<ul style="list-style-type: none"> カキ、ハマグリなどの二枚貝 調理する人の手で汚染された食品 	<ul style="list-style-type: none"> 食材を十分に加熱する。 手指、調理器具を十分に洗浄・消毒する。 
細菌(感染型)	サルモネラ属菌 小児・高齢者に死亡例あり	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵、食肉及び加工品、淡水魚 二次的に汚染された食品 	<ul style="list-style-type: none"> 卵や生肉は必ず冷蔵庫で保存し、加熱調理は十分な温度で行う。 卵の割り置きは避ける。 生肉の調理後は、手指と器具を十分に洗浄・消毒し、二次汚染を防止する。
	腸管出血性大腸菌 牛などの家畜の腸管内に生息し、毒力の強いペロ毒素を産生	<ul style="list-style-type: none"> 人や動物の糞便から菌がついた食品 加熱不十分の肉・レバー 	<ul style="list-style-type: none"> 食材の低温管理 肉類やレバーは中心部までしっかり加熱する。 生肉の調理後は、手指と器具を十分に洗浄・消毒し、二次汚染を防止する。
	カンピロバクター 少量の菌でも食中毒を起こす	<ul style="list-style-type: none"> 鶏肉(鳥たたき等の半生肉) 二次的に汚染された食品や飲料水 	<ul style="list-style-type: none"> 生肉と調理済みの食品は、別々に保管する。 肉類の生食は避け、十分に加熱をする。 手指、調理器具を十分に洗浄・消毒する。 
細菌(毒素型)	黄色ブドウ球菌 自然界に広く分布し、人の傷口や鼻、手指にも!	<ul style="list-style-type: none"> 穀類の加工品、弁当、おにぎり(主に家庭で調理されたもの) 調理パン、菓子類 	<ul style="list-style-type: none"> キズや化膿創のある手では絶対調理をしない。 手指を十分に洗浄・消毒し、身体・衣類を清潔に保つ。調理中は髪や鼻などを触らない。 菌が増殖し毒素を出すと加熱しても消えないので、常温で放置された食品など疑いのあるものは廃棄する。
	ウェルシュ菌 大量に調理された食品中(酸素が少ない状態)で菌が増える(嫌気性菌)。他の食中毒菌と比較して発育が早い	<ul style="list-style-type: none"> カレー、シチュー、肉や野菜の煮物 これらを使用した弁当、仕出し関連食品 	<ul style="list-style-type: none"> 煮物、食肉等の調理には十分熱を通すこと。 調理後は早めに食べること。 加熱食品は短時間で冷却した後、低温保存。 弁当、仕出し、集団給食施設は要注意。 

(公社)宮崎県食品衛生協会・各保健所・各地区食品衛生協会

子どもたちを受け入れて頂く家庭のみなさまへ

受入マニュアル

北広島町農山村体験推進協議会

農山村体験活動(民泊)受入前・当日を迎えて

1. 対面式

*送迎用の車の自動車保険は切れていないか、今一度「保険証券」を見てご確認ください。

(1)笑顔で。会話は日常使っている方言そのまま。(的確か・意思の疎通を確認する)

*災害時の避難場所(公民館・小学校など)は、地域の案内を兼ねて送迎時や散策時に教えてください。

2. 自己紹介

(1)互いに自己紹介をしましょう。(同居する・当日在宅する家族全員)

①家側：名前「呼ばれたい呼び方」、「続柄や仕事」、「年齢」など。

②生徒：名前「呼ばれたい呼び方」、「不安なこと・楽しみにしていること」など。

(2)非常のときの案内、避難口へのルートの説明をしましょう。

3. 子どもたちが過ごす部屋

(1)壊れたら困る置物などはあらかじめ撤去しておいてください。

(2)寝具は清潔ですか。(新調はせずとも、色や布団の厚さ等が違う場合は、ジャンケンで決めさせていただきます)

(3)エアコンなど冷暖房器具の使い方は最初に案内しましょう。

4. 浴室

(1)シャンプー、リンス、石鹸、タオル、ドライヤーを準備しておいてください。

(2)石鹸は新調するのが望ましいです。

(3)外部から浴室を覗かれるようなことはありませんか。

(4)入浴時間には制限を設けてください。生徒同士が一緒に入ることを勧めてください。

「1人15分、2人なら30分で入ってね。家族の入浴時間が遅くなるから」と、最初に伝えてください。特に女性は長風呂になるので注意。

5. 自己紹介時に家庭内のルールを説明する

(1)行動範囲、立入禁止場所、服装や装備、器具・道具の使い方の説明。

①家の中で、手の届きやすい大切なものは片づけていますか。

②家の周りに、燃えやすいものや引火しやすい物を置いていませんか。

③危険物(ガスカートリッジ、ガソリン、灯油など)はきちんと管理していますか。

④就寝時のガスの元栓、火元の消火を確認してください。

⑤洗面所や風呂場の湯の出し方、トイレの機能の説明は入念にしましょう。→やけど防止

⑥物損事故が発生した場合、必ず状況写真を撮影して下さい。事後の保険対応時に必要です。

- (2) 体験プログラム、作業やスケジュールについて「全体案内」と「1コマ前案内」をしましょう。
生徒に目標ができ、活動しやすくなります。
①突風・豪雨・雷などの荒天に備えて代替体験・作業を予め考えておいてください。
②一つの体験をじっくり、ゆっくり行くと、バタバタしなくて済みます。
③屋外の体験時に雷が鳴り始めたら、体験を中止し避難をしてください。
- (3) 持病やアレルギー、常備薬などについて打合せしておく。
①生徒のアレルギー情報等は、事前に受入家庭へお知らせします。
②内服薬は絶対にすすめない！飲ませない！でください。
- (4)万一の事故、けががあった場合の応急処置、緊急時連絡先を必ず確認しておきましょう。
また、応急処置用の薬、包帯、水などは準備しておきましょう。
- (5)生徒、受入家庭ともに貴重品の扱いには注意。
①トラブルを避けるため、ご家庭の貴重品(金銭類、貴金属等)は、子どもの目に届かない場所に保管するなどの対応をお願いします。
- (6)家庭内の就寝時間や起床時間を最初に伝えておいてください。
①睡眠時間は、概ね 8 時間が望ましいですが、翌日のスケジュールに応じて調整してください。
②家人がうるさくて眠れなかったということがないようにしましょう。
- (7)宗教的な行動には参加を強要しないようにしましょう。
- (8)生徒の病気や体調不良に注意し、本人に事前確認を行いましょう。(出発時)
- (9)救急の医療機関の確認をしましょう。(緊急時連絡網を配布します)
- (10)緊急時連絡体制・連絡網を確認しておきましょう。

6. 体験の実施にあたって

体験の実施にあたって

- (1)体験は、準備から片付けまで、すべて参加者(生徒)と一緒に行ってください。道具の出し入れも、事前に用意するのではなく、出すところから体験させてください。
- (2)体験者は、その体験だけを楽しむではありません。体験の背景にある歴史や云われ、楽しさや苦労、全体の流れの中で自分がどの部分を体験しているか等、作業中の説明や会話を通して、田舎暮らしを体や心で感じてもらいましょう。色々な会話のキャッチボールをできる限り行いましょう。
- (3)体験が「体験」だけで終わってはいけません。いい加減な仕方が見受けられたら、注意してやり直させるなど、体験そのものが農山漁村に生きる者の生業(なりわい)であることを、体験を通して伝える努力をしましょう。
- (4)子どもからは、思いもかけない質問が寄せられます。答えがわからないときは無理をしてすぐに回答せず、「調べておく」等、後で回答することも大事です。
- (5)体験者の数が多くなれば、会話を交わさない生徒も出てきますができるだけ全員と会話できるように努力しましょう。

- (6)常に全体を見回し、体験者が疎外感を感じることはないように配慮しましょう。
- (7)体験場所によっては、携帯電話の電波が入らないことがあります。必ず通信状態の把握をしておきましょう。

7. 食事はいつも一緒に作る

- (1)野菜、山菜などは、なるべく採る(調達)ところから始めてください。
- (2)いつも調理に参加させてください。(魚を捌く・野菜を切る・味付け・味見など)
- (3)手洗いの励行とタオルの衛生確認。
- (4)器具の扱い方での安全指導と安全確保。包丁や刃物のついた調理器 (必ず最初に手本を見せる)。
- (5)ガス器具の使い方の注意と指導。その他火気や熱湯などのやけど防止説明。
- (6)生徒には食器の出し入れや配膳・片付けもさせるように。
- (7)メニューはいつも食べているもので構いません。特別に用意する必要はありません。
- (8)生もの、肉類、魚介類などの鮮度に注意しましょう。
- (9)バーベキューや焼き物などは、焼け具合も確認注意しましょう。
- (10)薪わりなどの刃物に注意。(手順をきちんと伝え、軍手など準備する)
- (11)食事での会話は弾ませてください。(テレビなどは見ない)
- (12)セクシャルハラスメント(セクハラ)にならないように言動に注意。

8. その他

- (1)移動中のトラックや作業車の荷台には、生徒を絶対乗せないでください。
 - ①道路交通法違反となり事故発生の場合でも保険対象外になります。敷地内でも危険行為に該当します。
- (2)道具や機械の安全な使い方をゆっくり説明、伝授しましょう。草刈機やチェーンソーなど、エンジンのついている機械は使用させないでください。
- (3)作業は妥協しないで、目標や課題を決め、それに向かってトライしてください。
- (4)精度の高い作業や品質管理をしっかりと指導し、達成させてください。
- (5)雨天や寒冷の場合は、熱い飲み物によって体の芯を暖めてください。
- (6)熱中症対策のため防止を被るよう勧めたり水分補給、休憩時間などに注意しましょう。
- (7)作業場所が家とは違う場合は、トイレの有無の告知と配慮。

9. 良い思い出になるために

- (1)団欒の時は、会話を弾ませてください。
 - ①生徒だけにしたり、テレビ漬け、テレビゲームなどをしたりすることがないように。
 - ②トランプや花火など家族と一緒に楽しめるよう配慮してください。
- (2)家の周りを散歩したり、自然(山・川・湖)や社寺に案内したりして地域の文化に触れてください。
- (3)写真を一緒に撮ったり、色紙に寄せ書きをしたりして名前や感想などを書いてもらってください。

(4) 受入家庭の住所や電話番号を生徒に伝えてもかまいません。

礼状や年賀状が届くことがあります。ただし、児童生徒の住所や電話番号については、受入家庭側から直接聞かず、協議会事務局へご一報ください。学校に依頼します。

(5) お土産は、生徒に渡さないでください。

① 体験の成果物は、お土産として渡してもよい。(竹箸、折り紙など)

* 食品類は衛生管理上、体験の成果物であっても絶対渡さないでください。

防災面で注意すること

1. 気象災害時の対応

(1) 台風

① 進路や勢力を事前に確認しておきましょう。

② 台風が発生している間は、外出せず家の中でできる体験を準備しましょう。

(2) 集中豪雨・土砂災害

① 河川に近い場合は、増水、山間部の場合は、土石流などが発生しやすくなります。事前に危険箇所を調べておきましょう。

(3) 停電・断水

① 携帯ラジオや懐中電灯、又は光源の大きな蛍光灯ライトを用意しておきましょう。

(4) 落雷

① 雷雲、雷鳴等の予兆があった場合、直ぐに活動を中止し、室内に避難しましょう。

* グランドのような広い場所が一番危険です。

2. 地震に備えよう

(1) 家具の固定

① 家具を固定しましょう。

② 家具の配置に注意しましょう。

③ 寝室には、背の高い家具を置かないように。

(2) 火を出さないように注意しましょう

① 火気器具は日頃から点検し、分電盤やガスの元栓の位置を確かめましょう。

② ドライヤーや電気ストーブなどの電気器具も使わないときは、コンセントから抜いておきましょう。

(3) ブロック塀を点検

① ブロック塀の倒壊による負傷の危険性があります。点検をして補修などの対策をしておきましょう。

(4) 施設の耐震診断を

① 施設の設計図などにより耐震診断をしましょう。

(5) 避難場所について

①避難場所へは生徒と一緒に、自宅からのルートを確認しましょう。

②避難場所に到着したら、人数確認・負傷確認をしましょう。

料理体験に際してのお願い

1. 手洗いの励行

- (1)外から帰った時、料理の前、食事の前、トイレの後、ペットに触れた後には石鹸でよく手を洗いましょう。
- (2)生肉、魚、卵などを扱った時も手を洗いましょう。
- (3)手に傷を持った子どもには、細菌性食中毒を予防するために、エンボス手袋を着用させてから作業を進めましょう。

2. キッチン用品の洗浄

- (1)包丁、まな板、皿、ボール、布巾などは、必ずよく洗いましょう。
- (2)また、熱湯や塩素系漂白剤で消毒を行いましょう。

3. 食品の購入

- (1)肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮なものを買きましょう。
- (2)消費期限などのある食品は日付をよく確認しましょう。
- (3)肉や魚など肉汁や水分が漏れないように持ち帰りましょう。
- (4)冷凍や冷蔵が必要な食品はできるだけ早く持ち帰りましょう。

4. 家庭での保存

- (1)冷凍冷蔵が必要な食品は、直ぐに冷凍庫にしまいましょう。
- (2)他の食品に肉汁がかからないように肉や魚は容器等に入れましょう。
- (3)冷蔵庫、冷凍庫の温度管理に注意しましょう。(冷凍庫は-15℃、冷蔵庫は10℃で設定)

5. 下準備

- (1)生肉や魚を切った包丁やまな板は、果物や野菜などを生食する食品や料理の終わった食品には使わないように注意しましょう。
- (2)包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と使い分けましょう。
- (3)井戸水を利用している家庭では、水質に十分注意しましょう。

6. 調理

- (1)調理をするときは、中心部まで十分加熱しましょう。
- (2)電子レンジを使うときは、フタを使い、熱のまわり難いときは、かき混ぜましょう。

(3)調理器具を生徒が扱う際には、必ず手本を見せてから体験してもらいましょう。

7. 食事

(1)清潔な手で清潔な器具を使い、清潔な食器に盛り付けましょう。

(2)調理前、調理後の食品を室温で長い時間放置しないようにしましょう。

8. 残った食事

(1)残った食品はきれいな容器に保存しましょう。

(2)冷蔵する場合は、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。

(3)残った食品を温めなおすときは、75℃を目安に十分加熱しましょう。

(4)時間がたった食品は捨てましょう。

受入時のお願い

○受入時、毎朝子どもたちの水筒にお茶を入れてください。

学校によっては、登山の日にペットボトル飲料（500ml）を子どもたちへ持たせる場合がありますので、可能な限り、受入家庭の皆さんへお知らせします。

○滞在中、日中は学校単位で活動します。朝、バスが巡回し子どもたちを乗せていきます。お手数ですが、指定の時間、場所に受け入れている子どもたちを送ってください。また、帰りも同様、指定の場所に、バス到着時刻までに迎えに来てください。

※指定場所の時間、場所は学校ごとに異なるため、個別に受け入れまでに郵送いたします。

○神楽鑑賞が行われる学校は、夜、指定の会場に子どもたちと一緒に自家用車でお越しいただき、神楽をご覧ください。記念撮影も行います。

○そうめん流しは受け入れ家庭のみなさんも一緒に参加してください。竹で器や箸をつくります。

ナタやのこぎりなど竹細工に必要な道具をお持ちの方はできる限りご持参ください。道具にお名前前の記入を忘れずをお願いします。

北広島町農山村体験推進協議会 事務局

（北広島町役場商工観光課観光振興係内）

〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 1122

（道の駅舞ロード IC 千代田 管理棟内）

電話：050-5812-8080 FAX：0826-72-6905

Eメール： kouryu@khiro.jp

北広島町 プログラム一覧

カテゴリー	掲載番号	プログラム名	体験場所		受入可能人数	受入可能時期	体験時間	備考
			地域	体験場所名				
自然体験	1	湿原トレッキング	芸北	八幡湿原	75	5-10月	3h	
	2	乗馬体験	千代田	JB北広島乗馬クラブ	40	4-11月	3h	
	3	グラウンドゴルフ	各地		100	4-11月	3h	
	4	登山	芸北・豊平	臥竜山、龍頭山他	75	4-10月	3h	
	5	シャワークライミング	豊平	共盛地区	40	7-8月	3h	
	6	カヤック	豊平	ろうきん森の学校	24	4-11月	3h	
	7	川魚のつかみどり	芸北	大暮養魚場	80	4-11月	4h	
	8	川の生態観察	各地	三ちゃん's村他	40	6-9月	3h	
農林業体験	9	田植え体験	各地		100	4-5月	3h	
	10	稲刈り体験	各地		100	9-10月	3h	
	11	米検査・出荷作業	芸北		40	9-10月	3h	
	12	資源循環型社会と菜の花	大朝	い〜ねおおあさ	40	4-11月	3h	
	13	炭焼き体験	芸北	芸北オークガーデン近辺	25	5-11月	3h~	
	14	森林保全	各地		20	4-11月	3h	
	15	羊の世話体験	芸北	MAEファーム	15	4月中-5月上	4h	
	16	養鶏体験	大朝	ふあーむbuffo	10	通年	3h	
	17	リンゴ作業体験	芸北	檜原農園 他	40	5-11月	3h	
	18	ハーブ栽培体験	大朝	天意の里ハーブガーデン	40	4-11月	3h	
	19	農作業体験	各地		100	5-10月	3h	
手づくり体験	20	草木染め体験	芸北	妙徳寺他	40	4-11月	4h	
	21	ハーブ石鹸講座	大朝	天意の里ハーブガーデン	40	4-11月	3h	
	22	天蓋切り絵作り	各地		40	通年	3h	
	23	神楽面絵付け	各地		40	通年	3h	
	24	木工クラフト	各地		40	通年	3h	
	25	かんじき作り	各地		40	通年	3h	
	26	かづら細工体験	各地		20	通年	3h	
	27	わら細工体験	各地		40	通年	3h	
	28	竹細工体験	各地		40	通年	3h	
味覚体験	29	田舎料理体験	各地		40	4-11月	3h	
	30	手打ちそば体験	豊平	豊平そば道場	40	通年	3h	
	31	米粉ピザ作り	千代田	へんぼこ茶屋	40	5-11月	3h	
	32	里の恵み手作り体験	各地		40	4-12月	3h	
	33	コンニャク手作り体験	芸北	芸北おおさ加工場他	15	4-11月	3h	
伝統文化体験	34	神楽鑑賞	各地		40	通年	2h	
	35	田楽体験	千代田		40	通年	4h	
	36	語り部プログラム	芸北	ほそよ村	40	通年	3h	
	37	昔話と巨木見学	大朝	田原温泉講堂他	40	通年	2h	
冬の体験	38	スキー&スノーボード	芸北	各地スキー場	100	12-3月	3h	
	39	スノートレッキング	芸北	各地スキー場	80	12-3月	3h	
	40	スポーツ雪合戦	芸北	芸北文化ランド	100	12-3月	3h	
家業体験	41	田舎暮らし体験(民泊を伴うもの)	各地	芸北、豊平、大朝、千代田	300	通年	3h	
家業体験	42	田舎暮らし体験(日帰り)	各地	芸北、豊平、大朝、千代田	300	通年	3h	原則9:00~12:00
平和学習	43	被爆体験講話	各地	各地域集会所等	300	通年	1h	
民泊	44	民泊	各地	芸北、豊平、大朝、千代田	300	通年		1泊2食

お役立ち情報メモ

熱中症ガイドライン	http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf	厚労省
熱中症予防	http://www.wbgt.env.go.jp/	環境省
熱中症から身を守るために	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html	気象庁
熱中症を防ぐために	http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual/3-1.pdf	厚労省
農業現場熱中症対策	http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/ri-furetto.pdf	農水省
熱中症応急手当	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2705/pdf/270501-1.pdf	消防庁
BLS一時救命措置、 AED心肺蘇生講習動画	https://www.youtube.com/watch?v=qYea586_U9s&feature=youtu.be	日本赤十字社
応急手当講習資料	http://www.tokyo.jrc.or.jp/application/webcross/index.html	日本赤十字社
アレルギー対応ガイドライン(保育所)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf	厚労省
エピペントレーニング(アドレナリン自己注射薬)	http://www.epipen.jp/howto-epipen/practice.html	ファイザー(株)
食物アレルギー対策(お家でできること)	http://www.allergy.go.jp/allergy/publications/pdf/foodallergy.pdf	厚労省
農作業事故	http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/04-001.pdf	(一社)日本農村医学会
農業安全研修資料	http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/	農水省
発達した積乱雲による災害・事故から児童を守るために	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/siryo/guide.pdf	気象庁
雷から身を守るには	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html	気象庁
救急車利用マニュアル	http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyusya_manual/pdf/2011/japanese.pdf	消防庁

目次に戻る

子ども農山漁村交流プロジェクト研究会
法務・安全対策部門

会 長	早川 修	早川総合法律事務所 弁護士
副 会 長	早野 豊喜	有限会社観光振興企画研究所 主席研究員
委 員	太田原 康志	NPO法人自然体験活動推進協議会 事務局長
委 員	佐藤 春夫	新潟グリーンツーリズムセンター 専門指導員
委 員	鈴木 達志	西伊豆いきいき漁村活性化協議会 会長
事 務 局	出口 高靖	一般社団法人全国農協観光協会

執筆協力（第3章第5節 保険の確認）

町頭 隆児 有限会社オフィステラ 代表取締役

安全管理マニュアル作成のポイントQ&A 改訂版

監 修：早川総合法律事務所 弁護士 早川 修

執筆協力：有限会社観光振興企画研究所

発 行：一般社団法人全国農協観光協会

〒101-0021

東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル4階

TEL 03-5297-0323

この「安全管理マニュアル作成のポイントQ&A」は、
農林水産省「都市農村共生・対流総合対策交付金」により作成しました。